
第3期名護市子ども・子育て支援事業計画

【パブリックコメント 素案】

令和7年2月

名護市

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
第2章 名護市のこども・子育てを取り巻く現状.....	5
1. 統計資料等からみる現状	5
2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	30
3. 子育て支援に係る名護市の取り組み状況（第2期計画の評価）	42
4. 計画課題の整理	45
第3章 計画の基本的な考え方.....	48
1. 計画の基本理念	48
2. 計画の基本的視点	48
3. 基本目標	49
4. 施策体系	51
第4章 具体的な取り組みの展開.....	52
基本目標1 全てのこどもと子育て家庭を応援する地域づくり	52
基本目標2 こどもが健やかに成長することのできる健康づくり	63
基本目標3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり.....	69
基本目標4 子育てにやさしい環境づくり	75
基本目標5 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり	77
基本目標6 こどもの人権を尊重する仕組みづくり.....	78
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画（第3期）	84
1. 教育・保育提供区域の設定	84
2. 子ども・子育て支援事業計画において定める事業.....	85
3. 第3期計画期間における児童数の推計、量の見込みの算出方法等	87
4. 幼児期の教育・保育の事業計画.....	91
5. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画.....	103
第6章 計画の推進に向けて.....	112

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

国は、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」を、平成27年度から開始しています。近年には、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映し、すべてのこどもが、自立した個人として、平等に、健やかで、幸せな状態（Well-being）で成長することができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、令和5年4月より「こども家庭庁」を発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行し、同法第9条に基づき、“こども施策に関する大綱（こども大綱）”を定めています。

また、国は令和5年12月に「こども未来戦略」を閣議決定し、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにしています。加速化プランに沿って令和7年度以降に創設される事業には、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）や、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充に向けた継続的な支援の在り方として伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）など、子ども・子育てに関わる事業・制度も挙げられています。

名護市では、令和元年度に「第2期名護市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童の解消をめざして積極的に保育所等の整備を行うとともに、令和3年9月には公立保育所と公立幼稚園を認定こども園へ移行し、市立緑風こども園を開設して教育・保育の受け皿確保に努めています。さらに、課題である保育人材の確保・定着に向け、「保育士試験受験者支援事業」や、「保育士正規職員雇用支援事業」「保育士緊急確保事業」などの各種事業の継続実施に加え、令和6年度からは通信制の保育士養成校「小田原短期大学名護スクール」の開設による中長期的な保育士の育成など、保育士不足を解消するための取り組みも拡充しています。加えて、放課後児童クラブ等放課後の居場所の拡充、産後ケア事業等新たな母子保健事業の実施など、安心して出産・子育てができる環境整備を進めています。

一方で、依然として待機児童の解消には至っておらず、放課後児童クラブの待機児童も増加している状況にあります。さらに、国が進める新たな事業・制度への対応も求められています。第2期名護市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で期間満了を迎えるのを機に、名護市における保育サービス等の現状整理や第2期計画の進捗・点検評価、各種ニーズ調査等を踏まえて、「第3期名護市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画に基づき、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する仕組みづくりを推進します。

□子ども・子育て支援法の概要及び国の方向性

〈子ども・子育て支援法〉

○法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



〈基本指針※〉

○目的

子ども・子育て支援法等の一部改正に対応し、令和7年4月1日から新たな支援体制を適用。質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を目指す。

○主な改正内容

- ・支援体制の強化
市町村域を超えた広域調整を促進し、地域ごとのニーズに応じた柔軟な計画策定を支援。
特定教育・保育施設の経営情報を公表し透明性を確保。
- ・ワーク・ライフ・バランス促進
育児休業取得の促進、柔軟な働き方の実現など、子育て世代の労働環境改善を推進。
- ・連携と協働
市町村や都道府県、医療機関、福祉施設など多機関の連携を強化し、総合的な子育て支援体制を構築。

○具体的施策

- ・放課後児童健全育成事業の充実
学校施設の活用や地域拠点との連携強化。
- ・妊産婦支援
健康診査や産後ケア事業を通じ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実現。
- ・障害児支援の強化
地域で安心して生活できるための療育・医療の提供や専門支援の拡充。

□子ども・子育て支援新制度の目的

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け等

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。全てのこどもの良質な成育環境を保障し、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために、これらについての量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業所の参画を得ながら、こども・子育て支援の充実を目指すものです。

なお、令和6年の次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、時限立法であった法律の期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなっています。第2期名護市子ども・子育て支援事業計画において、同法に基づく基本的な考え方や施策内容を継承・包含しつつ、選択と集中の観点から精査を行い、特に取り組んでいくべき内容を中心に位置付けられていることから、本計画においてもそうした位置付けを踏まえていくものとします。

加えて、「幼児教育アクションプログラム」「放課後児童対策パッケージ」についても包含した計画として策定していくものとします。

(2) 計画の対象

この計画は、妊娠・出産期から小学校就学後の学童期までのこどもや子育て家庭等を主な対象としますが、社会的支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、本市における全てのこどもと子育てに関わる個人や団体も対象とします。

(3) 上位・関連計画との関係

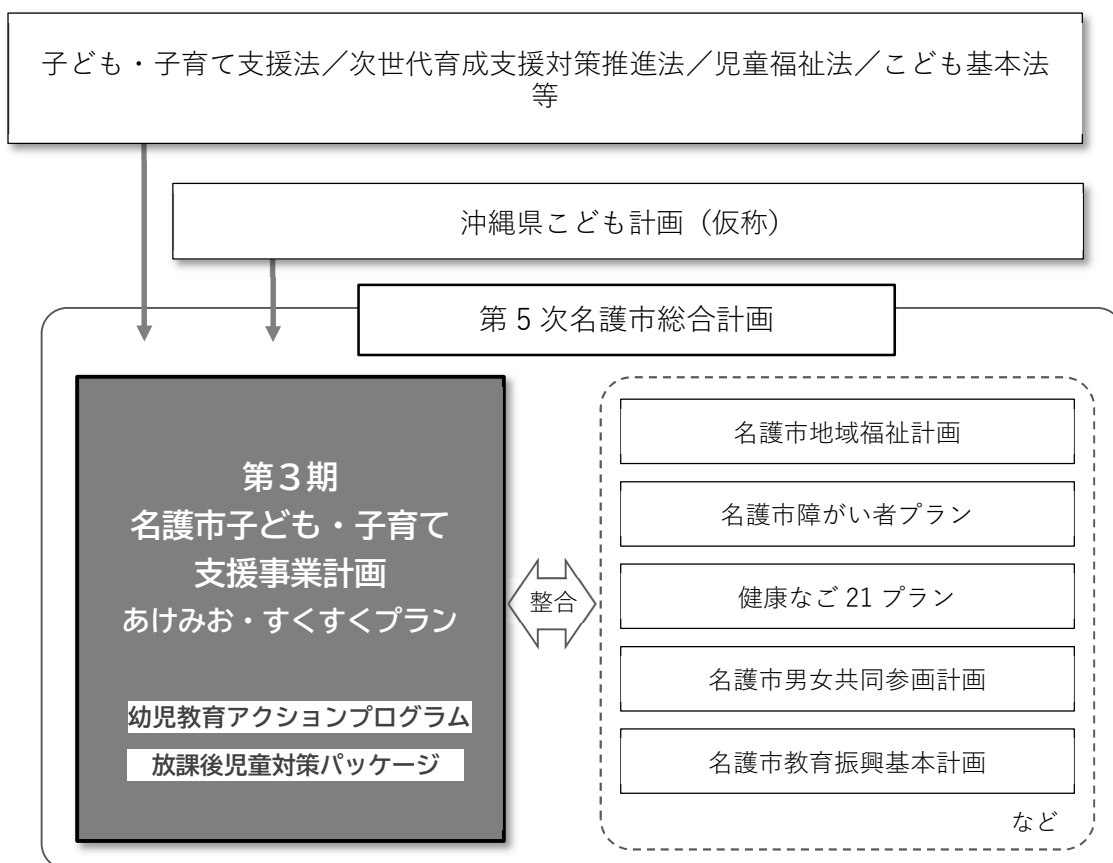
本計画は、本市の最上位計画である「第5次名護市総合計画」をはじめ、「名護市地域保健福祉計画」や「名護市障がい者プラン」、「名護市男女共同参画計画」等の個別計画との整合を図るものです。

「こども」と「子ども」の表記について

子ども・子育て支援法、こども基本法等、法律によって「こども」と「子ども」の表記や年齢区分は様々です。本計画においては、こども基本法における定義や基本理念を踏まえ、以下の場合を除き、ひらがな表記の「こども」を使用しています。

- ・法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法等）
- ・固有名詞を用いる場合（既存事業名や組織名等に使用される「子ども」）
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
- ・第2期名護市子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育てに関するニーズ調査における「子ども」、「統計資料等における「子ども」「子供」

□計画の位置づけ



3. 計画の期間

第3期名護市子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年までの5か年間を計画期間とします。なお、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、中間年を目安に、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 名護市のこども・子育てを取り巻く現状

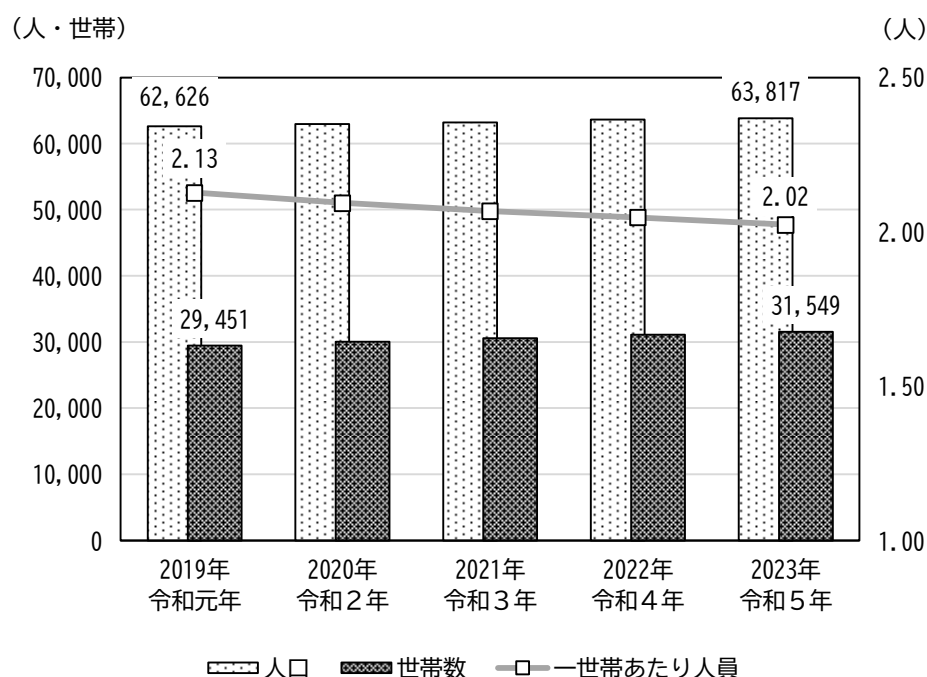
1. 統計資料等からみる現状

(1) 人口・世帯の動向

1) 人口・世帯の推移

- ・名護市の人口・世帯数をみると、2023（令和5）年の人口は63,817人、世帯数は31,549世帯で、1世帯あたり人員数は2.02人となっています。
- ・2019（令和元）年以降の推移をみると、人口は増加傾向にあり、世帯数も一貫して増加していますが、1世帯あたりの人員数が年々減少しており、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。

■名護市の人口推移



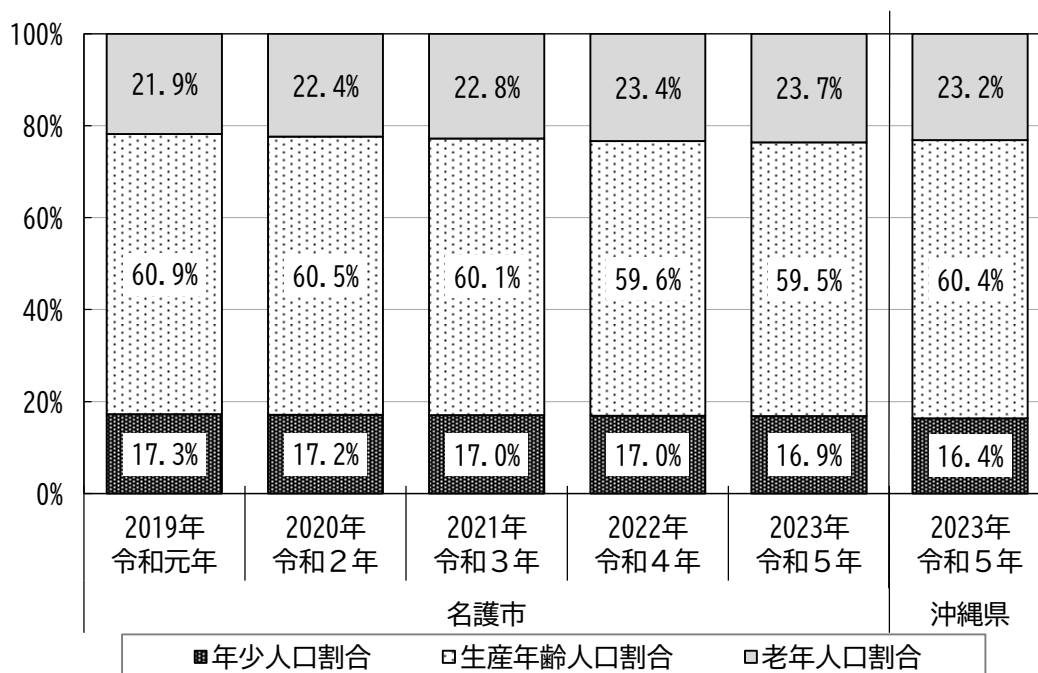
	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年
人口	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817
人口増減数	—	310	278	430	173
人口増減率（％）	—	0.50	0.44	0.68	0.27
世帯総数	29,451	30,066	30,580	31,104	31,549
世帯増減数	—	615	514	524	445
世帯増減率（％）	—	2.09	1.71	1.71	1.43
一世帯あたり人員	2.13	2.09	2.07	2.05	2.02

資料：名護市「年齢別統計表」

2) 年齢3階層別人口

- ・名護市における 2023（令和 5）年の年齢3階層別人口をみると、年少人口（15 歳未満）が2割弱（16.9%）、生産年齢人口（15～65 歳未満）が約5割（59.5%）、老年人口（65 歳以上）が2割強（23.7%）となっています。2019（令和元）年以降の推移をみると、年少人口および生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向が続いています。
- ・2023（令和 5）年の人口構成は、沖縄県とほぼ同様となっています。

■名護市における年齢3階層別人口の推移

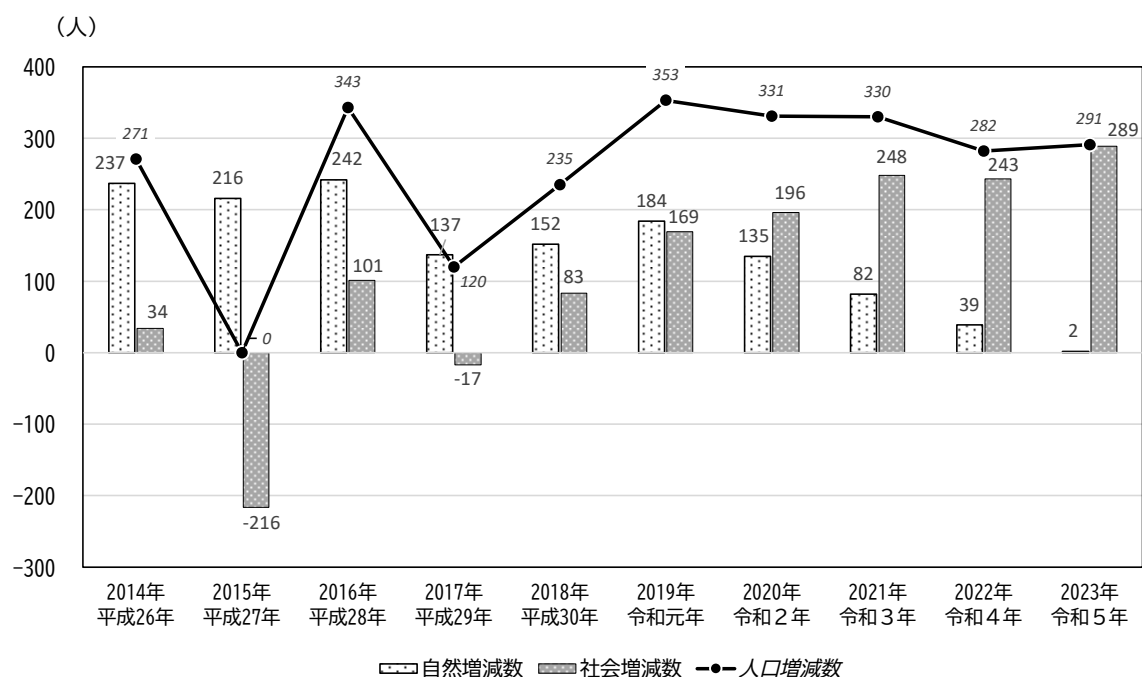


資料：名護市「年齢別統計表」、沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」

3) 人口動態

- ・ 2014（平成 26）年から 2023（令和 5）年の 10 年間の人口増減をみると、増減数に変動はあるものの、2015（平成 27）年を除いて人口増加が続いています。
- ・ この間、自然増ではあるものの、2019（令和元）年以降は減少傾向にあり、2023（令和 5）年には一桁台の増加となっています。社会増減をみると、2017（平成 29）年までは増減を繰り返していたものの、2018（平成 30）年以降は一貫して社会増が続いており、2023（令和 5）の増加数は約 290 人となっています。
- ・ なお、名護市では 2018（平成 30）年より保育料等無償化がスタートしています。

■名護市における人口動態の推移

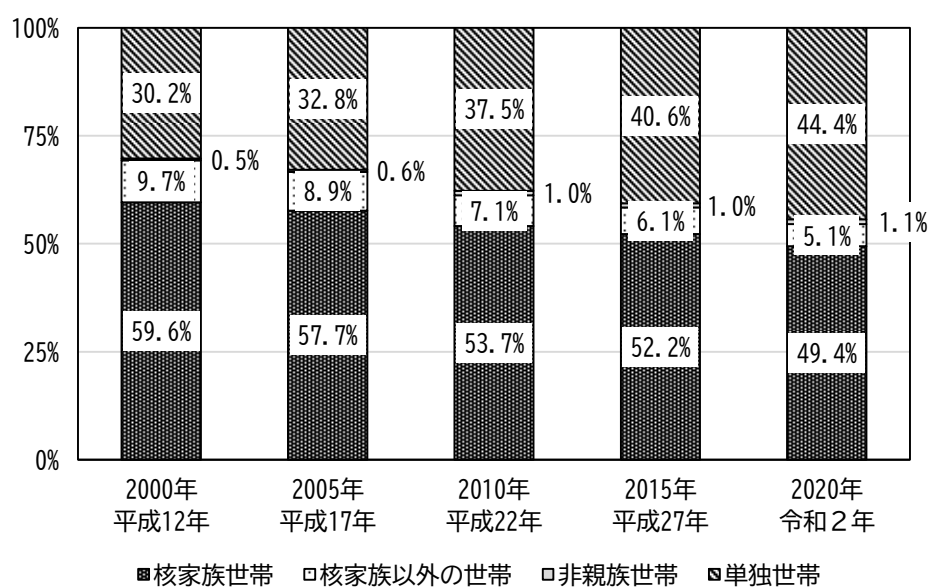


資料：沖縄県「人口移動報告年報」

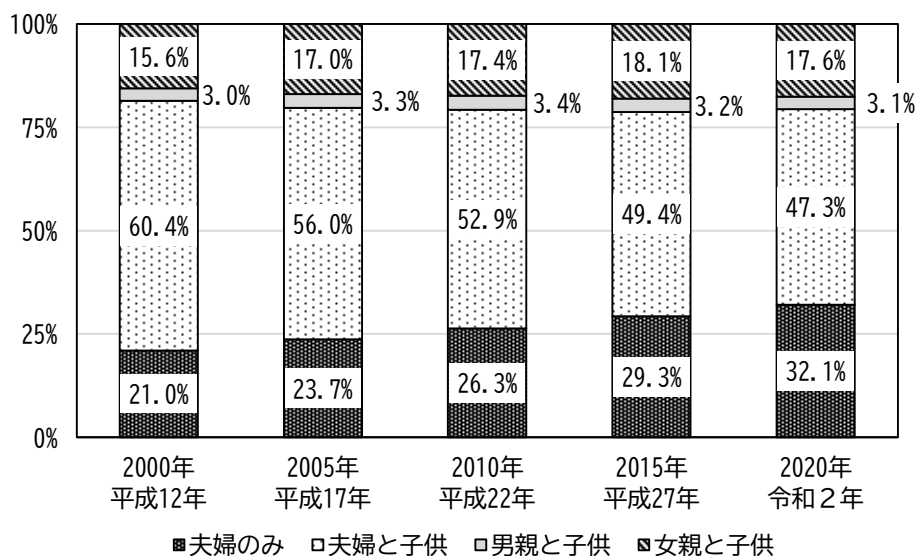
4) 世帯の家族類型

- ・名護市における一般世帯の家族類型をみると、核家族世帯の占める割合は減少傾向にあり、2020（令和2）年には約5割（49.4%）と、2000（平成12）年から約10ポイント減少となっています。一方、単独世帯は増加傾向にあり、2020（令和2）年には4割強（44.4%）と、2000（平成12）年から約14ポイントの増加となっています。
- ・また、核家族世帯の家族類型をみると、夫婦と子供からなる世帯の割合は減少傾向にあり、2020（令和2）年には5割弱（47.3%）と、2000（平成12）年から約13ポイントの減少となっています。一方、夫婦のみ世帯の割合は増加傾向にあり、2020（令和2）年には3割強（32.1%）と、2000（平成12）年から約11ポイントの増加となっています。

■名護市における一般世帯の家族類型の推移



■名護市における核家族世帯の家族類型の推移



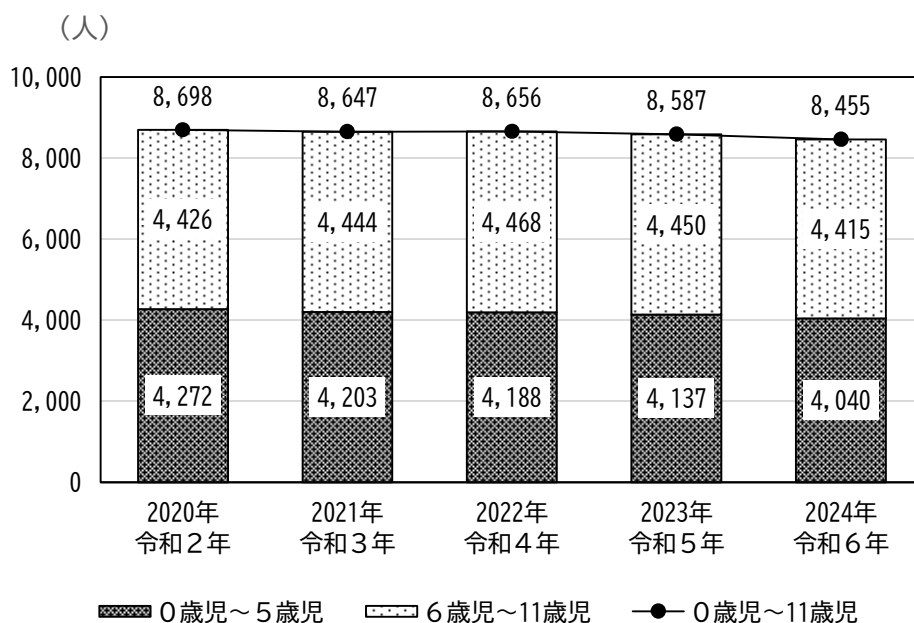
資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(2) こどもの人口等の推移

1) 0～11 歳人口の推移

- ・ 0 歳児～11 歳児の児童数は、2024（令和 6）年時点で 8,455 人となっており、うち 0 歳児～5 歳児の児童数が 4,040 人、6 歳児～11 歳児の児童数が 4,415 人となっています。
- ・ 2020（令和 2）年からの推移をみると、0 歳児～5 歳児は年々減少しています。また、6 歳児～11 歳児では 2023（令和 5）年に減少に転じています。6 歳児～11 歳児と比較して、0～5 歳児の減少数が大きくなっています。

■名護市における児童数の推移



		2020年 令和 2 年	2021年 令和 3 年	2022年 令和 4 年	2023年 令和 5 年	2024年 令和 6 年
0 歳児～11 歳児 (前年からの増減数)		8,698	8,647	8,656	8,587	8,455
	0 歳児～5 歳児 (前年からの増減数)	4,272	4,203	4,188	4,137	4,040
	6 歳児～11 歳児 (前年からの増減数)	4,426	4,444	4,468	4,450	4,415

※各年 3 月 31 日現在

資料：名護市「年齢別統計表」

2) 出生数

- ・名護市の 2023（令和 5）年の出生数は 609 人となっており、2019（令和元）年以降、減少傾向で推移しています。
- ・2018（令和元）年～2022（令和 4）年における平均の合計特殊出生率は 1.83 となっており、沖縄県よりもやや高くなっています。他方で、2022（令和 4）年の人口置換水準※ 2.07 を下回っており、長期的には人口減少が進む可能性があります。
- ・母の年齢別出生数をみると、2018（平成 30）年以降、15～34 歳の比較的若い世代の出生数が減少しています。

■出生数の推移および合計特殊出生率の比較（2018 年～2023 年）

	沖縄県	那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市
2019(令和元)年	15,302	2,862	1,154	560	1,176	704
2020(令和2)年	15,112	2,846	1,191	476	1,224	682
2021(令和3)年	14,746	2,664	1,173	498	1,229	657
2022(令和4)年	13,974	2,484	1,069	485	1,161	649
2023(令和5)年	13,047	2,349	984	448	1,050	609
合計特殊出生率 2018(平成30)年 ～2022(令和4)年	1.8	1.55	1.82	1.95	1.78	1.83

	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
2019(令和元)年	707	1,480	814	1,299	524	450
2020(令和2)年	703	1,509	743	1,343	527	434
2021(令和3)年	686	1,485	804	1,289	496	431
2022(令和4)年	630	1,465	741	1,220	489	383
2023(令和5)年	596	1,316	693	1,143	394	426
合計特殊出生率 2018(平成30)年 ～2022(令和4)年	2.02	1.81	1.99	1.88	2.06	1.94

資料：沖縄県「人口移動報告年報」、
厚生労働省「平成 30 年～令和 4 年人口動態保健所・市町村別の概況」

■名護市における母の年齢別出生数

	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和 2 年	2021年 令和 3 年	2022年 令和 4 年
14歳以下	0	0	0	0	0
15～19歳	27	15	16	14	13
20～24歳	91	90	87	82	73
25～29歳	190	184	178	170	162
30～34歳	232	191	201	211	172
35～39歳	154	154	151	155	159
40～44歳	40	39	34	43	40
45～49歳	2	3	1	0	2
50歳以上	0	0	0	0	0
合計	736	676	668	675	621

資料：厚生労働省「人口動態調査」

※人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所「2024 年版人口統計資料集」より。合計特殊出生率を純再生産率で割った値のことで、その年次の純再生産率がもし 1 であったとするならば、合計特殊出生率はどれだけになるかを表しており、人口が静止するために必要な合計特殊出生率を意味する。

3) 母子・父子世帯の状況

- ・母子世帯の推移をみると、2020（令和2）年は671世帯で、2010（平成22）年の642世帯より29世帯増加しています。また、父子世帯の推移については、2020（令和2）年は72世帯で、2010（平成22）年の97世帯より25世帯の減少となっています。
- ・母子世帯の割合を県内市部、沖縄県、全国と比較すると、県内市部および沖縄県よりも約2ポイント高く、全国よりも約5ポイント高くなっています。父子世帯では大きな差はみられません。

■名護市における母子・父子世帯の推移

	世帯数			割合		
	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	5,888	5,847	5,933	100.0%	100.0%	100.0%
母子世帯	642	709	671	10.9%	12.1%	11.3%
父子世帯	97	84	72	1.6%	1.4%	1.2%

■母子・父子世帯の比較（2020（令和2）年）

	名護市	市部	沖縄県	全国
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	5,933	111,356	143,841	10,124,964
母子世帯数	671	10,394	13,575	646,809
母子世帯の割合	11.3%	9.3%	9.4%	6.4%
父子世帯数	72	1,217	1,651	74,481
父子世帯の割合	1.2%	1.1%	1.1%	0.7%

※母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯

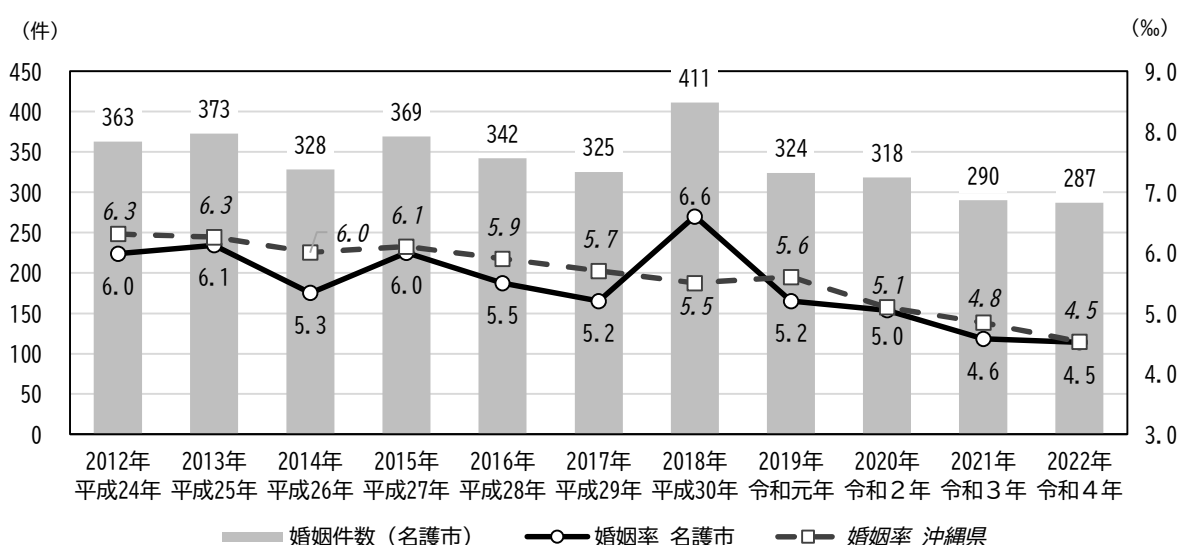
※父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

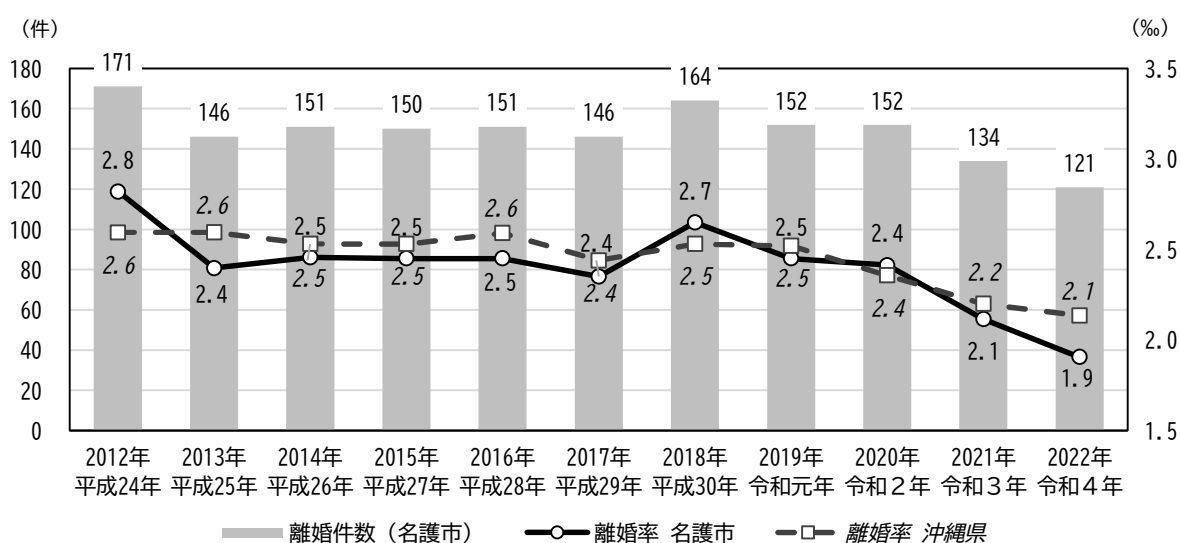
(3) 婚姻等の状況

- ・2022（令和4）年の名護市の婚姻件数は287件、婚姻率（人口千対）は4.5%となっています。2012（平成24）年以降の推移をみると、増減を繰り返しながらもやや減少傾向にあります。婚姻率について、沖縄県と比較すると、2018（平成30）年を除き、沖縄県を下回るかほぼ同率となっています。
- ・離婚件数は、2020（令和2）年までおおむね横ばいで推移していたものの、それ以降は減少傾向にあり、2022（令和4）年の離婚件数は121件、離婚率（人口千対）は1.9%となっています。離婚率について、沖縄県と比較すると、2012（平成24）年、2018（平成30）年を除き、沖縄県を下回るかほぼ同率となっています。

■名護市・沖縄県における婚姻件数・婚姻率の推移



■名護市・沖縄県における離婚件数・離婚率の推移



※婚姻率（単位：‰）＝年間婚姻届出件数/全体人口×1000

※離婚率（単位：‰）＝年間離婚届出件数/全体人口×1000

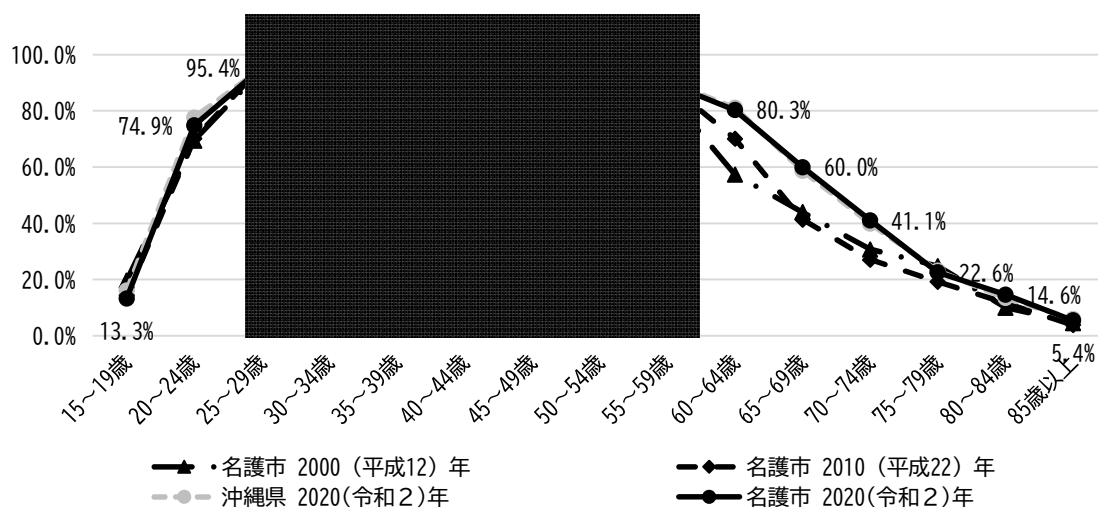
資料：沖縄県「沖縄県人口移動統計」

(4) 労働等の状況

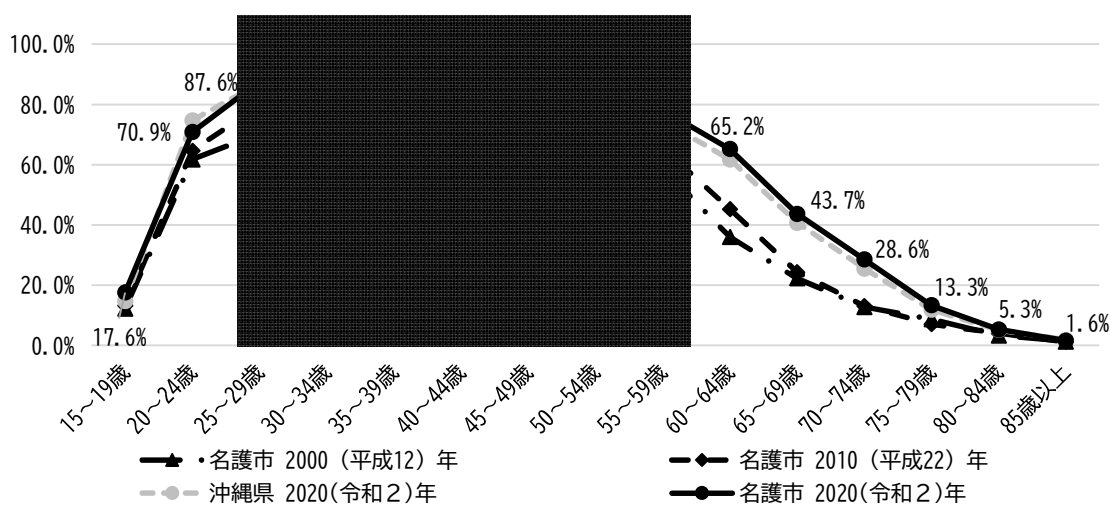
1) 性別年齢階級別労働力率

- ・2020（令和2）年の名護市の労働力率について、25～59歳間をみると、男性は9割前後を維持しており、年齢による変化がほとんどみられません。女性では8割前後となっているものの、30～34歳でやや減少する傾向がみられます。また、男女ともに60～74歳間で労働力率の高まりがみられます。
- ・女性の労働力率について、結婚・出産を機に一時離職することにより20代後半～30代の労働力率が下がるM字カーブが課題となっています。名護市においても2000（平成12）年では30～34歳で減少し徐々に増加する傾向にありましたが、2020（令和2）年では減少幅が縮小しており、M字カーブの改善傾向がみられます。
- ・2020（令和2）年の労働力率を沖縄県と比較すると、名護市の労働力率は、男性ではほぼ同率、女性では30～74歳間でやや高くなっています。

■名護市・沖縄県における男性の年齢階級別労働力率の推移



■名護市・沖縄県における女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

2) 共働き世帯の状況

- ・共働き世帯の推移をみると、2020（令和2）年は2,308世帯と、2010（平成22）年の2,195世帯より113世帯の増加がみられます。
- ・沖縄県、全国と比較すると、名護市の共働き世帯の割合は沖縄県より2.7ポイント高くなっており、全国とはほぼ同様となっています。

■名護市における共働き世帯の推移

	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
夫婦と子どものいる一般世帯数 (最年少のこどもが0～11歳)	3,797	3,770	3,820
うち共働き世帯数	2,195	2,387	2,308
共働き世帯の割合(%)	57.8%	63.3%	60.4%

■共働き世帯の比較（2020年）

	名護市	沖縄県	全国
夫婦と子どものいる一般世帯数 (最年少のこどもが0～11歳)	3,820	90,119	6,572,166
うち共働き世帯数	2,308	52,028	3,918,131
共働き世帯の割合(%)	60.4%	57.7%	59.6%

※共働き世帯は、夫および妻がともに就業者の世帯として算出

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(5) 幼稚園・小学校・中学校の状況

1) 幼稚園

- ・令和6年4月現在、名護市内の幼稚園は公立が12園、私立が1園の計13園となっています。大北幼稚園では、令和6年度より3歳から受け入れる3年保育を実施しています。また、安和、東江幼稚園の2園では4歳から受け入れる混合保育を行っています。一方で、屋我地、真喜屋、稲田、瀬喜田、久辺幼稚園の5園が休園となっています。預かり保育を実施している公立幼稚園は屋部、名護、大北幼稚園の3園となっています。
- ・公立幼稚園の利用児童数は年々減少しており、令和6年5月現在161人となっています。また、私立幼稚園の利用児童数は70～80人前後で推移しており、令和6年4月現在79人となっています。公立と私立を合わせ、令和6年度初めの幼稚園児数は240人となっています。

■幼稚園の概要

令和6年4月現在

区分	No.	施設名	所在地	受入年齢	預かり保育
公立	1	屋我地幼稚園	字饒平名159	5歳	—
	2	真喜屋幼稚園	字真喜屋571	5歳	—
	3	羽地幼稚園	字田井等601-2	5歳	—
	4	稲田幼稚園	字我部祖河440-1	5歳	—
	5	安和幼稚園	字安和174	4・5歳	—
	6	屋部幼稚園	字屋部47	5歳	○(30人)
	7	大宮幼稚園	宮里5-13-7	5歳	—
	8	名護幼稚園	大西2-2-22	5歳	○(30人)
	9	大北幼稚園	大北4-19-32	3～5歳	○(60人)
	10	東江幼稚園	東江1-7-21	4・5歳	—
	11	瀬喜田幼稚園	字幸喜4-1	4・5歳	—
	12	久辺幼稚園	字豊原208	5歳	—
私立	1	うみのほし幼稚園	名護市大西2-1-20	3～5歳	○

資料：名護市保育・幼稚園課

■公立幼稚園の利用状況

各年5月現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	13	12	12	12	12
利用児童数(人)	207	200	176	178	161
5歳児	192	190	169	168	150
4歳児	15	10	7	10	8
3歳児	-	-	-	-	3

資料：名護市保育・幼稚園課

■私立幼稚園の利用状況

各年4月現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	1	1	1	1	1
利用児童数（人）	70	80	64	68	79
5歳児	22	37	15	28	30
4歳児	34	17	27	27	19
3歳児	14	26	22	13	30

資料：名護市保育・幼稚園課

2) 小学校

- ・令和6年5月現在、名護市内の公立小学校は14校（うち分校1校）で、学級数は227学級、児童数は4,367人となっています。特別支援学級を除き、低学年（1～3学年）の児童数は計2,022人、高学年（4～6学年）は計2,009人となっています。
- ・なお、屋我地小学校（屋我地ひるぎ学園）および久志小学校（緑風学園）は小中一貫教育校となっています。

■公立小学校の児童数

（単位：人、学級）

小学校名			1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援		計	
			児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
公立	1	屋我地 (屋我地ひるぎ学園)	13	1	13	1	18	1	19	1	13	1	20	1	13	3	109	9
	2	真喜屋	5	1	11	1	8	1	18	1	11	1	9	1	5	3	67	9
	3	羽地	63	2	68	2	59	2	62	2	54	2	57	2	21	4	384	16
	4	稲田	15	1	18	1	21	1	11	1	19	1	16	1	4	1	104	7
	5	安和	11	1	5	1	12	1	14	1	12	1	13	1	13	3	80	9
	6	屋部	131	5	99	4	121	4	111	4	109	4	107	3	55	10	733	34
	7	中山分校	1	0.5	0	0	2	0.5	4	1	—	—	—	—	3	1	10	3
	8	大宮	149	5	145	5	144	5	133	4	125	4	113	4	73	12	882	39
	9	名護	131	5	107	4	115	4	128	4	143	5	117	4	61	9	802	35
	10	東江	61	2	62	2	55	2	62	2	63	2	61	2	27	5	391	17
	11	瀬喜田	3	1	7	0.5	4	0.5	8	1	13	1	4	1	5	2	44	7
	12	久志 (緑風学園)	15	1	22	1	11	1	11	1	16	1	22	1	10	3	107	9
	13	久辺	21	1	15	1	20	1	25	1	21	1	15	1	12	3	129	9
	14	大北	72	3	88	3	81	3	89	3	76	3	85	3	34	6	525	24
合 計			691	29.5	660	26.5	671	27	695	27	675	27	639	25	336	65	4,367	227

資料：名護市教育委員会 学校教育課（令和6年5月時点）

3) 中学校

- ・令和6年5月現在、名護市内の市立中学校は8校、私立中学校（沖縄三育中学校）は1校所在しています。また、令和5年4月より、中高一貫教育校として沖縄県立名護高等学校附属桜中学校が市内に開校しています。市立中学校の学級数は105学級、生徒数は2,125人となっています。

■公立中学校の児童数

(単位：人、学級)

中学校名			1 学年		2 学年		3 学年		特別支援		計	
			生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
市立	1	屋我地 (屋我地ひるぎ学園)	16	1	21	1	20	1	5	3	62	6
	2	羽 地	85	3	78	3	77	3	23	4	263	13
	3	屋 部	102	3	120	4	107	4	32	5	361	16
	4	名 護	198	6	192	6	193	6	60	10	643	28
	5	久 志 (緑風学園)	14	1	15	1	18	1	12	3	59	6
	6	久 辺	28	1	26	1	18	1	10	3	82	6
	7	東 江	71	3	65	2	73	3	29	4	238	12
	8	大 宮	140	4	116	4	133	4	28	6	417	18
市 立 合 計			654	22	633	22	639	23	199	38	2,125	105
県立	9	桜 (名護高等学校附属)	40 (33)	1	40 (36)	1	-	-	-	-	80 (69)	2

資料：名護市教育委員会 学校教育課（令和6年5月時点）

※県立桜中学校（名護高等学校附属）は令和6年4月時点の生徒数であり、（ ）内は名護市在住の生徒数となっている。

※なお、名護市内の私立中学校は、私立沖縄三育中学校の1校となっており、名護市内在住の生徒は0人となっている（令和6年5月現在）。

■ 学校教育施設の一覧（令和6年度現在）

種別		NO	学 校 名	所 在 地
幼稚園	公立	1	瀬喜田幼稚園	幸喜4-1
		2	東江幼稚園	東江1-7-21
		3	名護幼稚園	大西2-2-22
		4	大北幼稚園	大北4-19-32
		5	大宮幼稚園	宮里5-13-7
		6	真喜屋幼稚園	真喜屋571
		7	羽地幼稚園	田井等601-2
		8	稲田幼稚園	我部祖河440-1
		9	久辺幼稚園	豊原208
		10	屋部幼稚園	屋部47
		11	安和幼稚園	安和174
		12	屋我地幼稚園	饒平名159
	私立	13	うみのほし幼稚園	大中2-3-30
小学校	公立	1	瀬喜田小学校	幸喜4-1
		2	東江小学校	東江1-7-2
		3	名護小学校	大西2-2-22
		4	大北小学校	大北4-19-37
		5	大宮小学校	宮里5-13-22
		6	真喜屋小学校	真喜屋571
		7	羽地小学校	田井等601-2
		8	稲田小学校	我部祖河440-1
		9	久辺小学校	豊原208
		10	緑風学園(久志小学校)	汀間122
		11	屋部小学校	屋部47
		12	屋部小学校 中山分校	中山208-1
		13	安和小学校	安和174
		14	屋我地ひるぎ学園(屋我地小学校)	饒平名159
中学校	市立	1	東江中学校	大東2-1-1
		2	名護中学校	大西2-2-33
		3	大宮中学校	宮里7-2-66
		4	羽地中学校	仲尾次770
		5	久辺中学校	豊原208
		6	緑風学園(久志中学校)	汀間122
		7	屋部中学校	屋部546
		8	屋我地ひるぎ学園(屋我地中学校)	饒平名159
	県立	9	桜中学校(名護高等学校附属)	大西5-17-1
	私立	10	沖縄三育中学校	旭川837

(6) 保育所・認定こども園等の状況

1) 認可保育所

- ・令和6年4月現在、認可保育所は私立が30カ所となっています。受入年齢は、分園2カ所を除き、生後6カ月から5歳までとなっています。延長保育は26カ所が実施している一方で、4カ所が未実施となっています。また、一時預かりはすべての認可保育所で実施できていない状況です。

■認可保育所の概要

令和6年4月現在

区分	No.	施設名	所在地	受入年齢	延長保育	一時預かり
私立認可保育所	1	東江保育園	東江一丁目10番24号	5歳まで	○	—
	2	やまびこ保育園	屋部1697番地1	5歳まで	○	—
	3	いとし子保育園	為又285番地2	5歳まで	○	—
	4	すだつ保育園	大北四丁目24番14号	5歳まで	○	—
	5	銀のすず保育園	真喜屋682番地	5歳まで	○	—
	6	しらかば保育園	大北三丁目20番3号	5歳まで	—	—
	7	実りの里保育園	宮里四丁目5番17号	5歳まで	○	—
	8	滝の子保育園	数久田829番地1	5歳まで	○	—
	9	伊差川保育園	伊差川224番地2	5歳まで	○	—
	10	夢が丘保育園	大西四丁目12番1号	5歳まで	○	—
	11	聖ルカ保育園	済井出12番地2	5歳まで	○	—
	12	うむさ保育園	宇茂佐110番地2	5歳まで	○	—
	13	うむさ保育園分園	宮里五丁目11番52号	2歳まで	○	—
	14	あい保育園	大北三丁目6番25号	5歳まで	—	—
	15	太陽の子保育園	宇茂佐の森一丁目8番地5	5歳まで	○	—
	16	まなびの保育園	屋部242番地4	5歳まで	○	—
	17	星のしずく保育園	宇茂佐1686番地	5歳まで	○	—
	18	星のしずく保育園 分園NICO(ニコ)	宮里一丁目24番9号	2歳まで	○	—
	19	やまびこ久辺保育園	辺野古922番地32	5歳まで	○	—
	20	風の子保育園	中山1029番地9	5歳まで	—	—
	21	エレミヤ保育園	大北三丁目7番14号	5歳まで	○	—
	22	チャイルド・リンク保育園	為又1220番地228	5歳まで	—	—
	23	あい中央保育園	大北二丁目1番27号	5歳まで	○	—
	24	すだつ羽地保育園	田井等601番地4	5歳まで	○	—
	25	名護さくら保育園	宮里五丁目7番9号	5歳まで	○	—
	26	あおぞらの子保育園	為又1219番地297	5歳まで	○	—
	27	キリン保育園	安和83番地	5歳まで	○	—
	28	実りの森保育園	宇茂佐1966番89	5歳まで	○	—
	29	大宮保育園	宮里875番地19	5歳まで	○	—
	30	ラ・ラ・ラ保育園	宇茂佐824番地4	5歳まで	○	—

※受入年齢は生後6カ月からとなっている。

資料：名護市保育・幼稚園課

※一部の保育所では4歳・5歳合同クラスとなっている。

- ・令和6年4月現在の認可保育所の利用児童数は2,297人となっています。令和2年以降、利用児童数は減少傾向にあります。

■認可保育所の利用状況

各年4月現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	29	29	28	30	30
利用児童数（人）	2,471	2,463	2,372	2,302	2,297
5歳児	383	360	368	364	391
4歳児	495	503	482	505	472
3歳児	500	492	507	462	474
2歳児	467	476	445	443	424
1歳児	414	415	394	359	365
0歳児	212	217	176	169	171

資料：名護市保育・幼稚園課

2) 認定こども園

- ・令和6年4月現在、認定こども園は公立1カ所、私立7カ所の計8カ所となっています。なお、公立緑風こども園は令和3年9月に瀬嵩保育所から認定こども園へ移行しています。受入年齢について、名護栄光幼稚園（2歳～5歳）を除き、生後6カ月から5歳までとなっています。延長保育および一時預かりはそれぞれ1カ所で実施できていない状況です。

■認定こども園の概要

令和6年4月現在

区分	No.	施設名	所在地	受入年齢	延長保育	一時預かり
認定こども園	公立 1	名護市立 緑風こども園	汀間122番地	5歳まで	○	○
	2	あすなろ認定こども園	大東三丁目17番9号1	5歳まで	○	○
	3	あすなろ第2認定こども園	大東三丁目17番9号1	5歳まで	○	—
	4	あすなろ東認定こども園	東江二丁目6番9号	5歳まで	○	○
	私立 5	あすなろグレース認定こども園	大北一丁目18番4号	5歳まで	○	○
	6	海青こども園	大西三丁目14番3号	5歳まで	○	○
	7	なごうら認定こども園	屋部1716番地1	5歳まで	○	○
	8	名護栄光幼稚園	為又506番地10	2歳～5歳	—	○

資料：名護市保育・幼稚園課

※受入年齢は、明記のない限り、生後6カ月からとなっている。

- ・令和6年4月現在の認定こども園の利用児童数は公立81人、私立622人、計703人となっています。令和2年以降の利用児童数について、公立はやや増加、私立は増減があるものの、やや減少傾向がみられます。

■公立認定こども園の利用状況

各年4月現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数			1	1	1	1
利用児童数（人）			77	70	71	81
1号	5歳児		2	2	3	2
	4歳児		3	2	1	0
	3歳児		1	1	1	0
2号	5歳児		9	15	10	16
	4歳児		16	8	15	14
	3歳児		8	14	13	15
3号	2歳児		16	13	12	17
	1歳児		13	11	12	16
	0歳児		9	4	4	1

資料：名護市保育・幼稚園課

※緑風こども園：令和3年9月開園

■私立認定こども園の利用状況

各年4月現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		7	7	7	7	7
利用児童数（人）		647	632	648	630	622
1号	5歳児	27	27	29	29	36
	4歳児	29	29	31	36	28
	3歳児	28	25	33	26	28
2号	5歳児	103	101	108	110	108
	4歳児	112	117	119	112	111
	3歳児	119	113	108	110	111
3号	2歳児	104	99	101	96	92
	1歳児	78	78	72	65	67
	0歳児	47	43	47	46	41

資料：名護市保育・幼稚園課

3) 小規模保育事業所

- ・令和6年4月現在、小規模保育事業所は私立が10カ所となっています。延長保育は6カ所が実施、4カ所が未実施となっており、一時預かりはすべての施設で未実施となっています。

■小規模保育事業所の概要

令和6年4月現在

区分	No.	施設名	所在地	受入年齢	延長保育	一時預かり
私立小規模保育事業所	1	ウキリ幼児園	宇茂佐458番地8	2歳まで	○	—
	2	明星保育園	屋部468番地47	2歳まで	○	—
	3	小規模保育園 みなと	宮里一丁目17番8号	2歳まで	○	—
	4	ひまわり保育園	大中三丁目4番15号	2歳まで	—	—
	5	そだちの環保育園	大南二丁目9番9号	2歳まで	—	—
	6	サンライズキッズ保育園名護園	大中二丁目7番15号	2歳まで	○	—
	7	みらいじゅごん保育園	大東一丁目5番34号	2歳まで	—	—
	8	いちごレイラニ保育園宇茂佐の森	宇茂佐の森三丁目5番8号	2歳まで	○	—
	9	なごうらキッズ園	屋部1716番地3	2歳まで	○	—
	10	みらいばいっふる保育園	伊差川354番地	2歳まで	—	—

資料：名護市保育・幼稚園課

- ・令和6年4月現在の小規模保育事業所の利用児童数は176人となっています。令和2年以降、名護市では小規模保育事業所の拡充を図っており、施設数の増加に伴い、利用児童数も約2.5倍増加しています。

■小規模保育事業所の利用状況

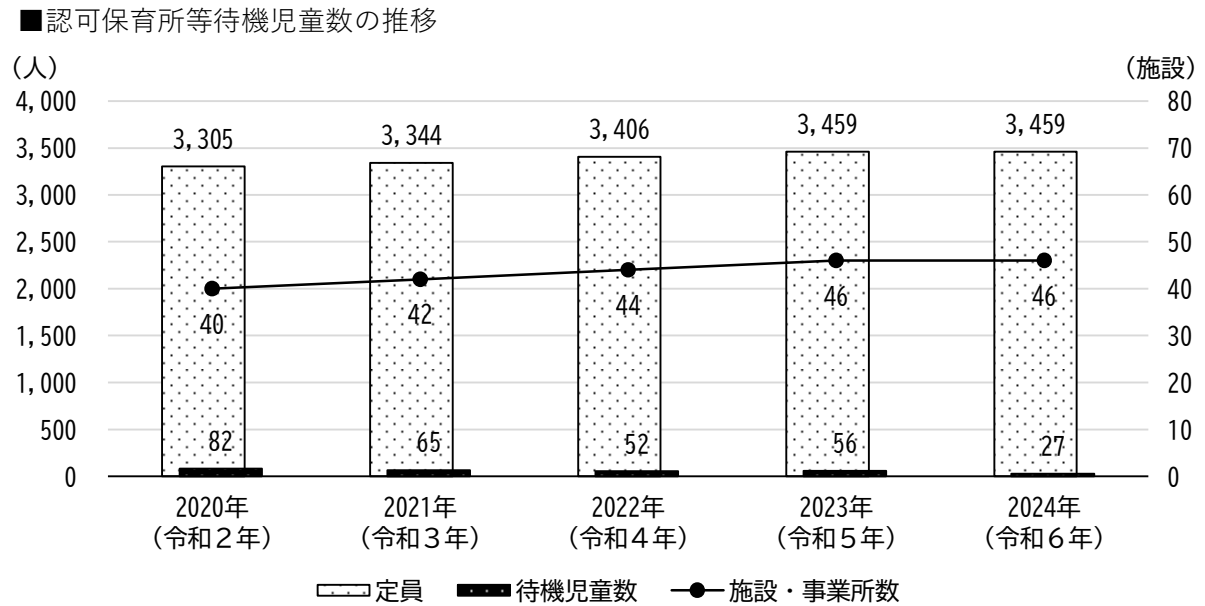
各年4月現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	4	6	9	9	10
利用児童数（人）	65	103	132	160	176
2歳児	26	36	41	66	67
1歳児	25	39	52	63	61
0歳児	14	28	39	31	48

資料：名護市保育・幼稚園課

2) 待機児童の状況

・令和6年4月時点での待機児童数は27人、待機率は0.8%となっています。令和2年以降待機児童数および待機率は縮小しているものの、依然として1歳児・2歳児で待機率が高い状況です。



※施設・事業所数は認可保育所の分園2園を除く

※各年4月1日時点

■年齢別認可保育所等待機児童の状況

各年4月1日時点

	施設・事業所数	定員	0歳児			1歳児			2歳児			3歳児			4歳児以上			合計		
			認可保育所等 申込児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等 申込児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等 申込児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等 申込児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等 申込児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等 申込児童数	待機児童数	待機率
2020年 (令和2年)	40	3,305	288	3	1.0%	631	66	10.5%	636	13	2.0%	634	0	0.0%	1,115	0	0.0%	3,304	82	2.5%
2021年 (令和3年)	42	3,344	317	6	1.9%	602	32	5.3%	663	25	3.8%	621	2	0.3%	1,098	0	0.0%	3,301	65	2.0%
2022年 (令和4年)	44	3,406	291	2	0.7%	602	40	6.6%	609	2	0.3%	645	7	1.1%	1,108	1	0.1%	3,255	52	1.6%
2023年 (令和5年)	46	3,459	271	3	1.1%	608	40	6.6%	637	7	1.1%	593	3	0.5%	1,127	3	0.3%	3,236	56	1.7%
2024年 (令和6年)	46	3,459	274	1	0.4%	553	12	2.2%	639	13	2.0%	612	1	0.2%	1,123	0	0.0%	3,201	27	0.8%

資料：名護市保育・幼稚園課

※2020年は沖縄県「各市町村別保育所入所待機児童数」、2021年、2022年は名護市「名護市の待機児童数の推移」より整理

3) 認可外保育施設・企業主導型保育事業所の概要

- ・令和6年4月現在の認可外保育施設は7カ所、企業主導型保育事業所は2カ所、居宅訪問型は2カ所となっています。定員数は認可外保育施設が161人、企業主導型保育事業所の地域枠が36人となっています。
- ・令和6年4月現在、認可外保育施設の利用児童数はおおよそ78人、企業主導型保育事業所の利用児童数は51人となっています。

■認可外保育施設の概要

令和6年度4月現在

区分	No.	施設名	所在地	受入年齢	定員	うち地域枠	延長保育	一時預かり
認可外保育施設	事業所内	1 リリー保育園 (北部地区医師会病院)	宇茂佐1710-10	4ヶ月～5歳	60人		○	○
		2 託児所 どんぐり (名護療育医療センター)	宇茂佐1869番地	6ヶ月～5歳	19人		○	○
	個人	3 Little Herats プリスクール	許田610-3	1歳～5歳	18人		—	—
		4 ちびっこはうす すまいる	宮里五丁目11番51-1号	1ヶ月から	18人		—	—
		5 にじいろ保育園	大東二丁目6番11号	0歳～2歳	15人		—	—
	NPO	6 いちごレイラニ保育園大	大中四丁目20番28号	0歳～5歳	25人			
	企業主導型	7 カヌチャベイリゾート保育園 (株式会社カヌチャベイリゾート)	安部156-2	6ヶ月～5歳	12人	6人	○	○
		8 豊明保育園	屋部468番地49	6ヶ月～5歳	60人	30人	○	—
	その他	9 名護栄光保育園	為又506-10	2歳	6人		—	—
		10 キズナシッター (居宅訪問型)	—	1歳～12歳	—			○
		11 キッズライン大浜 (居宅訪問型)	—	0歳～15歳	—			○

※いちごレイラニ保育園大について、延長保育・一時預かりの実施状況不明

資料：名護市保育・幼稚園課

■認可外保育施設の利用状況

各年4月現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	8	8	6	6	7
定員数 (人)	164	164	137	136	161
利用児童数 (人)	-	71	48	73	78
	5歳児	-	-	3	6
	4歳児	8	6	10	8
	3歳児	13	8	12	10
	2歳児	29	13	9	19
	1歳児	17	15	35	30
	0歳児	4	6	4	5

※令和2年の利用児童数不明

資料：名護市保育・幼稚園課

※一部の認可外保育施設について利用児童数不明

■企業主導型保育事業所の利用状況

各年4月現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	1	1	2	2	2
地域枠 (人)	5	5	35	35	36
利用児童数 (人)	-	8	47	56	51
	5歳児	-	-	-	-
	4歳児	-	3	8	7
	3歳児	2	12	10	13
	2歳児	4	8	18	18
	1歳児	1	18	17	12
	0歳児	1	6	3	1

※令和2年の利用児童数不明

資料：名護市保育・幼稚園課

(7) 地域子育て支援施設等の状況

1) 地域子育てセンター（地域子育て支援拠点事業）

- ・名護市内で地域子育て支援拠点事業を行う子育て支援センターは、公立が1施設、私立が5施設の計6施設となっています。
- ・利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって2020（令和2）年度から利用者数が減少したものの、2022（令和4）年度以降は徐々に利用者数が増えてきています。

■地域子育て支援センター一覧（令和6年度現在）

NO	センター名	所在地	備考
1	子育て支援センター あしびなー	宮里4-5-17	実りの里保育園
2	地域子育て支援センター あい	大中3-6-25	あい保育園
3	子育て支援ひろば パンの木ルーム	真喜屋682	銀のすず保育園
4	子育てひろば ヤッホーハウス	屋部1697-1	やまびこ保育園
5	地域子育て支援センター すだっちクラブ	大北4-24-14	すだつ保育園
6	名護市児童センター	（仮設）大南2-1-25	

資料：名護市保育・幼稚園課

■地域子育て支援センターの利用状況

各年度3月現在

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
利用者総数	14,897	8,683	5,454	7,251	10,137
子育て支援センター あしびなー （実りの里保育園）	3,459	2,316	1,873	1,450	1,751
地域子育て支援センター あい （あい保育園）	2,533	818	604	983	1,966
子育て支援ひろば パンの木ルーム （銀のすず保育園）	1,225	737	349	828	863
子育てひろば ヤッホーハウス （やまびこ保育園）	3,259	1,839	1,003	1,717	1,940
地域子育て支援センター すだっち クラブ（すだつ保育園）	122	71	107	213	614
名護市児童センター	4,299	2,902	1,518	2,060	3,003

資料：名護市保育・幼稚園課、子育て支援課

※名護児童センターを除く、私立地域子育て支援拠点は利用世帯数の延べ人数

2) 病児保育事業

- ・名護市内には病児保育事業を行う施設が2施設あり、利用者数はコロナ禍以降減少傾向にあります。

■病児保育事業実施施設一覧（令和5年12月時点）

NO	実施施設	所在地	備考
1	名護療育医療センター	宇茂佐1765	病児保育 ばんび（R6～休止）
2	育ちのクリニック	大東二丁目23-30	病児保育 ばんび2

資料：名護市保育・幼稚園課

■病児保育の利用状況

各年度3月現在

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
実施施設数	2	2	2	2	2
利用者数	982	694	509	480	371

資料：名護市保育・幼稚園課

3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業を行う施設）は、2023（令和5）年度時点で23施設となっています。2019（令和元）年度からの施設数・定員数の推移をみると、施設数の増減はあるものの、定員数は年々増加しており、2023（令和5）年度時点は918人となっています。
- ・登録児童数については、2023（令和5）年度時点で876人となっています。学年別にみると、小学1年生、2年生が特に多く、この2学年で全体の5～6割を占めており、学年が上がるにつれて減少しています。2019（令和元）年度からの推移をみると、登録児童数は年々増加傾向にあります。
- ・定員数に対して登録児童数は下回っているものの、待機児童数は年々増加傾向にあり、希望する施設に入れない利用希望者が一定数いるものと推察されます。

■放課後児童クラブの利用状況

各年度5月現在

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
施設数	23	21	21	21	23
定員	822	825	827	837	918
登録児童数	748	771	814	805	876
小学1年生	254	259	281	267	299
小学2年生	235	209	235	252	261
小学3年生	138	167	142	161	173
小学4年生	70	88	97	67	97
小学5年生	40	26	50	42	33
小学6年生	11	22	9	16	13
待機児童数	4	3	35	11	48

資料：名護市子育て支援課

■放課後児童クラブ一覧（令和6年度現在）

校区	NO	放課後児童クラブ名	所 在 地	受入れ小学校	障がい児受入推進事業
東江小	1	ほのぼの学童	東江1-25-8（東江公民館内）	東江小	○
	2	にこにこ学童	大東1-21-23（大東区公民館内）	東江小	○
	3	さくら学童学習教室	城2-12-3	東江小・名護小・大宮小	×
	4	びっぴ学童クラブ	大東2-2-1	東江小・名護小	○
名護小	5	にこにこ学童(大西クラブ)	大西3-8-12（大西公民館内）	名護小	○
	6	名護ひかり学童クラブ	大西2-2-22（名護幼稚園内）	名護小	○
	7	スマイル学童	大西4-6-1-1	名護小	○
	8	オズ学童クラブ	大南3-11-9	名護小・大宮小	○
	9	きらきら学童	大西5-2-38	名護小	○
大北小	10	エレミヤ学童クラブ トライ	大北3-8-4	大北小・名護小・羽地小	○
	11	エレミヤ学童クラブ カルテット	大北3-7-18	大北小・名護小・羽地小	○
	12	ほのぼの学童大北校	大北1-11-33	大北小	○
	13	エレミヤ学童クラブ エール	大北3-8-2	大北小・名護小・羽地小	○
	14	おおきた学童	大北4-19-8	大北小・羽地小	○
大宮小	15	学童ちびっ子ハウス	宮里4-5-17（実りの里保育園内）	名護小・大宮小・屋部小 （実りの里保育園卒園生優先）	○
	16	ハッピー学童	大南2-16-26（大南公民館内）	大宮小	○
	17	ほほえみ学童教室	宮里6-2-9	大宮小	○
	18	おおみや学童クラブ	宮里1-1-10	大宮小	○
屋部小	19	やまびこC L U B	屋部45-1	屋部小	×
	20	やんばる学童	屋部377	屋部小・安和小	○
	21	やんばるやぶ学童	屋部231-5	屋部小	○
真喜屋小	22	すずめ学童クラブ	真喜屋571（真喜屋幼稚園内）	羽地小・真喜屋小	×
羽地小	23	すだつ児童クラブ	田井等601-2（羽地幼稚園内）	羽地小・稲田小・大北小	○
屋我地	24	スポキッズやがじ学童クラブ	饒平名159（屋我地幼稚園内）	屋我地ひるぎ学園	×
緑 風	25	緑風学童クラブ	汀間122（緑風学園内）	緑風学園	×

資料：名護市子育て支援課

(8) 児童・家庭相談等の状況

- ・家庭児童相談室における対応件数について、2019（令和元）年度では1万件超となっていたものの、コロナ禍による影響か、2020（令和2）年度には7千件台まで減少しています。以降は増加傾向にあり、2023（令和5）年度は延べ8,569件となっています。
- ・相談内容について、「環境福祉※」は近年大幅に増加し、2023（令和5）年度は4,690件と過去5年間で最多となっています。また、「虐待」も近年増加傾向にあり、2023（令和5）年度は538件と過去5年間で最多となっています。

※家庭児童相談室は、令和6年度より「名護市こども家庭センター」へ名称変更しています。

■家庭児童相談室における相談種別対応件数

単位：件

相談内容	性格・生活	知能・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障がい	その他	計
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
2019年度 令和元年度	613	157	313	287	1,273	30	87	2,126	2,344	476	2,892	10,598
2020年度 令和2年度	126	61	40	301	537	230	356	1,780	1,820	296	1,603	7,150
2021年度 令和3年度	117	59	25	82	778	56	322	1,271	2,928	202	2,609	8,449
2022年度 令和4年度	65	49	26	93	459	100	412	718	3,782	167	2,308	8,179
2023年度 令和5年度	80	49	8	142	500	132	538	491	4,690	187	1,752	8,569

資料：名護市子育て支援課

※環境福祉：子どもの養育の経済的なこと、ひとり親家庭等の養育などのこと

- ・女性相談処理件数について、2023（令和5）年度の処理済み実人員は計224人、延件数は1,243件となっています。2019（令和元）年度からの推移をみると、延件数は減少しているものの、実人員は増加傾向にあります。処理状況は、ほとんどが「助言・指導のみ」となっていますが、暴力等に関する「女性自立支援施設に入所」や「婦人相談所・婦人相談員へ移送」が一定数みられます。

■女性相談処理件数

単位：件

処理状況	処理済み実人員（年度中）										計	延件数（年度内）
	入所 女性 自立 支援 施設 に	就職・ 自営	結婚	家庭 へ 送還	福祉 事務 所 へ 移送	婦人 相談 員 へ 移送	婦人 相談 員 へ 移送	へ 移送 所 ・ 婦人 相談 所	施設 へ 移送 関係 機関	その他 の 関係 機関	助言・ 指導	その他
2019年度 令和元年度	1	2	0	2	0	5	0	0	0	121	26	2,286
2020年度 令和2年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	144	12	2,284
2021年度 令和3年度	2	0	2	0	0	0	0	0	0	159	23	1,911
2022年度 令和4年度	2	0	1	1	4	0	0	0	0	129	60	1,990
2023年度 令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191	33	1,243

資料：名護市子育て支援課

(9) 名護市幼児ことばの教室の利用状況

- ・幼児ことばの教室は、ことばの発達に遅れのある幼児（3～6歳）とその保護者を対象に、早期療育を図るための適切な指導や援助を行う場です。新規申請者は2022（令和4）年度まで増加傾向にあったものの、2023（令和5）年度はやや減少して66人となっています。また、延べ指導受給者は1,410人、延べ指導回数は1,744回となっています。

■名護市幼児ことばの教室の利用状況

	新規申請者	指導受給者	延べ 指導受給者	延べ 指導回数
2019年度 令和元年度	67 人	69 人	582 人	1,059 回
2020年度 令和2年度	71 人	76 人	713 人	1,102 回
2021年度 令和3年度	79 人	70 人	1,118 人	1,259 回
2022年度 令和4年度	80 人	69 人	1,357 人	1,600 回
2023年度 令和5年度	66 人	63 人	1,410 人	1,744 回

資料：名護市子育て支援課

2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

第3期名護市子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、計画において確保検討を図るべき教育・保育、子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育、子育て支援事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に実施しています。

(2) 調査の状況

調査対象	名護市内に在住する就学前児童の保護者 ※令和6年4月1日時点で0～5歳の就学前児童を抽出 ※同一世帯に0～5歳のきょうだいがいる場合は、上の子を抽出
調査方法	郵送による配布・回収、ウェブ回答併用
調査期間	令和6年5月8日（水）～26日（日）
回収状況	配布数：2,911件 有効回収数：829件（郵送：516件、ウェブ：313件） 回収率：28.5%

(3) 回答結果の見方

- ・回答結果の割合はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、単数回答であってもパーセントの合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して割合を出しているため、各選択肢の割合の合計が100%を超える場合があります。
- ・グラフ中の「n」は、その設問の回答者数（母数）を表しています。

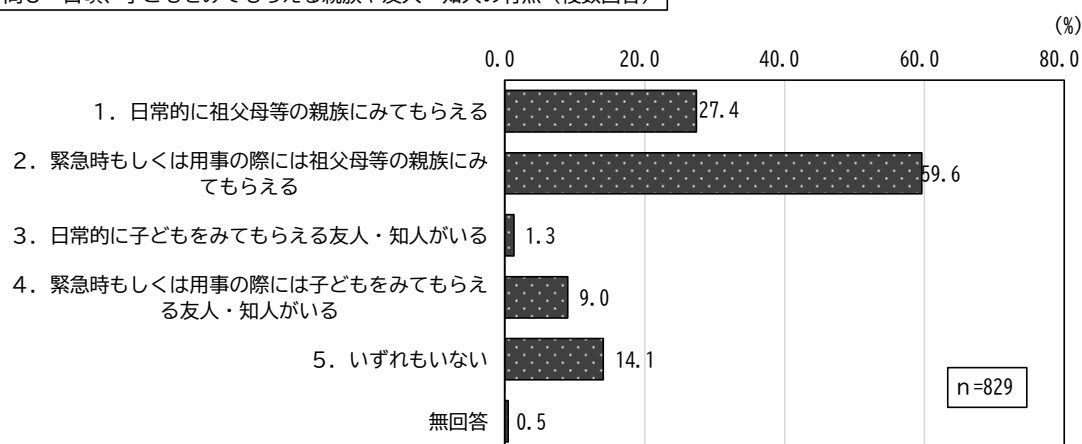
(4) 調査結果の抜粋

1) 回答者の属性

- ・回答者の住んでいる地区については、「名護地区」が6割弱、「屋部地区」が2割強、「羽地地区」が2割弱、「久辺三区」、「二見以北」、「屋我地地区」は1割未満となっています。
- ・調査の対象となる子どもの生年月日から年齢をみると、「5歳」、「4歳」が2割強、「3歳」、「2歳」が2割弱、「1歳」が1割強、「0歳」が約1割となっています。
- ・回答者の配偶関係についてみると、「配偶者がいる」が9割強、「配偶者はいない」が1割弱となっています。家庭の状況を整理すると、「母親、父親のどちらもいる家庭」が9割強となっており、「母子家庭」、「父子家庭」はわずかとなっています。

- ・子どもの面倒をみてもらえる親族・知人の有無をみると、「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割（59.6％）と最も高く、次いで「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（27.4％）となっています。友人・知人については親族よりも極端に低く、「4. 緊急時もしくは用事の際」（9.0％）、「3. 日常的に」（1.3％）ともに1割未満となっています。

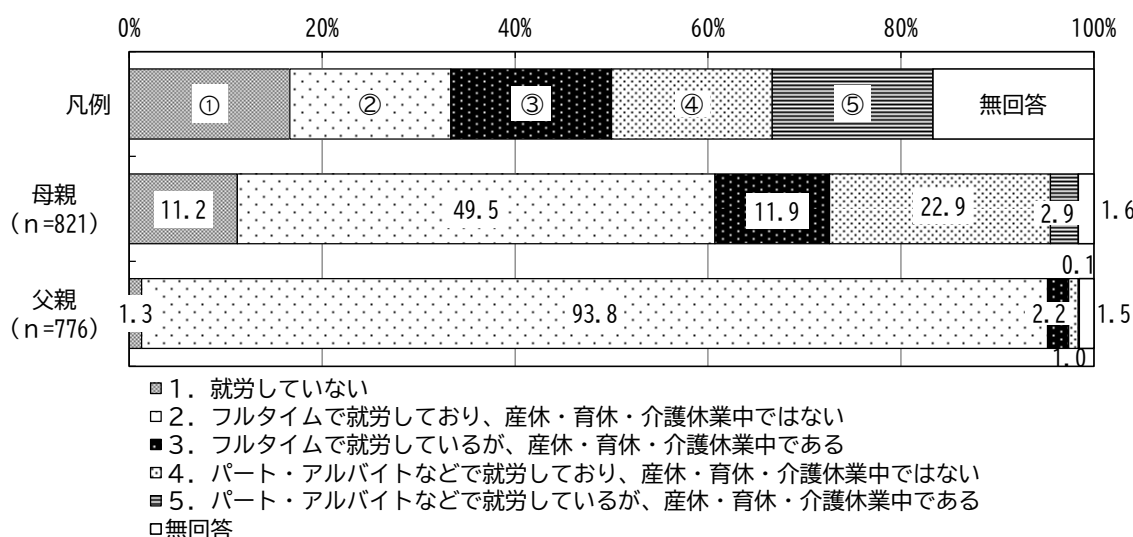
問8 日頃、子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無（複数回答）



2) 保護者の就労状況・希望

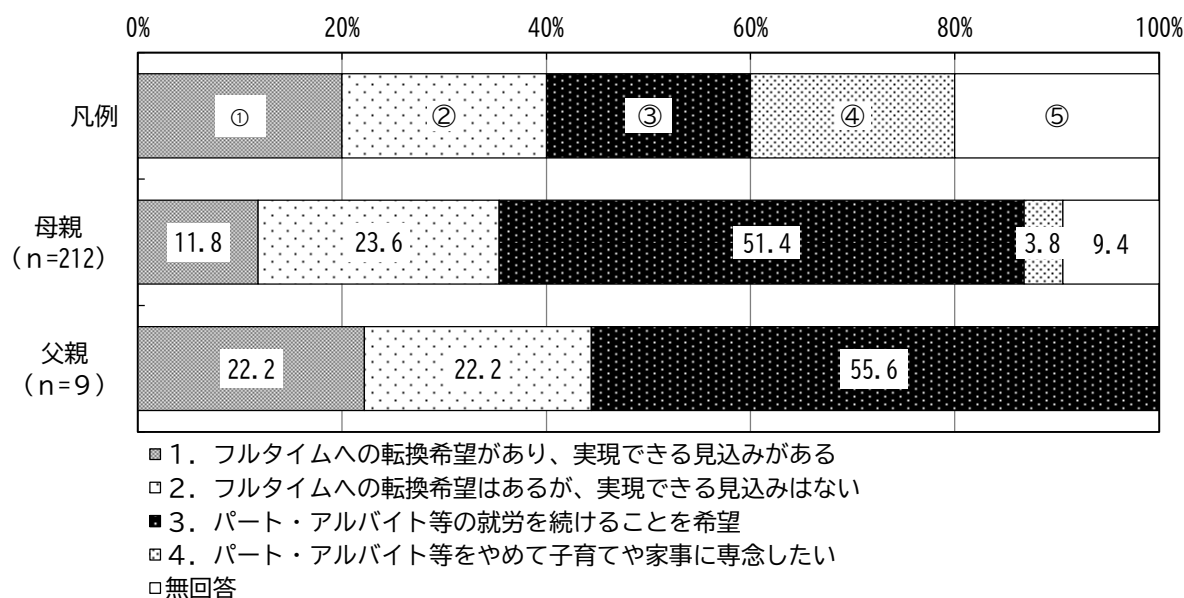
- ・保護者の就労状況をみると、母親では「2. フルタイムで就労しており、介護休業中ではない」が約5割（49.5％）と最も高く、次いで「4. パート・アルバイトなどで就労しており、休業中ではない」が2割強（22.9％）となっています。父親では「2. フルタイムで就労しており、休業中ではない」が9割強（93.8％）を占めています。

問11 保護者の現在の就労状況



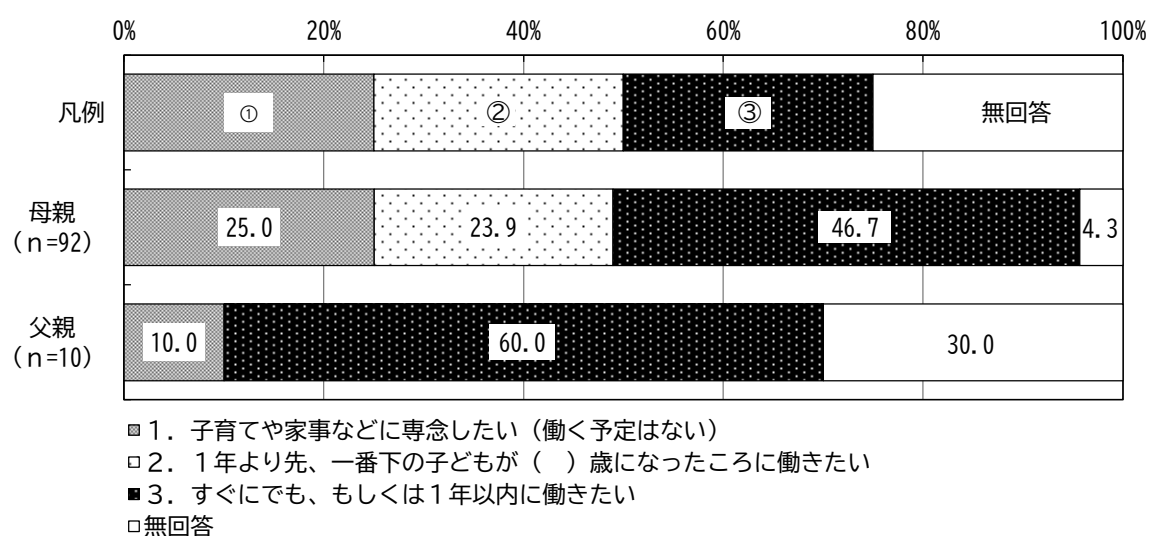
- ・パート・アルバイトなどで就労している回答者に対し、フルタイムへの転換希望をたずねたところ、母親では「3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が5割強（51.4%）と最も高く、次いで「2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（23.6%）となっています。

問12 フルタイムへの転換希望



- ・現在就労していない回答者に対し、就労希望をたずねたところ、母親では「3. すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が5割弱（46.7%）と最も高く、次いで「1. 子育てや家事などに専念したい」（25.0%）、「2. 1年より先、一番下の子どもが□歳になったころに働きたい」（23.9%）となっています。前回調査（令和元年実施）と比べて、「2. 1年より先」は約10ポイント減少している一方で、「3. すぐにでも」が約14ポイント増加しており、早急な就労を望む母親の意向が高まっていると推察されます。

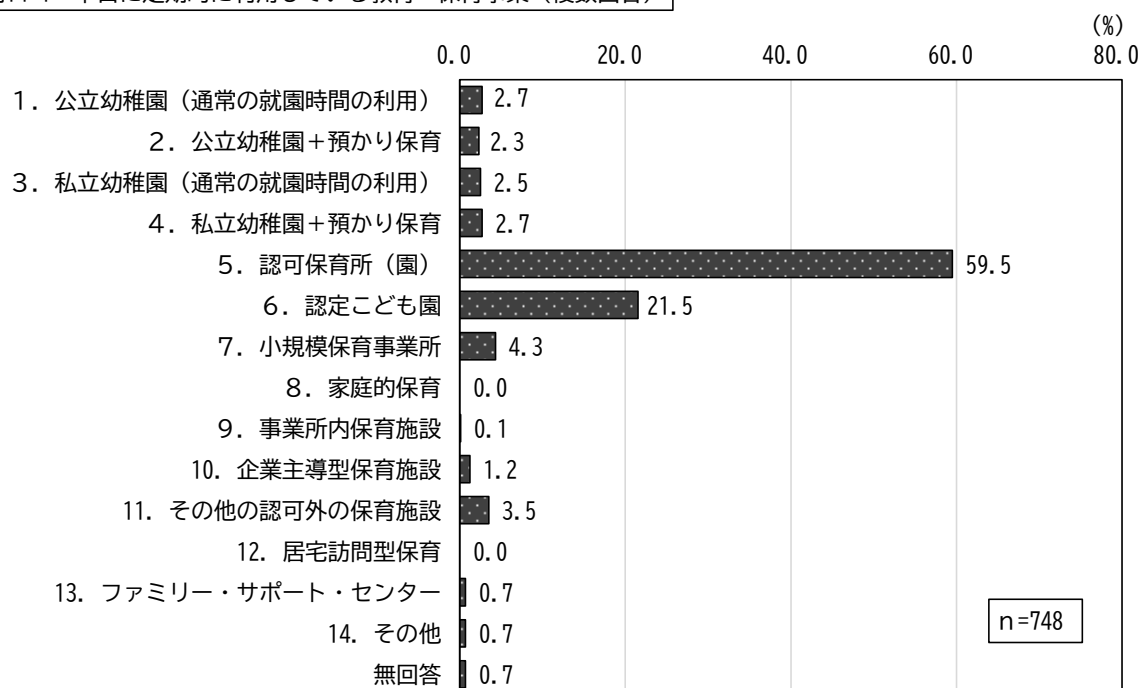
問13 今後の就労希望



3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・希望

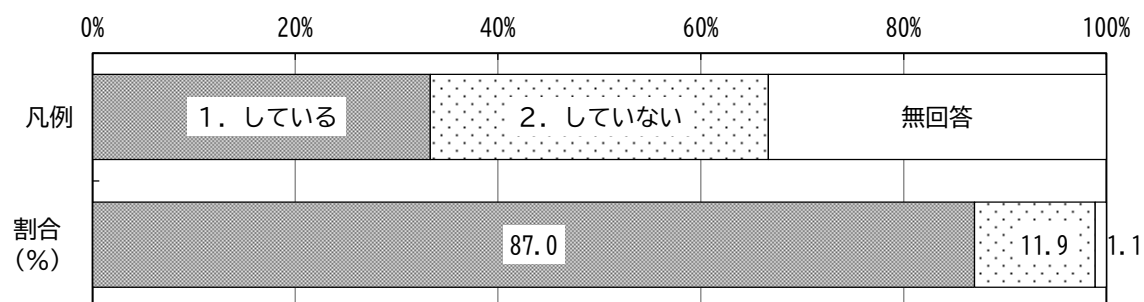
- ・平日の幼稚園や保育所などの利用状況を見ると、「利用している」が全体の約9割、「利用していない」が約1割となっています。平日に定期的に利用している教育・保育事業をみると、「5. 認可保育所」が約6割(59.5%)と突出して高く、次いで「6. 認定こども園」(21.5%)となっています。他方で『公立幼稚園(選択肢1, 2)』は割合が1割にも満たず、利用率が低くなっています。

問14-1 平日に定期的に利用している教育・保育事業(複数回答)



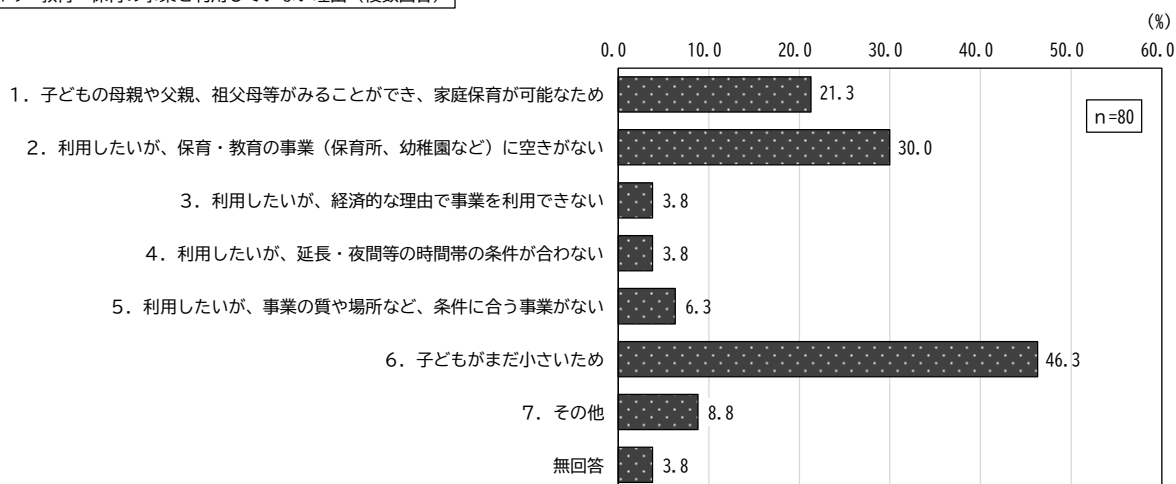
- ・現在利用している施設に満足しているかたずねたところ、「1. している」が9割弱(87.0%)、「2. していない」が1割強(11.9%)となっています。満足している理由としては、「職員の対応が良い」、「教育・保育の内容が良い」との回答割合が高くなっています。一方で、満足していない理由としては、「その他」との回答割合が最も高く、保育の内容・環境に関する不満が多く挙げられています。また、「利用施設での子どもの様子が伝わってこない」、「育児に関する相談がやりづらい」、「教育・保育の方針が伝わってこない」なども挙げられています。

問14-6 現在利用している施設への満足度(n=748)



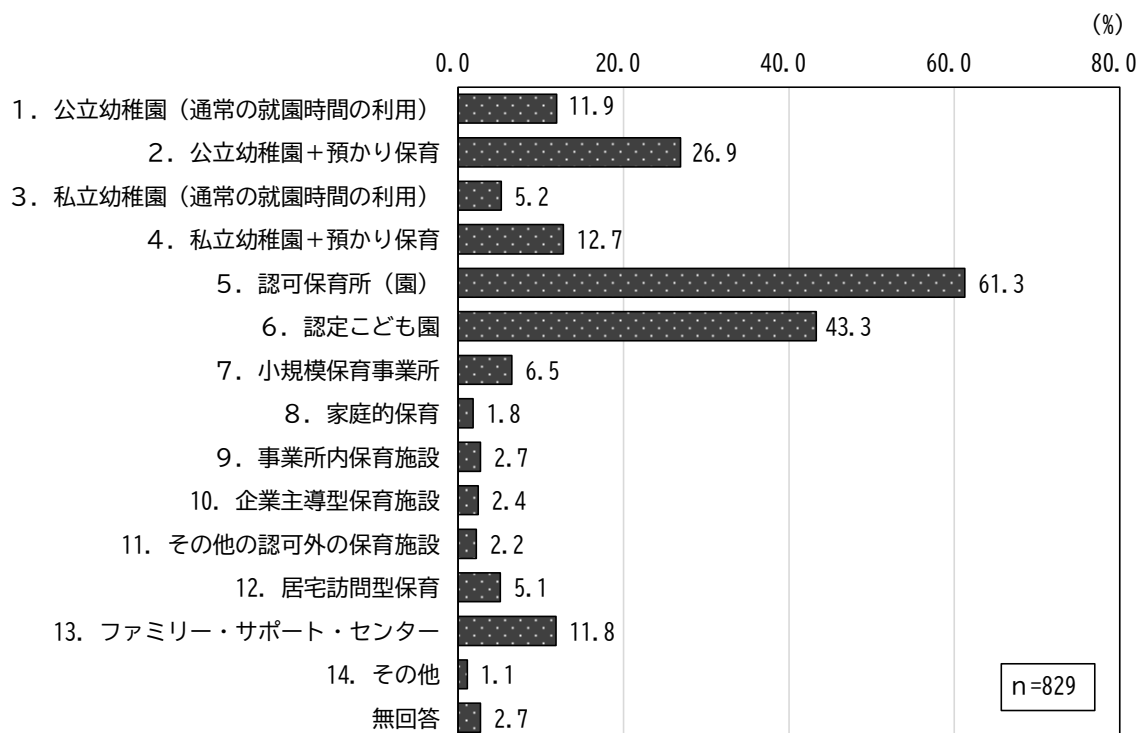
- ・ 平日に教育・保育事業を利用していないとの回答者に対し、その理由をたずねたところ、「6. 子どもがまだ小さいため」が5割強（46.3%）と最も高く、次いで、「2. 利用したいが空きがない」（30.0%）、「1. 家庭保育が可能なため」（21.3%）となっています。

問14-9 教育・保育の事業を利用していない理由（複数回答）



- ・ 現在、教育・保育事業を利用している、していないにかかわらず、平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業をたずねたところ、「5. 認可保育所」が6割強（61.3%）と最も高く、次いで「6. 認定こども園」（43.3%）、「2. 公立幼稚園+預かり保育」（26.9%）となっています。

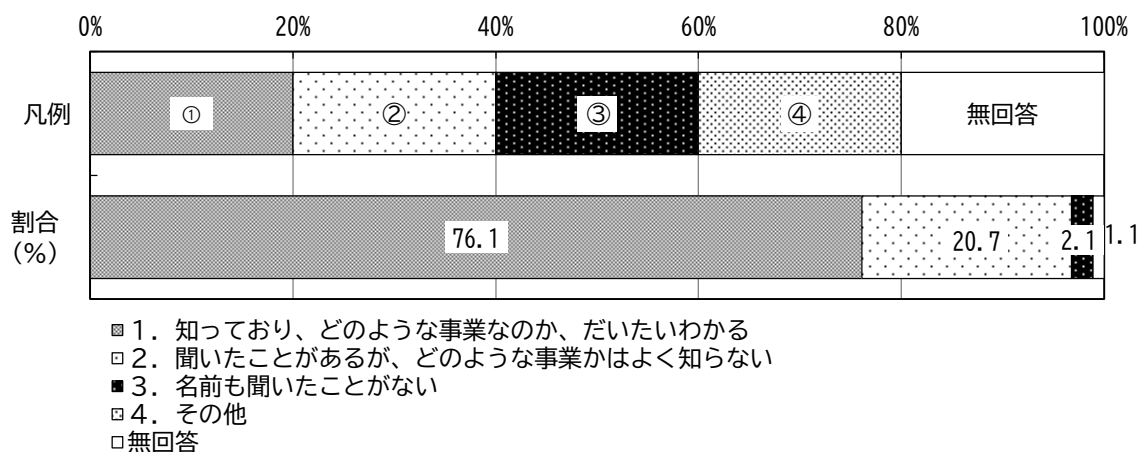
問15 平日に定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



4) 名護市幼保助成事業に関する意向

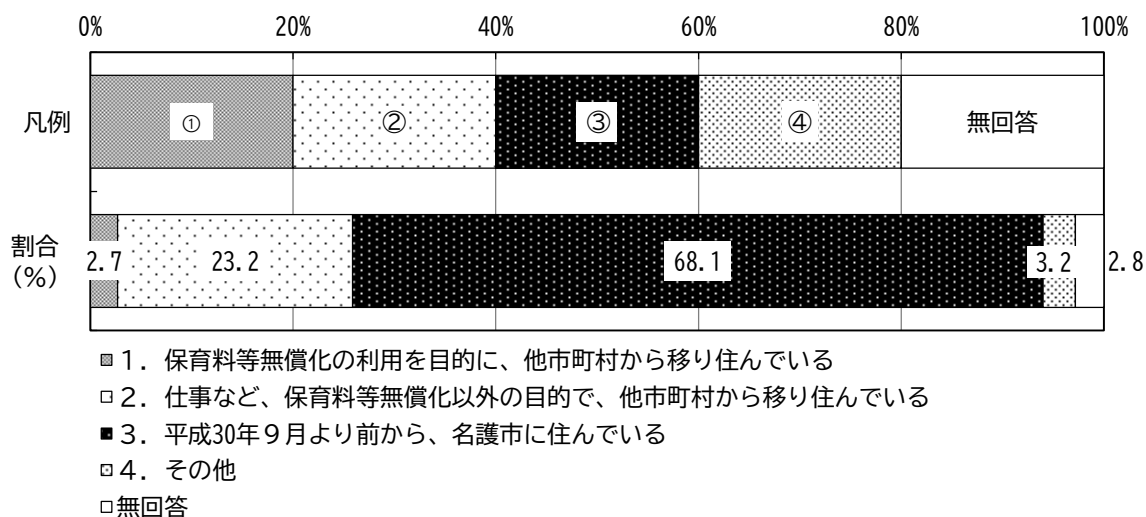
- ・名護市が実施している保育料等の無償化「名護市幼保助成事業」の認知度について、「1. 知っており、どのような事業なのか、だいたいわかる」が8割弱（76.1%）と突出して高くなっています。他方で、『どのような事業か知らない（選択肢2+3）』との回答は2割強（22.8%）みられ、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

問16 「名護市幼保助成事業」の認知度



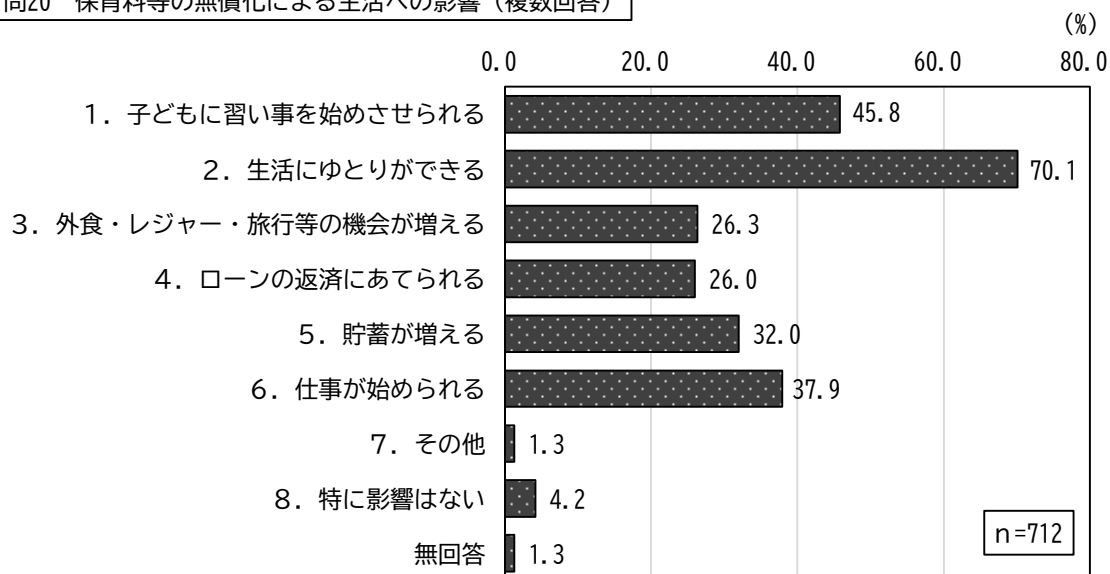
- ・名護市幼保助成事業の利用者（現在、利用している+以前利用していた）は全体の9割弱となっています。利用者のうち、「1. 保育料等無償化の利用を目的に、他市町村から移り住んでいる」のは2.7%となっています。

問18 名護市へ移り住んだ際の目的



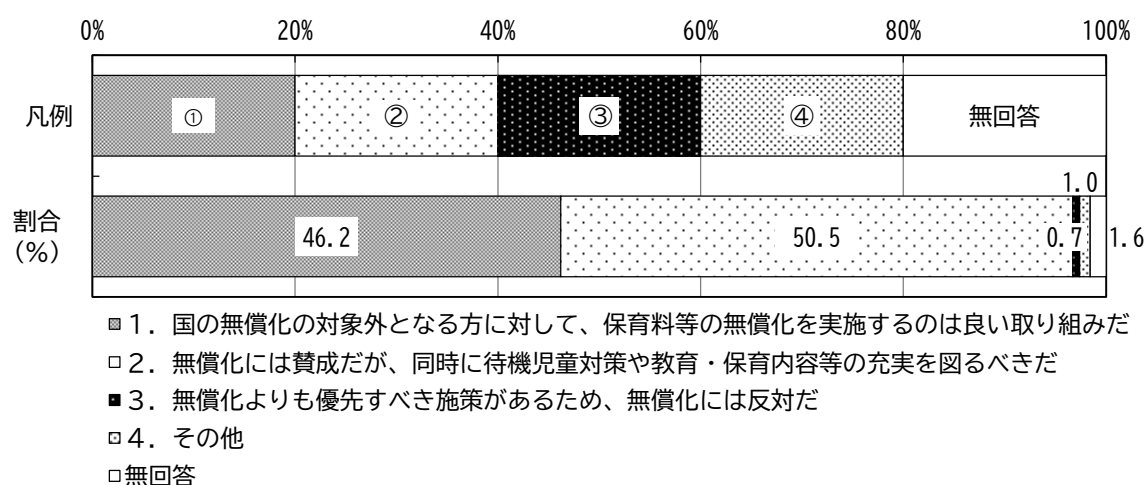
- ・名護市幼保助成事業の利用による生活への影響をみると、「2. 生活にゆとりができる」が約7割（70.1％）と最も高く、次いで「1. 子どもに習い事を始めさせられる」（45.8％）、「6. 仕事が始められる」（37.9％）、「5. 貯金が増える」（32.0％）となっています。

問20 保育料等の無償化による生活への影響（複数回答）



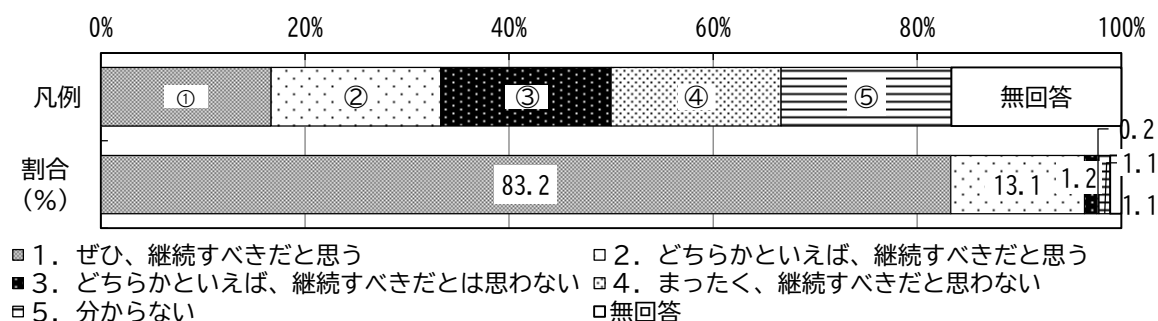
- ・回答者全員に対し、名護市幼保助成事業に対する考えをたずねたところ、「2. 無償化には賛成だが、同時に待機児童対策や教育・保育内容等の充実を図るべきだ」との回答が約5割（50.5％）と最も高く、次いで「1. 国の無償化の対象外となる方に対して、保育料等の無償化を実施するのは良い取り組みだ」との回答が5割弱（46.2％）となっています。2019（令和元）年10月より国の教育・保育無償化が始まっており、設問内容にも反映しているため単純な比較は難しいですが、「2. 無償化には賛成だが、同時に待機児童対策や教育・保育内容等の充実を図るべきだ」との回答が前回よりも高くなっています。

問21 「名護市幼保助成事業」に対する考え方



- ・名護市幼保助成事業を継続すべきかをたずねたところ、「1. ぜひ、継続すべきだと思う」が8割強(83.2%)と突出して高く、「2. どちらかといえば、継続すべきだと思う」(13.1%)と合わせて『継続すべきだと思う』との回答は96.3%を占めています。

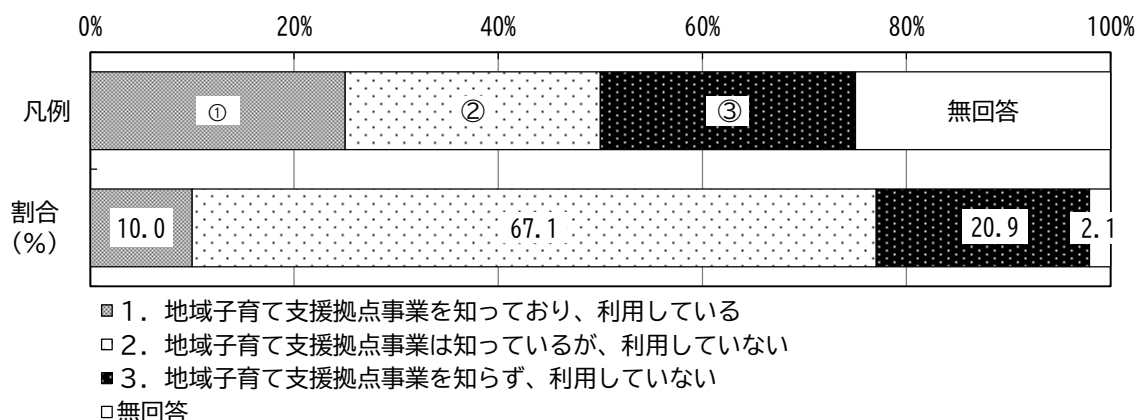
問22 「名護市幼保助成事業」の継続について



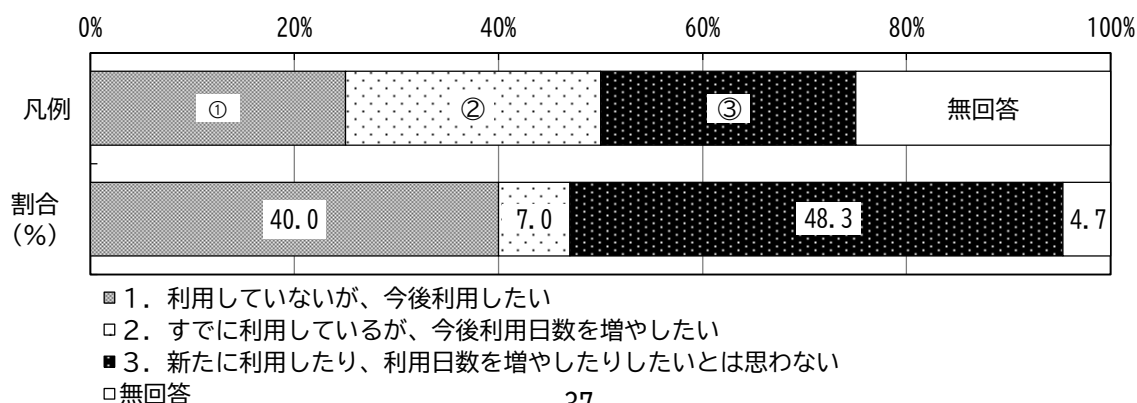
5) 地域子育て支援事業等の利用状況

- ・地域子育て支援拠点事業の認知度について、『知っている(選択肢1+2)』との回答は8割弱(77.1%)となっています。また、利用状況については、「1. 地域子育て支援拠点事業を知っており、利用している」が1割(10.0%)となっています。今後の利用意向については、「3. 新たに利用したり、日数を増やしたりしたいと思わない」が5割弱(48.3%)と最も高くなっています。他方で、「1. 利用していないが、今後利用したい」(40.0%)、「2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(7.0%)を合わせて『利用したい・増やしたい』との回答は5割弱(47.0%)となっています。

問24 地域子育て支援拠点事業の利用状況

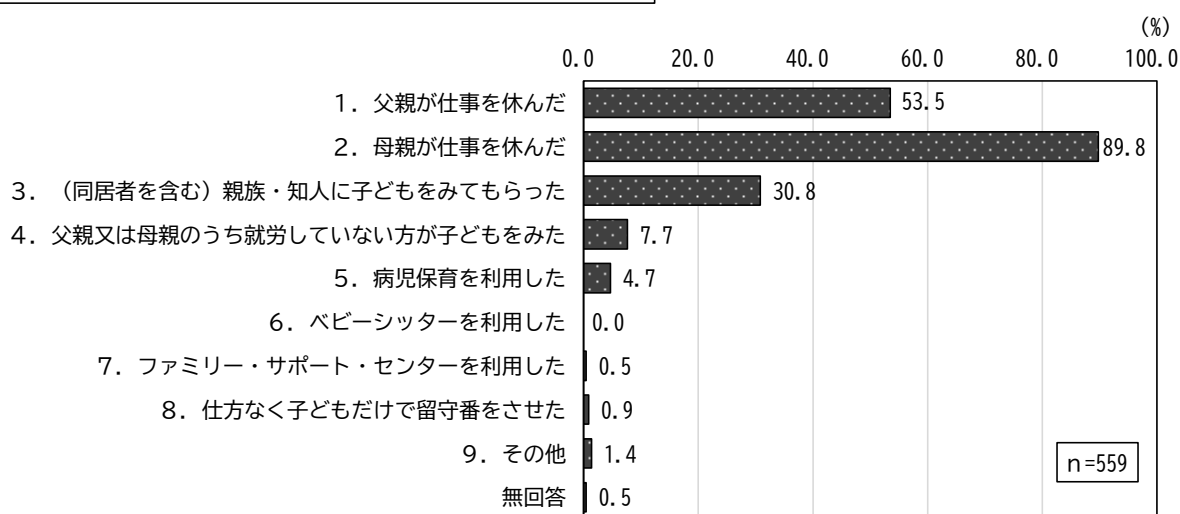


問25 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

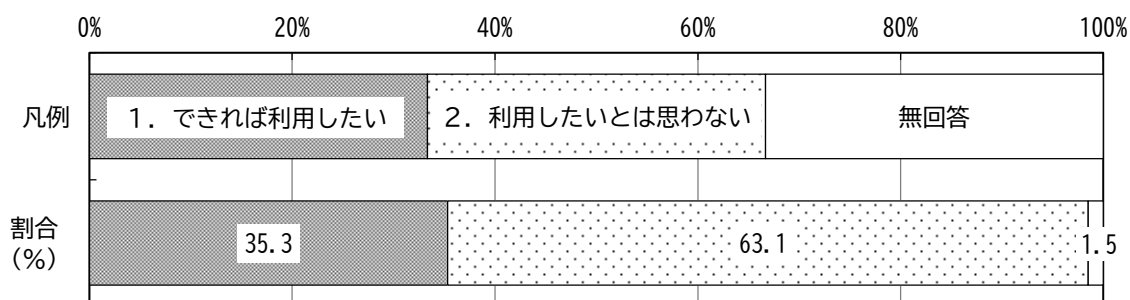


- ・平日に教育・保育事業を定期的にご利用している回答者に対し、この1年間のお子さんの病気やけがによって教育・保育事業を利用できなかったことがあるかたずねたところ、「あった」が7割強、「なかった」が2割強となっています。教育・保育事業を利用できなかった際、どのように対処したかをたずねたところ、「2. 母親が仕事を休んだ」が約9割(89.8%)と最も高く、次いで「1. 父親が休んだ」(53.5%)、「3. 親族・知人に子どもをみてもらった」(30.8%)となっています。「5. 病児保育を利用した」(4.7%)や「7. ファミリー・サポート・センターを利用した」(0.5%)との回答はわずかであり、主に両親や親族・知人が病児の対応をしている状況だと推察されます。母親または父親が仕事を休んだ際に病児保育を利用したいかたずねたところ、「2. 利用したいとは思わない」が6割強(63.1%)、「1. できれば利用したい」が4割弱(35.3%)となっています。

問27-1 過去1年間に子どもが休んだ場合の対処方法(複数回答)

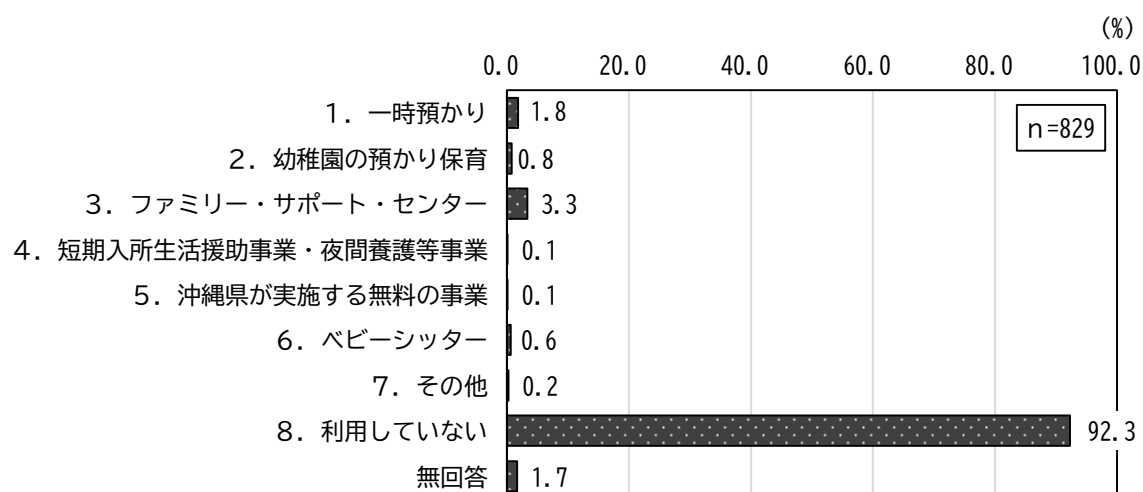


問27-2 病児・病後児保育施設等の利用意向

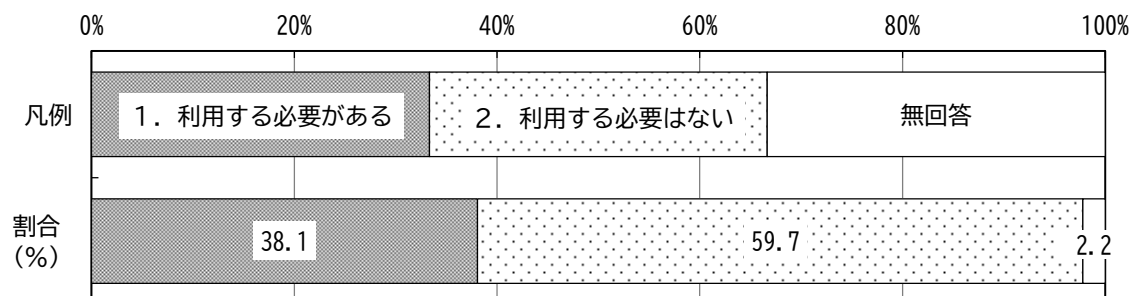


- ・私用、通院、不定期の就労等による不定期な預かり等（一時預かり事業等）の利用状況については、「8. 利用していない」が9割強（92.3%）と突出して高くなっており、その理由としては「とくに利用する必要がないから」が多くなっています。他方で、利用している事業としては「3. ファミリー・サポート・センター」（3.3%）や「1. 一時預かり」（1.8%）などが挙げられています。今後の利用意向については、「2. 利用する必要はない」が約6割（59.7%）、「1. 利用する必要がある」が4割弱（38.1%）となっています。

問28 不定期に利用している教育・保育事業（複数回答）

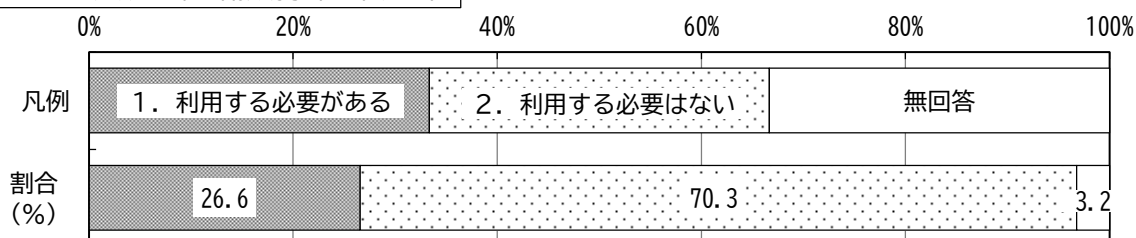


問29 一時預かり事業等の不定期な利用意向



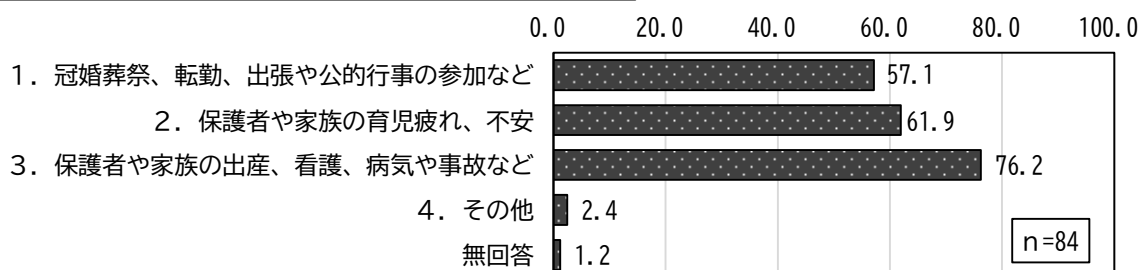
- ・短期入所生活援助事業の利用意向については、「2. 利用する必要はない」が約7割(70.3%)、「1. 利用する必要がある」が3割弱(26.6%)となっています。利用の目的をみると、「3. 保護者や家族の出産、看護、病気や事故など」が8割弱(76.2%)と最も高く、次いで「2. 保護者や家族の育児疲れ、不安」(61.9%)、「1. 冠婚葬祭、転勤、出張や公的行事の参加など」(57.1%)となっています。

問29-2 短期入所生活援助事業の利用意向



問29-3 短期入所生活援助事業の利用の目的 (複数回答)

(%)

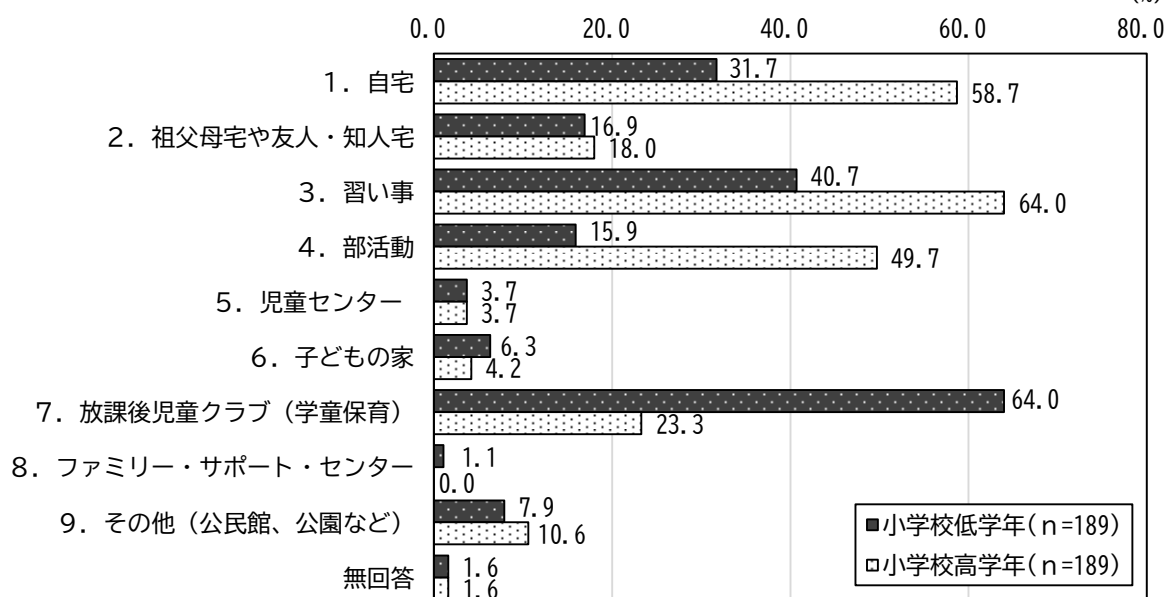


6) 小学校就学後の放課後の過ごし方に関する意向

- ・小学校就学後の望ましい放課後の過ごし方について、低学年では「7. 放課後児童クラブ」(64.0%)、「3. 習い事」(40.7%)、「1. 自宅」(31.7%)の順に高く、高学年では「3. 習い事」(64.0%)、「1. 自宅」(58.7%)、「4. 部活動」(49.7%)の順に高くなっています。

問30 小学校進学後の望ましい放課後の過ごし方 (複数回答)

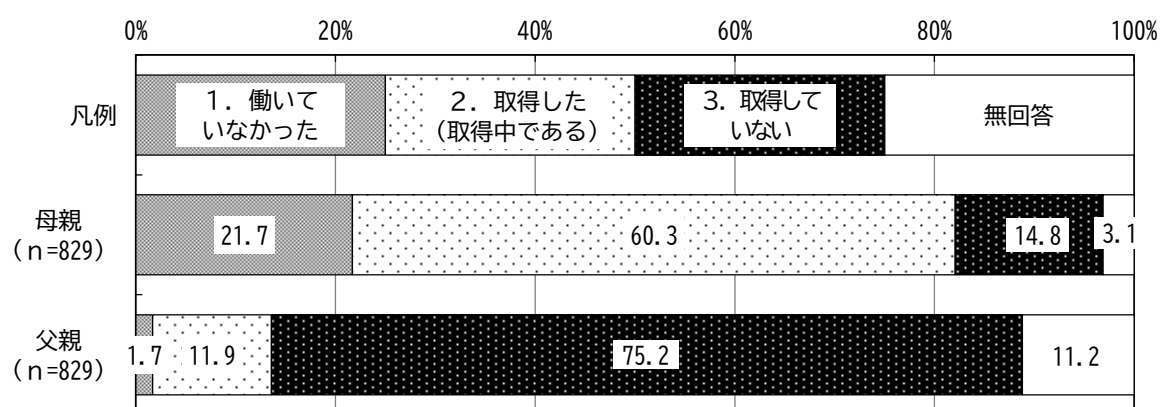
(%)



7) 育児休業等の状況

- ・育児休業の取得状況をみると、母親では「2. 取得した」が約6割（60.3%）、「2. 働いていなかった」が2割強（21.7%）、「3. 取得していない」が1割強（14.8%）となっています。前回調査と比べて、「1. 働いていなかった」との割合が低く、「2. 取得した」との割合が高くなっていることから、働きながら出産する母親が増えているものと推察されます。他方で、父親では「2. 取得した」が1割強（11.9%）にとどまり、「3. 取得していない」が8割弱（75.2%）となっています。ただし、前回調査と比べて「2. 取得した」との割合が高まり、「3. 取得していない」との割合が低くなっていることから、男性も育児休業を取得しやすい環境が整ってきているものと推察されます。

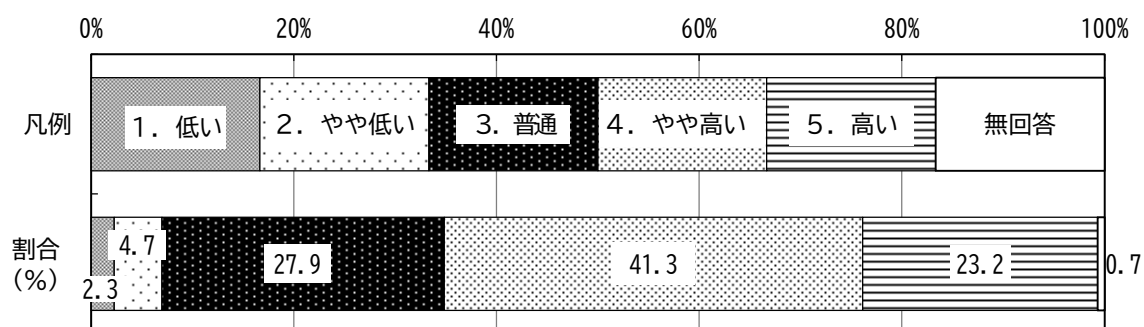
問33 お子さんが生まれた際の育児休業の取得状況



8) 地域における子育て環境や支援への満足度

- ・地域における子育て環境や支援への満足度をみると、「4. やや高い」が4割強（41.3%）と最も高く、「5. 高い」（23.2%）と合わせると『満足度が高い』との割合は6割強（64.5%）となっています。他方で、「3. 普通」は3割弱（27.9%）、『満足度が低い（選択肢1+2）』は1割弱（7.0%）となっています。前回調査と比べて『満足度が高い』との割合は18ポイント高くなり、『満足度が低い』との割合は10ポイント低くなっていることから、以前よりも子育て環境や支援の満足度が高まっていると言えます。

問34 地域における子育て環境や支援への満足度



3. 子育て支援に係る名護市の取り組み状況（第2期計画の評価）

第3期計画の策定にあたり、第2期計画に位置づけられているすべての事業について、所管課での点検・評価を行いました。基本目標ごとの新たな取り組みや成果、課題等に関する総括は、以下に示す通りです。

基本目標1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

- ・総合評価は、ほとんどの事業で「計画通りに進んだ」と評価されています。
- ・地域子育て支援に関して、一時預かり事業を公立緑風こども園で令和5年度から開始、令和5年2月から「伴走型支援事業」を実施し、妊娠から乳幼児の子育て期間まで寄り添って相談対応・支援を行っています。
- ・保育サービスにおいては、既存のサービスを継続実施するとともに、小規模保育施設の整備を進め、待機児童の多い0～2歳児の受け皿の拡充を図っています。一方で、保育士等の不足により、利用定員の引き下げがあったり、障がい児や医療的ケア児受け入れのための加配が困難であったりと、計画通りに進んでいない状況もあります。
- ・放課後児童クラブは令和5～6年度で4施設増加し、受け皿確保に努めています。また、子どもの家事業についても、放課後の子どもの居場所づくりとしての需要は高く、継続して実施しているものの、開所場所が見つからないなどにより、開設できていない地域がある状況です。
- ・児童センターについては、2026（令和8）年度に開所予定の多世代交流施設へ移転するとともに、機能を充実させ、これまで利用の少なかった中高生の活動の場を提供していくとしています。
- ・その他、待機児童の解消や新たな制度への対応、地域ニーズ、今後の事業の方向性等を踏まえて、適宜、事業内容の見直しを図るとともに、類似する取り組みについては統合するなど、事業の位置づけの整理が求められています。

基本目標2 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

- ・総合評価は、ほとんどの事業で「計画通りに進んだ」と評価されています。
- ・この間、「産婦健康診査」や「産後ケア事業」を新たに実施しています。産後ケア事業では、妊娠中からの申請が可能で、申請した全ての産婦が利用できる体制となっており、安心して産み育てられる支援体制の整備、子育て支援の充実を図っています。他方で、北部管内での委託施設が少ないため、予約が取りにくいことが課題となっています。
- ・母子保健包括支援センターは、令和2年度に健康増進課内に設置、令和6年度には「こども家庭センター」へ移行しています。支援が必要と思われる妊婦に対しては、児童福祉機能と連携して合同ケース会議でのアセスメント結果を踏まえ、サポートプランを作成して支援しています。
- ・新たな事業として令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」も開始しています。養育支

援の一環として児童虐待防止につながるよう、家事・子育てに不安を抱える家庭に対して育児・家事支援を行う事業となっています。家事・育児支援が別事業に移行したことにより、養育支援訪問事業では専門性の一層の発揮が求められます。一定の実績はあるものの、対象家庭の同意が得られなければ事業が行えないこと、支援者の安定的な人材確保が難しいこと等の課題があります。

- ・乳幼児の健康に関しては、受診控えや対面での勧奨活動が行えないなど、コロナ禍の影響が見受けられます。
- ・1歳6カ月児健診から3歳児健診までの間にむし歯有病率が10倍に増加している一方で、2歳児歯科健診の受診率は50%前後となっています。受診率向上に向け対象者への受診勧奨や保育園等への情報提供等が求められています。また、予防接種については保護者の知識や必要性についての理解を深めてもらうための啓発・普及、効果的な通知の検討が求められています。

基本目標3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

- ・総合評価は、ほとんどの事業で「計画通りに進んだ」と評価されています。
- ・保幼小連携教育においては、各小学校でスタートカリキュラムの改善・実施が行われているほか、5歳児～小学1年生の2年間をつなぐ「架け橋期のカリキュラム」の作成に取り組んでいるところです。現在は小学校と幼稚園でのカリキュラムが作成されており、今後は保育園からの意見を取り入れた見直しを図るとともに、市内全小学校での作成・保育園との連携等に取り組む予定です。
- ・新たな取組みでは、「名護市お悩み相談窓口」として教育相談所相談員が児童生徒のSOS受信から希望相談者へつなげる活動を令和6年度から始めており、不登校支援・いじめ防止等に対応しています。
- ・特別支援教育に関しては、「学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」を作成し教育支援体制の充実を図っているものの、教育支援者の不足、学校現場への周知等が課題となっています。
- ・なお、現計画の課題として関連事業の細分化、評価のしにくさが指摘されていることから、事業の再整理が求められています。

基本目標4 子育てにやさしい環境づくり

- ・事業の総合評価に関して、1事業に対して複数の所管課が位置づけられていることから、課によって評価が分かれています。
- ・ハード面については、市道の歩道整備では幅員確保・バリアフリー化、「名護市公園施設長寿命化計画」に沿った遊具施設等の再整備に取り組み、「計画通りに進んだ」と評価されています。
- ・他方で、ソフト面では帰路や危険箇所の安全対策の未実施施設があり、「計画通りに進んでいない部分もある」との評価もみられます。また、市営住宅においては応募多数により供

給が間に合っておらず、若年ファミリー世帯向けの優先入居に取り組めていない状況です。

基本目標5 家庭生活と社会活動の両立を応援する社会づくり

- ・ワーク・ライフ・バランスの意識醸成や育児休業取得の促進、働き方の見直しに向け、周知活動や講座の開催等を行っているものの、成果を評価することは難しいとのことから「評価できない」との回答がみられます。
- ・就労支援においては、金融・IT キャリア教育により理解が深まったものの、市内企業への就業につながるよう一層の支援が求められています。

基本目標6 子どもの人権を尊重する仕組みづくり

- ・総合評価は、ほとんどの事業で「計画通りに進んだ」と評価されています。
- ・児童虐待防止に関して、要保護児童対策地域協議会の周知が進み、支援体制が定着してきたことから、対応件数が増加しています。ほかにも、複合的な課題を抱え支援が長期間に及ぶケースなども増えており、全ての子どもに関する相談に対応できるよう、児童福祉機能と母子保健機能が一体となったこども家庭センターでの支援に向けた体制整備に取り組んでいます。
- ・障害児や医療的ケア児への支援については事業利用者が増加傾向にあり、受け皿の拡充が求められています。
- ・子どもの貧困対策について、令和6年度に「子どもの居場所ネットワーク連絡会」を立ち上げ、学習支援・子ども食堂を行う団体、名桜大学等が参加して、課題共有やボランティア支援の取組みが始まっています。また、就学支援のための費用援助、母子父子家庭等医療費助成等、経済負担の軽減にも継続的に取り組んでいます。

4. 計画課題の整理

第3期計画の策定にあたり、統計データ、ニーズ調査、名護市の取組等を踏まえて、第2期計画の基本目標ごとの現状と課題は以下のとおりです。

名護市の人口・世帯の概況

- ・名護市の人口は、市外からの転入等により微増傾向にあるものの、高齢化が進んでおり、年少人口（0歳～15歳未満）および生産年齢人口（15歳～65歳未満）の割合は減少傾向にあります。
- ・家族のかたちをみると、夫婦のみ世帯が増加傾向にあり、夫婦と子供からなる世帯は減少傾向にあります。過去5年間の出生数も年々減少しており、2023（令和5）年の出生数は609人となっています。
- ・女性の労働力率は高まっており、特に25歳～54歳では8割台となっています。また、0歳～11歳のこどもがいる世帯の5世帯に3世帯（約6割）が共働き世帯となっています。

基本目標1 全ての子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

- ・ニーズ調査からは、日常的または緊急時に祖父母等の親族にこどもをみてもらえる保護者が多いものの、頼れる親族や友人がいない保護者も一定数みられます。少子高齢化や働く女性の増加など社会や家族のかたちに変容している中、こどもを安心して産み育てるためには、家族だけでなく、地域や社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。
- ・この間、名護市では、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等、既存の地域子ども・子育て支援事業を継続しています。加えて、妊娠から乳幼児の子育て期間まで寄り添って相談支援を行う伴走型支援事業や、子育て・育児不安・健康の相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を新たに開始しています。他方で、病児保育については、コロナ禍以降休止している施設もあり、既存事業を継続・拡充するとともに、国が進める新たな制度に対応し、安心して出産・子育てできる環境の充実が求められています。
- ・幼児期の保育について、名護市では、小規模保育施設整備による受け皿の拡充や、課題である保育人材の確保・定着に向け、各種保育士確保事業等に取り組んだことから、待機児童は減少していますが、未だ解消には至っていないため、引き続き、保育人材の確保に努めていく必要があります。
- ・また、ニーズ調査からは、認定こども園や預かり保育のある公立幼稚園など、教育と保育が一体となった施設のニーズが高いことがうかがえます。2024（令和6）年度現在、公立幼稚園の5園が休園中となっているものの、一部の園では、預かり保育や混合保育に加え、新たに3年保育を実施し、多様な教育ニーズの受け入れに努めています。加えて、2021（令和3）年には、公立保育所と公立幼稚園を認定こども園へ移行し、教育・保育の一体的な提供と小規模保育事業の連携施設としての役割等を担っています。なお、小規模保育事業所を卒園する3歳児の受け皿が不足している状況にもあることから、公立幼稚園や認可保

育所等からの認定こども園への移行を推進し、保護者の働き方やニーズに応じた教育・保育の提供が求められます。

- ・就学後の放課後の居場所に関して、放課後児童クラブでは、定員数に対して登録児童数が下回っているものの、校区によって利用できる施設が限られるため、待機児童は年々増加傾向にあります。また、公民館等を活用して地域住民が放課後の居場所を提供する子どもの家では、開所場所が見つからない地域があるなどの課題があります。放課後を安心して過ごすことのできる居場所づくりに向けては、地域のニーズや特性を踏まえつつ、必要に応じた整備や、関係機関の連携による居場所の提供等が求められます。

基本目標2 子どもが健やかに成長することのできる健康づくり

- ・第2次健康なご21プランにおいて、妊産婦や乳幼児の健康課題として、妊娠期における肥満者率の高さや3歳児のむし歯有病率の高さなどが挙げられています。また、妊婦健診や乳幼児健診の受診率は8～9割となっているものの、一定数が未受診となっています。他方で、名護市では、新たに「産婦健康診査」を2021（令和3）年度より開始し、産後の母子の健康状態把握に努め、生活習慣病のリスクや受診の重要性を伝えています。
- ・安心してこどもを産み、こどもが健やかに育つためには、医療、福祉、教育等の諸施策と地域での連携のもと、切れ目のない継続した母子保健サービスが望まれています。妊娠から出産・産後、乳幼児期へと母子の心身の健康管理ができるよう、引き続き、各種健診の受診勧奨を図るとともに、生活習慣の確立や食育の推進に向けた取組みが求められます。加えて、切れ目なく必要な支援につなぐためにも、新生児・乳児訪問指導や、新たに始めている「伴走型支援事業（妊婦等包括相談支援事業）」の継続が求められます。
- ・国においては「5歳児健診」の実施を推進しており、全国での2028（令和10）年までの100%実施を目標にしています。名護市でも今後5歳児健診の実施に向けた体制づくりを検討していく必要があり、健診後のフォローアップ体制についても必要な支援が行えるよう、関係各課での連携体制の構築を図っていく必要があります。
- ・また、児童福祉の分野では、家事や育児をサポートする「子育て世帯訪問支援事業」を開始し、育児負担等の軽減を図っています。また、子育ての不安や孤立感から養育支援が必要となっている家庭へは、引き続き、有資格者による養育支援訪問事業を実施し、児童虐待の未然防止に努める必要があります。

基本目標3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

- ・幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児期の成長に関わる保育所や幼稚園等の就学前施設が果たす役割は大きいことから、質の高い教育・保育の確保に努めていく必要があります。加えて、幼児期の遊びを通じて育まれてきたことが就学後にも引き継がれるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を強化し、学びの連続性を意識した取組みを進める必要があります。名護市では、「架け橋期のカリキュラム」作成に取り組んでおり、引き続き学びの連続性を強化することが求められています。

- ・小学校においては、こどもの「生きる力」を育むとともに、地域や保護者との信頼関係を築きながら、新たな時代に対応するために社会体験などを通じた学びの充実を図る必要があります。また、いじめ防止や不登校への対応、健全育成など、児童が安心して学校生活を送れる環境づくりも求められています。

基本目標4 子育てにやさしい環境づくり

- ・こどもや子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、安全・安心の生活環境が求められています。生活環境を整えるためには、地域全体で取り組む必要があります。地域住民の交通安全意識や防犯意識の高揚を促進するためにも、関係機関と連携した通学路等の危険箇所の点検や安全確保に向けた取組みを進めていく必要があります。また、住まいについては、市営住宅において住宅確保に困難を抱えるひとり親世帯等に対し、継続して入居選考時の優遇措置を行うことが望まれています。また、快適に利用できる公園や遊び場の確保も求められています。

基本目標5 家庭生活と社会活動の両立を応援する社会づくり

- ・ニーズ調査より、父親の育児休業の取得割合が前回の調査よりも高まっており、男性も育児休業を取得しやすい環境整備が進んでいると推察されます。働きながら安心してこどもを産み育てることができるよう、企業も対象に「ワーク・ライフ・バランス」の考えを周知するとともに、育児休業制度等の普及等を図る必要があります。また、次代の親となる若年層の安定した生活確保に向けて、就職サポート等による就労支援も求められます。

基本目標6 子どもの人権を尊重する仕組みづくり

- ・名護市こども家庭センターに寄せられる児童虐待に関する相談は近年大幅に増加しています。また、名護市幼児保護児童対策地域協議会での支援検討件数も伸びており、個別支援会議等を開催しています。また、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置していることから、増加・多様化する相談に迅速な対応が求められます。
- ・ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、支援を必要とする家庭へ適切なサービスや支援を提供できるよう、沖縄県の事業活用等に加え、情報提供や就労支援等を充実させることが求められます。また、世帯の経済状況によって、こどもの生活や将来が左右されないよう、こどもの貧困対策の推進も求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

こども・子育て支援を推進するにあたり、第2期計画の考え方を継承し、名護市が目指すべき基本理念を以下のとおり設定します。

こどもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち

こどもの健やかな成長を育むために、家庭の果たす役割は最も重要であり、子育てについての第一義的責任は父母等の保護者が有します。親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、家族が相互に協力し合い、助け合いながら、こどもを健やかに育てることのできる家庭を築いていくことが求められ、こどもが家族に守られ、尊重され、健やかに育つためには、親子がともに過ごす時間づくりが大切です。一方で、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出など、こども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。目まぐるしく変わる社会の中で、子育て家庭が安心し、喜びを感じながら子育てをするためには、社会全体でこども・子育てを応援し、支える風土と仕組みが必要です。

本市では、保護者だけでなく地域や社会全体で「こどもは地域の宝」であることを共有するとともに、全てのこどもが愛情に包まれながら健やかに育ち、安心してこどもを生み育てられる社会を実現するため、「こどもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち」を基本理念に掲げます。子育て家庭、地域住民、教育・保育の関係組織、企業・団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら相互につながり、こどもの育ち・子育て支援に取り組みます。

2. 計画の基本的視点

こどもの健やかな育ちを支援し、子育てを皆で支えていく共生のまちづくりを行っていくためには、地域社会を構成する様々な主体の協力が必要となります。そのため、市民をはじめ、教育・保育関係者、企業・団体、行政がこども・子育て支援の重要性をしっかりと認識し、それぞれが役割を果たしながら社会全体でこども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築していきます。

(1) こどもが尊重され、こどもの視点に立った支援

本市で育つこどもが家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長していくことができるよう、こどもの視点に立った支援を行います。幼児期の人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるよ

うに配慮し、こどもの健やかな発育が等しく保障され、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

（２）切れ目の無い支援の実施

妊娠・出産期から発達段階に応じた切れ目の無い支援を行っていくため、全てのこども・子育て家庭に対して、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を質・量ともに充実させていきます。また、子育てに対する負担や不安、孤立感を軽減できるよう、保護者に寄り添った適切な情報提供を実施していくなど、様々な支援を図ります。

（３）地域全体で子育てを応援

社会のあらゆる分野における人々や団体が、こども・子育て支援の重要性について、関心や理解を深め、地域住民の連携のもと、身近な地域でこどもや子育て家庭を見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3. 基本目標

基本理念を実現するため、次の６項目を基本目標とし、「第２期名護市子ども・子育て支援事業計画」の考えを引き継ぎ、総合的に施策を推進していきます。

（１）全てのこどもと子育て家庭を応援する地域づくり

こどもは、地域にとって宝であり、未来をつくる希望です。全ての子育て家庭が、楽しさやゆとりを感じながら子育てができるよう、地域の人材や社会資源などの活用により、乳幼児及び保護者同士の交流の場、世代間交流の場などの充実を図り、地域における子育て支援を強化します。

また、保護者の就労状況等に関わらず、子育て支援サービスの提供に努め、次代を担う全てのこどもたちの幸せを第一に考え、良好な育ちの場を確保していきます。

（２）こどもが健やかに成長することのできる健康づくり

妊娠期からこどもと保護者が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康に係る診査、教育、相談等、従来から進めている母子の健康づくり支援の充実とともに、食を通じての教育等、妊娠、出産、育児と深く関わる保健分野の健康づくり支援対策の強化を図ります。加えて、相談支援の拠点整備により、妊産婦・乳幼児等の状況把握に努め、妊産婦等の相談に対し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を推進します。

（３）名護市の次代を築く心豊かな人づくり

次代を担うこどもたちが豊かな心やたくましく生きる力を身に付け、国際化、情報化、少

子・高齢化、科学の進展など急速に変化する社会に主体的に対応していくため、人との関わりや自然体験や社会体験などを大切にした学習の展開を図ります。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の質の向上を目指します。また、こどもや地域住民にとって魅力ある教育環境づくりを目指します。

さらに、若者たちが将来、自立をし、こどもを持つという気持ちを高める取り組みを進めます。

（４）子育てにやさしい環境づくり

こどもたちが伸び伸びと育っていけるよう、快適で安心な生活空間の充実に努め、子育て家庭を支える住みよいまちづくりを推進します。また、次代を担うこどもたちをはじめ、その家族や市民が安心して暮らしていくことができるよう、交通安全意識や防犯意識の啓発・高揚を促し、市民生活の安全の確保に努めます。

（５）家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

女性の社会進出が進む中、安定した気持ちで子育てや社会的活動の両立が図れるよう、男女がともに育児に参加する意識の高揚を促進します。

加えて、職場の慣行や男女の働き方の見直しなど、家庭や地域、企業における意識改革のための情報提供や広報活動を推進します。

（６）こどもの人権を尊重する仕組みづくり

地域の宝である全てのこどもが愛情に包まれ、自分らしく成長できるよう、虐待等の人権侵害を未然に防止する要保護児童対策地域協議会を充実させます。また、障がいや医療的ケア、日本語の支援が必要なこどもなど、支援が必要な家庭やこどもたちの早期把握に努め、こどもだけでなく世帯を単位として受け止め、支援するとともに連携体制を強化します。

加えて、家庭環境や経済面等の背景によらず、次代を担う全てのこどもたちが将来に夢と希望を持ち成長していくことができるよう、ひとり親家庭や困窮世帯等への支援を推進します。

4. 施策体系

基本理念

こどもの健やかな育ちと子育てを皆で支える共生のまち

基本的視点

こどもが尊重され、
こどもの視点に立った支援

切れ目のない支援の実施

地域全体で子育てを応援

基本目標

全てのこどもと子育て家庭を
応援する地域づくり

こどもが健やかに成長するこ
とのできる健康づくり

名護市の次代を築く心豊かな
人づくり

子育てにやさしい環境づくり

家庭生活と社会的活動の両立
を応援する社会づくり

こどもの人権を尊重する仕組
みづくり

施策の方向

地域における子育て支援の推進

保育サービスの充実

地域との協働による児童の健全育成

こどもを産み育てる親等への支援の充実

次代を担うこどもの健やかな成長の支援充実

食育を通じたこどもの健全育成の支援

こどもの健全な心身の発達に向けた就学前教育・
保育の充実【名護市幼児教育アクションプログラ
ム】

こどもの豊かな心、生きる力を育む学校教育環境
の充実

次代の親となるこどもの健全育成の推進

快適で安心な生活空間の確保

男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の
実現

児童虐待防止対策の充実

支援を必要としている家庭・児童への支援の充実

こどもの貧困対策の推進

第4章 具体的な取り組みの展開

基本目標1 全てのこどもと子育て家庭を応援する地域づくり

施策の方向1 地域における子育て支援の推進

地域住民団体や保育所・幼稚園などが協力しあい、親子が気軽に遊べる場や外部との交流の場の創出、情報提供、相談窓口の利用を促進し、地域における仲間づくり、地域の各種相談員による子育て支援に向けた仕組みづくりを進めます。また、様々な事情により一時的に通常保育が困難になった児童に対する保育サービスを実施します。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①ファミリー・サポート・センター事業の推進 ★	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る事業 委託先との連携のもと、事業の周知や良質なサービスの提供体制構築に努めます。なお、保育サポーター養成講座や出張登録会の開催等により、まかせて会員の確保・育成に取り組んでいくとともに、定例会への参加促進等を通して質の向上を図ります。		子育て支援課
②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施の検討 ★	保護者が疾病、出産、事故、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどにより、家庭でこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業 児童福祉施設等での子育て短期支援事業は未実施となっていますが、ファミリー・サポート・センター事業等に対応しており、児童福祉施設等での実施については、ニーズを見極め必要に応じて、関係機関と調整を図り体制を確保していきます。		子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用者数：0人日	利用者数：1人日 箇所数：1箇所	

事業名等	内 容		所管課
③病児保育事業の推進 ★	保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に家庭保育や集団保育が困難な場合に、医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業 市内2箇所で開催していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れを制限してきた状況にあるとともに、職員不足により令和6年度に1箇所が休止となっていることから、休止施設の再開や現行施設の定員増、他施設での実施などを検討し、ニーズに対応した病児保育事業の提供を働きかけます。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	定員数：7人（うち休止園分5人） 箇所数：2箇所（うち休止園1か所）	定員数：9人 箇所数：2箇所	
④一時預かり事業の推進 ★	保護者の育児疲れ解消、急病又は冠婚葬祭、家庭の事情による一時的需要に対する保育事業 諸事情による一時的需要に対応できるよう、実施園の質の向上を図り、安心して子育てができる環境の確保に努めます。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	箇所数：1園	箇所数：2園	
⑤幼稚園等における預かり保育の推進 ★	幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児（1号認定こども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業 現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、認定こども園7園で実施しています。今後は、多様なニーズに対応できるよう、引き続き幼稚園での預かり保育を継続するとともに、関係機関と連携を図る中で幼稚園の認定こども園への移行等も含めて検討し、午後の預かりニーズへの対応を図ります。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	実施箇所数：11園 【公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、認定こども園7園】 利用見込数：47,616人日	実施箇所数：16園 【公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、認定こども園12園】 利用見込数：45,536人日	

事業名等	内 容		所管課				
⑥乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に向けた体制等整備 ★	地域こども・子育て支援事業として新たに創設される事業であり、生後6カ月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労を問わず保育を利用できる制度 令和8年度以降の給付事業化に向け、認可保育所・認定こども園への制度の周知を図るとともに、保育士の確保や類似事業（一時預かり事業）との役割分担等を図る中で、実施体制の整備を進めます。 <table><tr><td>策定時直近（令和6年度）</td><td>令和11年度目標</td></tr><tr><td>—</td><td>設置数：1箇所 利用見込数：167人日</td></tr></table>		策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	—	設置数：1箇所 利用見込数：167人日	保育・幼稚園課
策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標						
—	設置数：1箇所 利用見込数：167人日						
⑦利用者支援事業の実施 ★	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業 ■特定型：1箇所 保育所利用申込窓口（保育・幼稚園課）に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や子育て支援に関する事業を円滑に利用できるよう相談支援を行っています。関連機関等と連携しながら、多様化する相談に対応できるよう、支援員の資質向上とともに、関係機関との連携を図り支援体制の充実に努めます。 ■こども家庭センター型：1箇所 こども家庭センターを子育て支援課に設置し、保健師等が妊娠期から子育て期にわたり身体面・精神面・生活面の相談に応じ、個々に合った情報提供や必要な支援につなげています。今後も産婦・乳幼児の継続的な実態把握を行い、必要な支援につなげられるよう、医療・福祉の関係機関との連絡調整等に努めます。 ■妊婦等包括相談支援事業型 令和5年2月より保健師・社会福祉士・看護師の連携による伴走型相談支援を実施しており、母子手帳交付時に把握した社会的・経済的背景を踏まえ、社会福祉士が伴走による対応を図っています。令和7年度からは子ども・子育て支援法改正により新たに創設された妊婦等包括相談事業型として実施されることとなっており、引き続き妊婦・その配偶者等に対して面談等から必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。 ■地域子育て相談機関 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）で、虐待の発生を未然に予防するための支援として、保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関であり、		保育・幼稚園課 健康増進課 子育て支援課				

事業名等	内 容		所管課
	子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的としたものである。子育て世帯の中には、こども家庭センターに直接相談することに抵抗感がある家庭もあり得ることから、こども家庭センターの補完的な機能として地域子育て相談機関の設置を検討します。		
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	特定型：1箇所 こども家庭センター型：1箇所	特定型：1箇所 こども家庭センター型：1箇所 妊婦等包括相談支援事業型：1,617人回 地域子育て相談機関：1箇所	
⑧地域子育て支援拠点事業の充実★	保育所などの施設において、専任の職員を配置し、育児不安に対する相談・指導、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業 現在、6箇所（一般型：5箇所、連携型：1箇所）で実施しています。今後も実施体制を維持し、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所の提供、育児不安に対する相談等の地域の子育て家庭に対する支援を行うとともに、子育て家庭への周知を図り、利用促進に努めます。なお、児童センターで行っている連携型については、令和8年度に供用開始予定の多世代交流施設に移転し、新たな事業メニューの開拓に取り組むほか、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組の実施について検討していきます。		保育・幼稚園課 子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	一般型（保育所）：5箇所 連携型（児童センター）：1箇所	一般型（保育所）：5箇所 連携型（多世代交流施設）：1箇所	
⑨地域の各種相談員等の活動充実支援	地域で活躍している各種相談員（民生委員児童委員、母子保健推進員等）の活動内容などを市民に広く周知し、地域における子育て支援活動の円滑化につなげるとともに、人材確保に向けた取り組みを進めます。 多様化する子育てニーズに対応していくため、各種相談員（民生委員児童委員、母子保健推進員等）の確保に努めるとともに、さらなる資質向上に向け、研修会や講習会等への参加を促進します。		社会福祉課 健康増進課

事業名等	内 容	所管課
⑩子育て支援サービスに関する広報や情報発信の充実	多様な子育て支援サービスの中から、保護者がこどもにとって最適なサービスを選択することができるよう、内容について分かりやすい情報提供に努めます。 また、これから子育てを迎える市民に対しても広く伝わるよう、「市民のひろば」や「子育てガイドブック」、「健康だより」、「健康カレンダー」での情報提供、名護市の「ホームページ」の充実を図っていくとともに、母子保健事業及び予防接種等の情報発信を図るため、「母子モ」の周知・活用促進を図ります。 商業施設等民間施設との連携により、事業案内を掲示し広く市民に伝わるよう、工夫を行います。	健康増進課 子育て支援課

施策の方向2 保育サービスの充実

待機児童の解消に向け、保育士の確保により受け入れの拡充を進めるとともに、小規模保育事業の実施や各種保育サービスの提供を図るなど、こどもに最適な育ちの場が確保できるよう、保護者の働き方や生活のパターンに応じた保育サービスの充実に努めます。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①認可保育所による通常保育事業の充実 ★	平日、保護者の労働や疾病等により、児童を家庭で保育できないとき、一定の時間、保護者等に代わって保育を行う事業 待機児童の解消には至っていませんが、3歳児からの教育ニーズも一定程度みられることから、今後は認定こども園の新設・移行を図っていくものとし、認定こども園に移行を予定している施設以外は現状の箇所数を維持しつつ、保育士確保事業等の実施により利用定員の回復に努め、受け入れ園児数の増加を図ります。また、小規模保育卒園後の3歳～5歳児を受け入れる連携施設が適切に機能できるよう、保育所の受け入れ園児数の増加を図っていく中で受け皿確保に向けた働きかけを行っていくものとします。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用定員数：2,328人 箇所数：28箇所	利用定員数：1,949人 箇所数：24箇所	

事業名等	内 容		所管課
② 認定こども園への移行 ★	保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、乳幼児期における保育と教育の連続性の確保や一体的な提供を図ることができる施設 認定こども園について市民等に周知を図っていくとともに、既存認可保育所から認定こども園への移行や、公立幼稚園からの公立認定こども園への移行、公私連携認定こども園への移行を検討していきます。また、地域型保育事業の連携施設として3歳児の受け皿の充実を図っていくことができるよう、今後移行する認定こども園についても施設との調整を行います。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用定員数：765人 箇所数：8箇所	利用定員数：1,205人 箇所数：13箇所	
③ 小規模保育事業の継続 ★	3号認定（0～2歳）の乳幼児を対象に、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育事業 3歳未満児を対象とした事業として、保育の質の向上を促進しつつ、継続実施を図り、卒園後の受け皿となる連携施設の確保に取り組んでいきます。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用定員数：180人 箇所数：10箇所	利用定員数：237人 箇所数：13箇所	
④ 保育士の確保・育成に向けた取り組みの推進	保育士の確保・育成に向け、本市では令和2年2月より「保育士等緊急確保助成金事業」を実施しています。 今後も国及び県事業の活用促進や「保育士等緊急確保助成金事業」の継続を図るとともに、効果的な方法の検証を行うなど、保育士の確保に向けた取り組みの推進を図ります。 また、沖縄県保育士・保育所総合支援センターとの共催により、職場環境改善のための研修会を継続し、施設長等の参加促進を図る中で職場環境の改善等、離職防止に向けた取り組みを支援します。		保育・幼稚園課
⑤ 企業主導型保育事業の地域枠の活用 ★	企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、国が施設の整備費及び運営費の助成をするもの 企業の従業員の児童に加え、設定している地域の児童の受け入れ枠を活用していきます。		保育・幼稚園課

事業名等	内 容		所管課
⑥事業所内保育事業の地域枠の活用	事業所内保育事業は、企業が主に従業員のこどもを預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業 企業の従業員の児童に加え、設定している地域の児童の受け入れ枠を活用していきます。		保育・幼稚園課
⑦障がい児保育事業等の推進 ☆	障がい児と健常児が保育施設及び地域型保育事業所で共に生活する中で、共に育ち合い、相互の健やかな発達・成長を促し、豊かな人間性を培うことを目的とした事業 保育施設での障がい児保育を充実させるとともに、専門家との連携・巡回による指導や指導員による訪問支援の実施により、適切な保育サービスの提供に努めます。 また、発達障がい児や気になるこども、人との関わりが苦手なこども等に対しては、就学前専門指導員を配置し、各園を訪問し指導・相談・助言等の支援を行うとともに、保育士の加配補助を実施します。 さらに、医療的ケア児の受入れのため看護師等を配置する施設に対し、補助金の交付を継続します。		保育・幼稚園課
⑧時間外保育事業（延長保育事業）の充実 ★	保護者の勤務時間等の延長にあわせて、保育時間を延長して児童を保育する事業 保育所、認定こども園等で実施している時間外保育事業については、就労形態の多様化に対応したサービスを提供できるよう努めます。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用者数：1,207人（見込み） 箇所数：28箇所	利用者数：1,737人 箇所数：47箇所	
⑨休日保育事業の推進	保護者が休日の就労等により、児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日の保育を行う事業 現在未実施となっており、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促進しています。 アンケート調査においては一定程度ニーズがみられることから、名護市の待機児童や国の施策等の動向を注視しながら実施の可能性について検討していきます。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	箇所数：0箇所	箇所数：1箇所	

事業名等	内 容		所管課
⑩ 夜間保育事業の推進	夜間、保護者の就労等により保育の必要性がある児童に対して保育を行う事業 現在 1 箇所で開催しています。アンケート調査においては一定程度ニーズがみられますが、保護者の保育ニーズに対応できていることから、現状の提供体制を維持していきます。		保育・幼稚園課
	策定時直近（令和 6 年度）	令和 11 年度目標	
	定員数：20 人 箇所数：1 箇所	定員数：20 人 箇所数：1 箇所	
⑪ 名護市幼保助成事業	令和元年 10 月からの国の幼児教育・保育の無償化において対象外となった課税世帯の 0～2 歳児の保育料、3～5 歳児の主食費及び副食費について、名護市幼保助成事業において無償化を実施 国の幼児教育・保育の無償化の状況や本市における財源等の状況も踏まえながら、今後においても事業の継続実施を図ります。		保育・幼稚園課

施策の方向3 地域との協働による児童の健全育成

こどもたちが多様な人間関係や自然体験、社会体験等を通して、仲間づくりをしながら個性を伸ばしていけるような活動の場、放課後の居場所づくり等に取り組みます。また、地域全体でこどもを育てるとする市民の意識を高めるとともに、青少年育成に関わる地域団体等の育成・連携を進めます。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①放課後児童健全育成事業の推進 ★☆☆	保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を確保し、児童の健全な育成を図る事業 ニーズの多い市街地において、令和7年度に3クラブの新設を図っていくこととし、その後においては地域ごとの利用状況等を勘案した上で必要に応じて新規学童クラブの整備・募集を図っていくものとします。 運営状況等に関しては、放課後児童クラブ巡回支援事業を活用して指導・監督を継続していきます。また、名護市学童保育連絡協議会への加入を促進し、クラブ間の情報交換や情報共有を図るなど、連携強化に努めます。 特別な配慮を必要とする児童を含めて利用する児童たちが安心して過ごせるよう、支援員等への研修の充実により専門的な知識や技術の向上を促進していくとともに、人材確保を図ります。 さらに、学校敷地内の活用を図るとともに、子どもの家事業と一体的、又は連携実施に向けた検討を行います。		子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用定員数：1,027人	利用定員数：1,137人	
②子どもの家事業の実施	地域の公民館、集会所等を拠点とし、放課後等にこども（保育期間を終えたこどもたちや児童生徒）の居場所を確保する事業。遊びなどの活動を通してながら成長する場で、地域の人々で育てる子育て支援活動 地域ぐるみの子育てを目指し、地域の良さや文化が次代へ受け継がれるよう活動内容の充実を図ります。また、地域ニーズに伴って、開設場所やサポーターの確保に向けて調整を図ります。 子どもの家の継続実施を支援するためにも、名護子育て支援塾との連携を強化します。		地域力推進課

事業名等	内 容	所管課
③児童センター運営事業の実施	健全な遊びを通して、異年齢のこどもとの交流や多様な経験を積みながら児童の健全育成を目指す「児童センター」を運営する事業 利用者の意見を反映させた活動内容を拡充するとともに、乳幼児の親子が交流し、悩みなどを共有できる子育て支援の拠点として、中高生の居場所として利用を促進していきます。 現在、児童センター機能を有する代替施設（労働福祉センター）では、ゾーニングの工夫により乳幼児と乳幼児以外のこどもが利用する居場所の提供等を図るなど、引き続き安全面に配慮した事業実施を図ります。 今後は、令和８年度に供用開始予定の多世代交流施設へ児童センター機能を移転・充実させていくことにより、これまで利用者が少なかった中高生に対しても活動の場を提供していくなど、児童健全育成に努めます。	子育て支援課
④多世代交流施設の整備	こどもの育ちと子育てを地域で支えるため、子育てに関する相談ができ、こどもから高齢者まで、子育て世代や児童生徒など、世代や分野を超えて多様な市民が集い活動できる、多世代交流施設を整備します。	子育て支援課
⑤青少年育成に関わる地域団体等の育成	市内には、「名護市子ども会育成連絡協議会」をはじめ、「名護市青年ネットワーク連合会」、「名護市PTA連合会」、「名護市青少年育成協議会」、「名護市女性会」といった社会教育団体の組織があり、青少年育成に関わる活動も行われています。 多くの団体が役員の成り手不足や、会員の未加入など組織体制の弱体化といった課題を抱えていることから、現在の社会状況を踏まえた団体の在り方や活動内容について意見交換を行い、会員の資質向上と加入促進に向け継続的に支援していけるよう取り組んでいきます。 会員のさらなる資質の向上と組織等の活性化に向け、団体指導者研修会を実施し、継続的に支援を進めていきます。 引き続き「名護市青少年育成協議会」において、名護市少年の主張大会、ふるさと・未来・絆リーダー研修、善行青少年・青少年育成功労者や青少年育成功労団体表彰、夜間街頭指導活動を支援していくことで未来を担う人材の育成を図ります。	地域力推進課
⑥非行防止活動の推進	こどもの非行などの問題行動を未然に防止するため、学校・PTA・警察・関係機関・青少年健全育成団体との連携を図り、夏祭り・さくら祭り夜間街頭指導等による早期発見・早期指導を行い、深夜はいかいや未成年者の飲酒を防止するとともに、全市民が夜型社会等の是正を図り、生活リズムの確立を目指すための普及・啓発に努めます。 青少年の育成指導のための情報や資料の収集・発信に努めます。	地域力推進課

事業名等	内 容	所管課
⑦自然体験活動を通じた児童生徒の健全育成事業の実施	次代を担う青少年が、自然体験、社会体験等の活動を通して、自然や歴史、文化に触れ、仲間づくりをしながら個性を伸ばし、自ら考え発言し行動する力を培う活動の機会や場の提供を拡充します。 各単位子ども会と連携した事業を計画していくことにより、加盟団体の増加やジュニアリーダー等の増加に努めます。	地域力推進課

基本目標２ こどもが健やかに成長することのできる健康づくり

施策の方向１ こどもを産み育てる親等への支援の充実

こどもを産み、育てる親が心身ともに健康で過ごすとともに、夫婦が協力して子育てできるように、妊産婦の健診等健康管理支援の充実、親の子育て力の向上支援の充実を図ります。さらに、妊娠、出産、子育て等で切れ目のない支援を推進します。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①妊産婦支援事業の推進 (★妊婦健診必須事項)	妊娠、出産、子育て時に母子の健康管理が適切に行われるよう、心身の発達等を記録する親子(母子)健康手帳の交付を行うとともに、妊婦及び産後の母子の健康状態を把握し、適宜、指導・助言を行う妊婦健康診査、妊産婦保健指導を進めます。 さらに、医療機関との連携により、ハイリスク妊婦の早期把握や産婦健診・産後ケア事業等による支援に努めます。		健康増進課
	策定時直近（令和５年度）	令和１１年度目標	
	親子(母子)健康手帳交付 12週未満交付率：91.4%（484件）	親子(母子)健康手帳交付 12週未満交付率：93%	
②産後ケア事業の実施 ★	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業で、妊娠中からの利用申請が可能 受入施設との連携により産後ケア事業を継続実施し、保護者が心身ともに健やかに育児ができるよう、支援体制の整備・充実を図ります。		子育て支援課
③産前・産後サポート事業の実施	妊産婦等が抱える妊娠・子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」または助産師等の専門家などによる相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とした事業 プレパママ交流会をはじめとする産前・産後サポート事業の実施・参加促進を図り、育児の不安や孤独感の軽減につなげます。また、母子の生活習慣病予防に向けた妊娠期からの健康管理支援や、妊娠期について学ぶ場づくりに努めます。		子育て支援課

施策の方向2 次代を担うこどもの健やかな成長の支援充実

生まれたこどもが健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期の健診、むし歯予防対策、訪問指導の充実、母子保健推進員との連携等、こどもの健康管理支援の充実を図ります。

< 具体施策 > ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①乳児一般健康診査、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査の推進 4歳児発達相談会の実施	乳児（3～4ヶ月、9～10ヶ月）、幼児の健康状態を把握し、適宜指導・助言を行う事業 乳幼児健診は疾病の早期発見・早期治療の推進を図るとともに、乳幼児期の規則正しい生活リズムの確立やこどものよりよい育ちのための環境整備や、個々の多様性に合わせた育児支援として重要な事業です。保護者がこどもの成長発達の順序を理解し、様子を見通しながら今できることを保護者自身で判断ができるよう、乳幼児期の健診において保健指導・栄養指導による支援充実を図ります。受診率は90%前後を維持していますが、なお1割が未受診となっているため、引き続き乳幼児健診未受診者に対して、電話や家庭訪問による受診勧奨を行います。 また、乳幼児健診結果をもとに、個々に応じた生活習慣の確立に向けた保健相談に取り組みます。さらに、健診の結果、発達面において経過観察の必要なこどもについては、訪問や来所相談・保育所訪問等で経過を見ていきながら、必要に応じて専門機関につなぐことにより早期発見・早期支援を図っていきます。 また、就学前において、集団生活での困難さが予測されるこどもを対象に4歳児発達相談を実施します。 聴覚が言語獲得に重要となることを踏まえ、令和6年度から新生児聴覚検査の公費助成を実施しています。今後も公費助成を継続するとともに、必要に応じてきこえの支援センターと連携した支援を行います。		健康増進課
	策定時直近（令和5年度）	令和11年度目標	
	乳児一般健康診査受診率 ：91.3%	乳児一般健康診査受診率 前期：94%、後期：89%	
	1歳6ヶ月児健康診査受診率 ：93.5%	1歳6ヶ月児健康診査受診率 95%	
	3歳児健康診査受診率 ：85.6%	3歳児健康診査受診率 90%	
	午後10時までに就寝する者の割合（3歳児）：67.6%	午後10時までに就寝する者の割合（3歳児）：25.0% （令和15年度）	

事業名等	内 容		所管課
②むし歯予防対策の充実	乳幼児期のむし歯予防を図るために行う事業 乳幼児のむし歯予防に向け、乳幼児健診会場での歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ化物塗布等を進めます。また、2歳児歯科健診の実施により、3歳児のむし歯が無い者の割合が増えるなどの効果が出てきていることから、同健診の利用促進を図ります。 さらに、むし歯対策として、保育所等へ乳幼児健診結果（歯科健診）情報提供を行い、今後の対策を各保育所等と検討していきます。		健康増進課
	策定時直近	令和11年度目標	
	むし歯が無い者の割合（3歳児）：89.2%（令和5年度） 2歳児歯科健診受診率：57.1%（令和4年度）	むし歯が無い者の割合（3歳児）：90% 2歳児歯科健診受診率：60%	
③予防接種による疾病予防の推進	乳幼児、学童期等の感染症予防を図るために行う事業 今後とも接種率維持や向上を図るため、チラシやハガキ等による未接種者への通知を継続するとともに、保護者に予防接種の知識や必要性について理解を深めてもらえるよう、保健師との連携により訪問でのパンフレット配布等を行います。 特に、幼稚園児のMRワクチンⅡ期については接種率の向上が課題となっていることから、教育委員会と連携して、就学時健康診断での接種勧奨を図ります。		健康増進課
	策定時直近（令和5年度）	令和11年度目標	
	MR（麻疹風疹）予防接種率 ・Ⅰ期（1歳児）：91.0% ・Ⅱ期（幼稚園児）：82.4%	MR（麻疹風疹）予防接種率 ・Ⅰ期（1歳児）：95% ・Ⅱ期（幼稚園児）：95%	
④かかりつけ医の普及促進	健康状態に応じて適切に受診できるよう、親子(母子)健康手帳交付時や新生児訪問時、乳児全戸訪問時、健診会場等でのかかりつけ医の普及促進に努めます。		子育て支援課
	策定時直近（令和5年度）	令和11年度目標	
	かかりつけ医がいる割合：90.2%	かかりつけ医がいる割合：92%	
⑤こども医療費助成の充実	こどもの医療費の一部負担金を助成する事業 こども医療費の入通院助成について、平成31年4月から現物給付方式により沖縄県の基準を上回る18歳到達後最初の年度末までの年齢拡大を図っています。引き続き、出生や転入時における周知・広報を図りながら、こども医療費助成を継続的に実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健やかな育成を支援します。		子育て支援課

事業名等	内 容		所管課
⑥新生児・乳児訪問指導の推進 (★乳児家庭全戸訪問事業は必須項目)	保護者の育児不安等の軽減を図るため、保健師、助産師等が行う全戸訪問指導事業 専門職員が出産後～4カ月以内に全戸を訪問し、月齢にあわせた発育・発達状況、生活リズム等を確認することで、保護者の育児不安の軽減を図ります。また、育児のサポーターがいない家庭については、関係部署と連携を図り必要な支援につなぎます。		健康増進課
	策定時直近（令和5年度）	令和11年度目標	
	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数：582件	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数：611件	
⑦乳幼児健康相談の推進	乳幼児等の健康に関する相談を行う事業 乳幼児の発育や栄養に関して悩みや不安をもつ親に適切なアドバイスができるよう、保健師や栄養士、助産師等による相談事業を進めます。 より多くの市民の利用がなされるよう、親子(母子)健康手帳交付面接時や新生児訪問、乳幼児健康診査会場等での周知を図ります。		健康増進課
⑧母子保健推進員活動の支援充実	保護者の育児不安を軽減するため、地域の身近な相談相手となる母子保健推進員については、令和5年度現在、48名で乳幼児健診補助や7か月交流会、健診未受診者訪問等、市全体で活動しています。推進員がいない区もありますが、区の出生数や乳幼児数に見合った推進員の配置に努めます。 また、母子保健推進員活動の充実を図るため、研修会を開催し、むし歯予防や子育てに関する情報を共有する等により推進員の資質向上の支援を進めていきます。		健康増進課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	定例会数：4回	定例会数：4回	
⑨養育支援訪問事業の推進 ★	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行う事業 引き続き保健師との連携充実等により、事業を必要とする世帯の掘り起しを図り、本事業の提供により児童虐待防止及び養育環境の改善を図ります。また、支援者の安定的な確保と同時に、支援介入が必要と判断された世帯が支援を受け入れやすくなるよう取り組みます。		子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用実数：32件(4世帯)	利用実数：32件(4世帯)	

事業名等	内 容		所管課
⑩ 子育て世帯 訪問支援事業 の推進 ★	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅へ、子育て世帯訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業 令和6年度より実施しており、養育環境の改善に努めています。児童虐待防止につながるよう、引き続き育児・家事の援助に取り組めます。また、子育て世帯訪問支援員の育成を進めるとともに、支援員を安定的に確保するため、事業委託の検討を進めます。		子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	利用実数：86件（4世帯）	利用実数：100件（5世帯）	

施策の方向3 食育を通じたこどもの健全育成の支援

こどもからその保護者等まで改めて食の大切さを知り、適切な食生活を営むことができるよう、食に関する教育、普及活動を推進します。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①各種育児教室等を通じての食育の推進	健康なこどもを産み育てるための身体づくりを推進するため、親子(母子)健康手帳交付の面談時、プレパパママ交流会、7か月交流会、乳幼児健診時等に、栄養バランスや食に関する情報提供、栄養相談・指導を継続実施します。また、妊娠期においては、適切な食生活の確立や母子の生活習慣病予防のために学習の場（教室）の内容を充実させるとともに、乳幼児期においては、乳幼児の貧血対策や保護者が正しい理解のもと食育を実践できるよう取り組みます。		健康増進課
	策定時直近（令和5年度）	令和11年度目標	
	乳児の貧血：21.8% 1歳6か月の貧血：12.2%	乳児の貧血：19.3% 1歳6か月の貧血：5.4%	
②幼児期・学童期の食育の推進	地域及び幼稚園や保育園、小中学校で、こどもや保護者を対象に、食事づくりを通じて食の大切さや料理の楽しさ等を学ぶ事業 公立幼稚園、認定こども園では、引き続き食育計画等を策定し、栽培活動や調理活動、保護者への食育講話等の食育活動を進めます。 また、食生活改善推進員等地域の人材との連携による食育を推進します。 小中学校においては、栄養教諭や栄養職員、食生活改善推進員との連携による食育に関する授業の推進を図ります。また、「早寝、早起き、朝ごはん」運動の周知啓発に取り組み、基本的な生活習慣の確立を図ります。 また、全校で「弁当の日」を実施できるよう、各校へ取組状況等の情報共有を図ります。		保育・幼稚園課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
③食生活改善推進員活動の支援充実	食生活改善推進員は、地域で食生活についての正しい知識を普及するとともに、各種食育事業のボランティアとして活動し、市全体を（3グループ（名護湾、久志、羽地・屋我地））をカバーしています。 養成講座を通じて推進員の育成を進めるとともに、受講及び会員登録の促進に向けた周知活動を行います。また、地域や各種食育事業で食生活改善推進協議会が意欲的に活動できるよう、引き続き支援の充実を図ります。		健康増進課

基本目標3 名護市の次代を築く心豊かな人づくり

施策の方向1 こどもの健全な心身の発達に向けた就学前教育・保育の充実 (名護市幼児教育アクションプログラム)

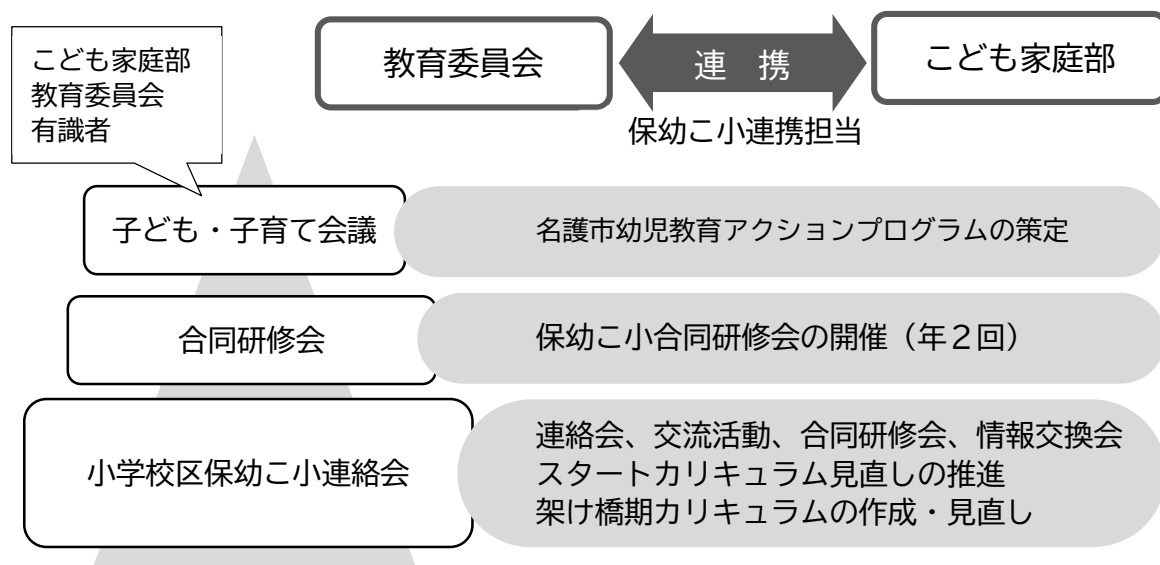
就学前の幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、幼児期の教育・保育では、遊び等を通しての総合的な指導により、生きる力の基礎を育むことが重要です。幼児期により良い教育・保育が提供されるよう、教育・保育を支える人材のさらなる質の向上の支援、保幼こ小*の連携教育の推進、公立認定こども園の設置に向けた取り組み、就学前特別支援教育の充実等を進めます。

*保幼こ小とは、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校を指します。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①保育者の資質能力の向上	市内すべての幼児教育に携わる保育者のキャリアステージに応じた更なる資質能力の向上を図るため、市内保育園等を訪問して名護市保育者育成指標を周知し活用を促します。 引き続き、公立幼稚園において、専門指導員、指導主事による保育参観及び保育研究会を行うとともに、外部講師を招へいした各種研修会では、全ての就学前施設へ参加を呼びかけ、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質能力の向上を図ります。 また、全体の質の向上を図るため、名護市社会福祉法人立保育園連盟との意見交換会を定期的を実施して、積極的にお互いの連携や情報交換を図ります。	保育・幼稚園課
②保幼こ小連携教育の推進	名護市保幼こ小合同研修会を開催（年2回）するとともに、年間計画に基づいた小学校区の保幼こ小合同での交流会や情報交換会、体験入学会、合同研究会等の実施により、全ての就学前施設と小学校との連携や円滑な接続を目指します。 幼児期の遊びを通して育まれてきたことが小学校の学習に円滑に接続されるよう、各小学校へ架け橋期のカリキュラム作成及びスタートカリキュラムの見直し・編成に向けた取組を進めます。また、1学年担任を中心とした研修会の実施や各小学校への情報提供に取組み、幼児教育について学ぶ場の充実を図ります。	保育・幼稚園課 学校教育課
③就学前教育・保育施設における特別支援教育・保育の充実	全ての就学前施設において保護者の要請に応じ、気になる幼児の発達障がい等の早期発見、早期支援に適切に対応できるよう、担当課に指導主事、専門指導員を配置し、訪問観察、相談、支援員等の配置による支援を進めます。特別支援教育に関する幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研修会を開催するとともに、県教育センター研修の周知を図り、参加を促進します。	保育・幼稚園課

連携体制のイメージ図



名護市保幼小連携・接続の流れ

	4月	5月	～	1月	2月	3月
小学校	スタートカリキュラム※の実施	・ 保育参観	・ 保幼小連絡会 主催：市内各小学校	・ 交流活動 おもちゃランド（生活科） 季節の遊び交流 諸行事への参加 等	スタートカリキュラムの見直し	
法人保育園 公立幼稚園 私立幼稚園 認定こども園 認可外保育施設	第1回保幼小合同 研修会への参加 ・ 連携教育の年間計画 ・ 教育支援の手続きに ついて確認 ・ 情報交換	・ 小学校の 授業参観 ・ 小学校の 行事参観	・ 合同研究会 交流会の振り返り 授業・保育参観後の振り返り 小学校校内研修会への参加 等	第2回保幼小合同 研修会への参加 ・ 連携活動の実践報告 ・ 体験入学、入学前情報 交換会日程の確認	・ 次年度就学児童 の申し送り ・ 小学校へ要録の 提出	
主担当部署 教育委員会 学校教育課	第1回保幼小合同 研修会の開催 ・ 小学校区の連携教育 年間計画のまとめと 各施設への周知	・ 連携活動の参観 ・ 連携教育に関する研修会の開催 対象者：市内の5歳児保育を行う 幼児教育施設	◇9月:就学に向けての教育支援に係る手続き	◇2月:特別支援教育支援者の派遣要請		
副担当部署 こども家庭部 保育・幼稚園課						評価・反省 次年度の計画

※スタートカリキュラムとは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した入学当初のカリキュラムのこと（生活科を中心に）

施策の方向2 こどもの豊かな心、生きる力を育む学校教育環境の充実

こども一人ひとりがその特性に応じて豊かな心や生きる力等を習得できるよう、個々の児童生徒に応じ基礎学力の定着に向けた学習指導や個性を伸ばす教育に取り組みます。また、一人ひとりの児童生徒の理解に基づく指導に取り組み、それぞれが将来に夢と希望を抱けるよう支援を行います。さらに、学校が児童生徒にとって楽しく魅力的な場となるよう、いじめの予防に取り組むとともに、地域とともにある学校づくりを進めます。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①学力向上に向けた学習指導の工夫・改善・充実	児童生徒一人一人の実態等を踏まえて、個に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の工夫・改善で授業力向上を目指し、教職員等を対象とした各種研修会や研究指定校・研究グループ等の効果的な実施に取り組みます。 名桜大学をはじめとする教育機関と連携し、確かな学力の向上及び教職員の授業力向上に向けた取組を推進します。	学校教育課
②豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実	「特別の教科道徳」を中心に、全ての教育活動で「心の教育」を推進できるよう、各学校における人権・平和教育や道徳教育、特別活動等を支援します。 児童生徒一人一人のキャリア形成と自己実現を図るため、「キャリアパスポート」の活用を推進します。 キャリア教育コーディネーターを活用した、名護市の「ヒト・モノ・コト」に触れる職場体験やジョブシャドウイング、職業人講話の充実に努めます。	学校教育課
③いじめや不登校等に関する生徒指導・教育相談支援の充実	いじめや不登校、問題行動等の早期発見・早期対応等、学校が組織的に取り組めるよう、「登校支援リーフレット」の活用や教育相談計画訪問や生徒指導連絡協議会等の充実に努めます。また、生徒指導支援者を小中学校に配置し、不登校児童生徒支援や問題行動事案へ対応します。なお、いじめ防止に向けては「名護市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的に対策を推進します。 「名護市お悩み相談窓口」では、児童生徒本人による端末からのSOS発信をキャッチした際、教育相談室相談員が学校等と連携しながら適切な相談先へつなげています。今後も「名護市お悩み相談窓口」を継続運営し、いじめや不登校等の未然防止・早期対応に努めます。 不登校の児童生徒の学校復帰や進路実現に向けて、適応指導教室「あけみお学級」に支援員を継続配置し、体験活動や学習・進路指導、原籍校等との連携の充実に図ります。	学校教育課

事業名等	内 容	所管課
④特別支援教育の充実	インクルーシブ教育の推進に向けて、児童生徒一人一人にあった適切な学びの場や２次支援による指導等について学校や教職員への周知を徹底します。 安心安全な学校生活が送れるよう、引き続き、特別支援教育支援者の配置を進めるとともに、連絡会を通じた質の向上を図ります。 医療的ケアが必要な場合は、「名護市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、学校、保護者、医療等関係機関と連携した体制整備を図ります。 特別支援教育の校内体制整備を支援するため、特別支援教育コーディネーターや校内教育支援担当者を対象とした研修会等の充実を図ります。	学校教育課
⑤コミュニティ・スクールの推進	名護市立小中学校すべてに設置している学校運営協議会において、学校と地域、保護者のパートナーシップに基づく連携・協働の体制を構築し、地域学校協働活動と一体的に推進します。また、市全体で推進していくため「コミュニティ・スクール推進委員会」を設置し、各校に地域学校協働活動推進員を委嘱します。	学校教育課

施策の方向3 次代の親となるこどもの健全育成の推進

次代の親となる思春期のこどもたちの心身の健全な育成を図るため、思春期の性に関する問題をはじめ、喫煙・飲酒・薬物等に関する正しい知識の普及に取り組むとともに、命の尊さを学ぶことができるよう教育内容の充実を図ります。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①心身の健全な育成を支援する思春期保健対策の充実 (性に関する知識の普及、思春期教室など)	特別活動や保健体育、道徳の授業の中で、性及び性感染症に対する理解を図るとともに、外部人材などによる講演会等を開催します。今後とも、性に対する正しい理解と選択を行うことができるよう、教育現場や保健所等関係機関との連携のもとに性教育を進めます。	学校教育課
②喫煙、飲酒、薬物等防止対策の充実	青少年を取り巻く喫煙、飲酒、薬物等の実態の把握に努め、学校においては、学校医やスクールカウンセラーはもとより、医療機関等関係機関と連携した保健指導の充実を図ります。さらに、近年、若年層における薬物等乱用の広がりが深刻になってきていることから、生徒指導連絡協議会等において薬物等防止の意識を高める取り組みを進めていきます。 また、名護市青少年育成協議会や名護地区少年補導協議会等との連携を強化し、「深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止名護市一斉行動」や「社会環境実態調査」などを通して、意識の啓発を図ります。	学校教育課 地域力推進課

基本目標4 子育てにやさしい環境づくり

施策の方向1 快適で安心な生活空間の確保

人にやさしい道路整備や地域ぐるみで防犯体制づくりに努めるとともに、こどもや子育て世帯だけでなく、全ての人にやさしい生活環境づくりを進めます。また、市営住宅においては、引き続き住宅に困窮する世帯に対する支援を行います。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①道路交通環境の整備及び通園・通学路等の安全性の確保	安全で全ての人にやさしい道路空間とするために、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道幅員の確保や危険箇所の段差解消などバリアフリー化を推進します。 横断歩道の補修や危険箇所の点検等の要請を継続するとともに、名護警察署、名護地区交通安全協会等関係機関・団体と連携し、交通安全活動等の実施・支援に取り組みます。 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブを利用する園児たちが安全に通園及び園外を散歩することができるよう、園周辺の危険箇所等の点検を関係機関と合同で行い、安全の確保に努めます。 通学路の安全確保に向け、小中学校、地域、道路設置者、警察と連携して安全点検の実施や情報交換等に取り組みます。	都市計画課 建設土木課 総務課 保育・幼稚園課 子育て支援課 学校教育課
②快適な公園・遊び場の確保	現在、市内には県管理の公園を含め 63 箇所の都市公園・都市緑地が供用開始されています。今後の整備にあたっては、防犯面や前面道路への安全面にも配慮しながら進めるとともに、「名護市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具の再整備等に取り組みます。 街区公園については、区による管理が行われています。自治会や子ども会等との連携を強化し、地域の方々が公園・広場への愛着を抱けるよう、地域ニーズを踏まえつつ、快適で安全な公園・遊び場の確保を推進します。	都市計画課
③市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居及び若年世帯等への支援の検討	母子世帯や父子世帯、障がい者世帯等に対し、引き続き、市営住宅の入居選考時に当選確率を2倍にする優遇措置を講じ、居住確保を図ります。若年世帯や多子世帯等住宅確保が難しい子育て世帯への支援のあり方の検討に努めます。	建築住宅課
④防犯対策の推進	市域の安全・安心の確保のため、名護地区防犯協会への負担金交付を行うとともに、同協会及び名護警察署と連携し防犯対策活動の取組を推進します。 市民の安心・安全及び青少年の健全育成を図るため、各区への街灯設置及び電気使用料金の助成事業を継続します。	総務課 地域力推進課

事業名等	内 容	所管課
⑤危機管理マニュアルの点検と充実	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、学校などにおいて、火災発生時や自然災害への対応、不審者対策、救命対応等のマニュアルの整備を促進し、災害等の発生に対し適切な行動がとれるよう、関係機関や地域との連携のもと、日頃から訓練を行います。 さらに、保育所等については、各園と連携し、速やかに災害時の避難状況の確認できる体制の構築を図ります。	総務課 学校教育課 保育・幼稚園課

基本目標 5 家庭生活と社会的活動の両立を応援する社会づくり

施策の方向 1 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現

男女がともに家庭生活と社会的活動の両立した生活が送れるよう、家事・育児の分担など家庭における男女共同参画を推進し、育児と就労が両立できる職場環境づくりに取り組みます。また、安定した生活が営めるよう若年層の就労を支援します。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意識の普及 ☆	男女共同参画の推進に関し、各種講座やイベント、市民のひろばやパネル展などを活用し、男女共同参画社会の実現やワーク・ライフ・バランスの考え方を多くの市民に周知していくとともに、男女共同参画月間においての標語・写真募集などの取り組みから、こどもたちにも男女が平等であることを意識付けしていきます。	地域力推進課
②育児休業法の普及・啓発及び働き方の見直し促進 ☆	商工会等関係機関との連携により、沖縄労働局の広報物等を用い、育児休業や介護休暇に関する法律等の周知を行っており、引き続き広報物を用いて市内事業者に対して各種法制度の普及、及び利用促進に努めます。加えて、講座や講演会の開催等、取り組み方法についても今後検討し、さらなる効果を目指します。 また、仕事と生活の調和のため、企業等に対して柔軟な働き方についての普及・啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立支援を推進している企業等について、市民の広場等により働きやすさの紹介を行うなど、普及に努めます。	商工・企業誘致課 地域力推進課
③若年層に対する就労支援の充実	特定非営利活動法人 NDA の行う各種講座や就職サポートをはじめ、中学生・高校生へのキャリア教育の実施を促進していきます。 特定非営利活動法人 NDA との連携のもと、金融・IT 等のキャリア教育支援事業を継続実施し、市内の学生・既卒・就業希望者向けのキャリアアップの講座開催、ジョブマッチングなどの就労支援を図ります。また、小中学生が本市に進出した企業の取組を学ぶための機会づくりとして、TSUNAGU CITY in NAGO や久辺テクノフェスタ等のイベントの継続実施を図ります。	商工・企業誘致課

基本目標6 こどもの人権を尊重する仕組みづくり

施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

すべてのこどもの権利が守られるよう、相談機能等の強化を図り、児童虐待の未然防止や虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童を早期発見・早期対応、自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。複雑化するケースも増加していることから、名護市要保護児童対策地域協議会等において、関連機関との支援ネットワークを強化し、地域全体で虐待防止に取り組みます。

<具体施策> ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①要保護児童対策の充実 ☆	名護市要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関との連携体制の構築を図るとともに、児童虐待防止啓発活動としてシンポジウムやオレンジリボン運動を展開していきます。 保育所・幼稚園・学校関係等を訪問し、児童虐待予防や発見した場合の対応法を周知していくとともに、関係機関のスキルアップを図るため、児童虐待防止啓発講演会や研修会等を企画・開催していきます。また、虐待を受けているこども、支援の必要な家庭への迅速な対応、関係機関との連携により、解決、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
②こども家庭センターの周知・機能充実	改正児童福祉法の施行に伴い、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターでは、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、相談支援を実施しています。 今後も、増加・多様化する相談に迅速に対応できるよう、各種講習会等への参加により相談員のスキルアップを図り、人員体制の強化に努めます。また、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整えます。	子育て支援課 健康増進課

施策の方向2 支援を必要としている家庭・児童への支援の充実

支援が必要なひとり親世帯や障がい児を抱える世帯、多様な文化を持つ日本語の支援が必要な子どもとその家庭が、地域一員として生活できるよう、行政や地域が一丸となった支援を図ります。

＜具体施策＞※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容		所管課
①ひとり親家庭等日常生活支援事業の活用促進 ☆	母子家庭等がその親の修学や疾病等の事由により、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に家庭生活支援員を派遣してサポートを行う事業（県が実施） 市ホームページや窓口での案内や母子寡婦会と連携を図りながら継続して事業の周知に努め、事業の活用を促進します。特に父子家庭への周知を強化していきます。		子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	新規登録人数：22人	新規登録人数：22人	
②母子父子家庭等医療費助成の実施	母子家庭や父子家庭等に対し、医療費の助成を行っており、児童扶養手当と併せて制度説明や申請書の受理を行っています。 引き続き、児童扶養手当やひとり親支援に関する相談や手続き時において本事業を含めたひとり親支援を資料等で案内し、報誌、ホームページ等で周知を図ります。		子育て支援課
③幼児ことばの教室事業の推進 ☆	ことばの発達が気になる未就学児に対し、個人指導や集団行動、相談指導等を行い、発音の改善や成長を援助する事業で、現在1箇所を実施しています。 今後も、事業の周知を図り、ことばの発達に不安のある保護者に対する適切な援助を行うとともに、幼児児童の早期療育に努めます。利用者数が増加傾向にあることから、委託先団体と調整を行い、適切な職員配置となるよう努めます。		子育て支援課
	策定時直近（令和6年度）	令和11年度目標	
	箇所数：1箇所 指導延べ人数：1,800人	箇所数：1箇所	

事業名等	内 容	所管課
④障がい児保育事業の推進 (再掲) ☆	障がい児と健常児が保育施設及び地域型保育事業所で共に生活する中で、共に育ち合い、相互の健やかな発達・成長を促し、豊かな人間性を培うことを目的とした事業 保育施設での障がい児保育を充実させるとともに、専門家との連携・巡回による指導や指導員による訪問支援の実施により、適切な保育サービスの提供に努めます。 また、発達障がい児や気になるこども、人との関わりが苦手なこども等に対しては、就学前専門指導員を配置し、各園を訪問し指導・相談・助言等の支援を行うとともに、保育士の加配補助を実施します。 さらに、医療的ケア児の受入れのため看護師等を配置する施設に対し、補助金の交付を継続します。	保育・幼稚園課
⑤自立支援協議会(こども支援専門部会)の充実 ☆	障がいのある児童への個別支援の検討・調整の場、関係機関相互の情報交換の場として、自立支援協議会(こども支援専門部会)が設置されています。また、こどもたちへの切れ目のない支援に向け、就学前児童への支援を調整する「こども就学支援連絡会」、高校3年生への進路支援を調整する「進路連絡会」を開催しています。 今後も引き続き、庁内の各関係部署及び関連機関と連携を図りながら療育・保育・教育までの継続的な支援ができるよう協議会の充実に努めます。 事業所連絡会の強化を図り、医療的ケアが必要な児童の支援の充実に努めます。	社会福祉課
⑥日中一時支援事業の推進 ☆	保護者就労支援や一時的な休息等に資するとともに、障がい児(者)の居場所を確保するための事業 市内では5事業所が実施しており、保護者のサポートに努めていますが、更なる利用者の増加が見込まれています。 引き続き、保護者のサポートが行えるよう、事業の周知を図るとともに、医療的ケアの必要な児童の受け入れ等、受け入れ体制の強化を働きかけます。また、適切な居場所の提供に向け、連絡会の実施を通して事業所間の情報共有を促進し、質の高いサービスの確保に努めます。	社会福祉課
⑦障害児通所支援事業の充実 ☆	障がいや発達に支援を要する幼児児童生徒に対し、障がい児通所支援事業所への通所により、日常生活における基本的な動作など、発達に必要な療育支援を行う事業 全ての利用者に対してサービス等利用計画の策定が義務付けられたため、個々の発達に必要な療育支援を行えるようになっていきます。 今後も適切なサービス利用・質の高いサービス提供となるよう、事業の拡充や事業内容の周知に努めます。	社会福祉課

事業名等	内 容	所管課
⑧ 児童短期入所事業の充実 ☆	保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障がい児を施設に短期間入所させ、必要な支援を行う事業 個々のニーズに対応し、日数や期間などを柔軟に定めており、有効活用され、保護者の安心感につながっています。今後も関係機関と連携を図りながら事業の充実・事業内容の普及に努めます。	社会福祉課
⑨ 児童居宅介護事業の充実 ☆	障がい児であって日常生活を営むのに支障があるものに対して、家庭において行われる入浴、排泄、食事等の介護を行う事業 保護者の負担軽減目的での利用等、ニーズが多様化してきていることから、個々に合ったサービスの利用支援に努めています。 今後も個々のニーズに対応できるよう、障害児計画相談事業所をはじめ、関係機関と連携を図るとともに、事業の充実を推進します。	社会福祉課
⑩ 児童発達支援センターの活用推進	児童発達支援センターは障がいのある児童を受け入れ（通所）、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練及び療育相談などを複合的に行う施設 児童発達支援センターの指定を受けている市内事業所と同センターの活用について連携して取り組みます。	社会福祉課
⑪ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 ☆	医療的ケアが必要な児童等の受け入れ先が不足しており、個々の状態に応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関が協議・連携する場として、自立支援協議会（こども支援専門部会）を活用し支援の充実を図ります。	社会福祉課
⑫ 日本語の支援が必要なこどもへの支援 ★	日本語の支援が必要なこどもたちが、名護市の教育環境に適應できるように支援の充実を図ります。	学校教育課

施策の方向3 こどもの貧困対策の推進

生活に困窮する世帯のこども達が、生まれ育った環境の違いにより、十分な食事や学びの機会、医療等を十分に受けられないといった事が無いよう、居場所づくりや経済支援、多様な体験機会や学習支援等を図ることにより、健やかな成長や自己肯定感の向上を支援します。

<具体施策> ※基本指針で示されている計画への記載事項：★は必須記載事項関連、☆は任意記載事項関連

事業名等	内 容	所管課
①こどもの居場所づくりの推進	名護市では、こどもの居場所づくり支援員の配置やこどもの居場所づくりを行う団体等の運営支援を行っています。 市内には令和6年度現在8箇所のこどもの居場所があると同時に、地域主体によるこども食堂の活動もみられます。令和2年度より市内の郵便局と協定を結び、フードドライブのBOXを設置しており、こども食堂やこどもの居場所への配布を行っています。また、「名護市こどもの居場所ネットワーク連絡会」の活動を通し、情報共有をはじめ、食糧や各活動の支援を行っています。 今後も引き続き校区担当のこどもの居場所づくり支援員の配置を行うとともに、研修会への参加促進による資質向上に努めます。また、新たなこどもの居場所づくりを促進していくとともに、「名護市こどもの居場所ネットワーク連絡会」の活動を通し、相互連携やボランティア支援を行います。	生活支援課
②学習支援の推進	名護市では、生活困窮世帯及び就学援助制度の対象者世帯の中学生を対象に、名桜大学と連携して学習支援に取り組んでおり、名桜大学の学生が講師を担い、市は送迎支援を行っています。 今後も名桜大学との連携のもと、引き続き生活困窮世帯及び生活保護世帯に対し学習支援等の支援に取り組めます。	生活支援課
③就学に困難を抱える世帯への費用援助	経済的な理由により就学に困難な世帯に対し、負担の軽減をするために学校教育に係る学用品、給食費、修学旅行費など、費用の一部を支給し支援を行っています。 今後においても、経済的な理由により就学に困難を抱える世帯に対して、就学に必要な学用品、給食費、修学旅行費など、費用の一部を継続して援助し、児童生徒の就学支援に取り組めます。また、所得の未申告や申請しない世帯もあることから、継続して広報に取り組むなど、就学奨励費の周知・活用促進を図ります。	学校教育課
④母子父子家庭等医療費助成の実施	母子家庭や父子家庭等に対し、医療費の助成を行っており、児童扶養手当と併せて制度説明や申請書の受理を行っています。 引き続き、児童扶養手当やひとり親支援に関する相談や手続き時において本事業を含めたひとり親支援を資料等で案内し、報誌、ホームページ等で周知を図ります。	子育て支援課

事業名等	内 容	所管課
⑤学童利用料 助成の実施	名護市では、母子及び父子家庭等医療費助成または児童扶養手当 該当者に対して学童利用料の助成を行っています。 令和6年度現在で157名の学童利用料の助成該当者がおり、年々 増加傾向にあることから、学童利用料の助成を継続するとともに、 学童利用料助成の周知・利用促進を図ります。	子育て支援課

第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画(第3期)

1. 教育・保育提供区域の設定

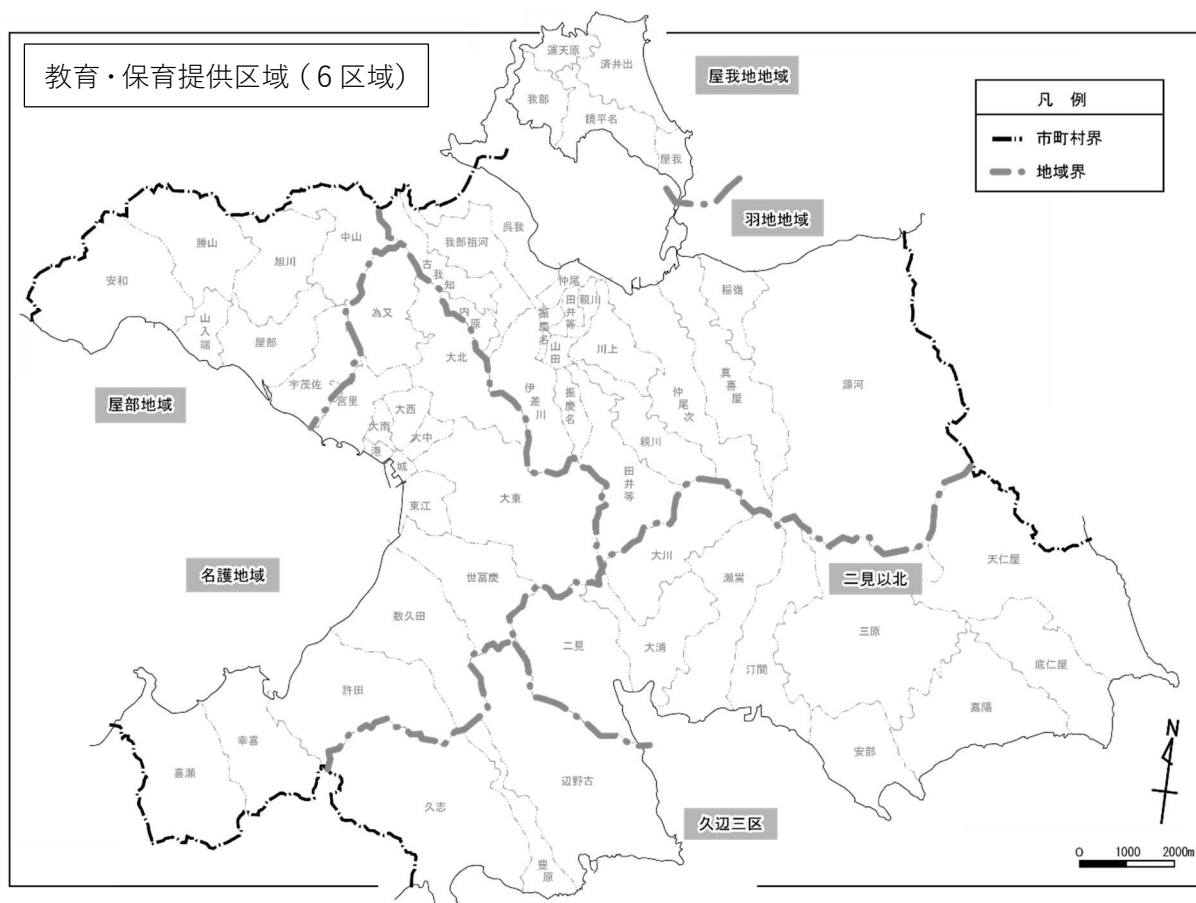
(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。そして、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが求められています。

(2) 名護市における教育・保育の提供区域の考え方

「幼児期の教育・保育」に係る事業量の検討に当たっては、本市の歴史的な結びつきを考えた5地域をもとに、必要に応じ中学校区の範囲での区分を行うものとし、以下の6区域を基本に「教育・保育提供区域」を設定します。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」に係る事業量の検討に当たっては、放課後児童健全育成事業については上記の「教育・保育提供区域」(6区域)、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとします。



2. 子ども・子育て支援事業計画において定める事業

子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画において「量の見込み」とそれに対する「確保方策」について定めることとなっている事業は以下のとおりです。

事業名	事業内容
幼児期の教育・保育（施設型・地域型保育給付）	
①教育・保育施設 ※認定こども園・幼稚園・保育所	認定こども園・幼稚園・保育所が該当。 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなる。
②地域型保育事業 ※小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育	小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育が該当。 上記と同様、保育の必要性を認定した上で給付。 ※3号認定こどもを主とし、定員規模が20人未満の小規模な保育事業。
地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業 （時間外保育事業）	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間外以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が仕事等により昼間自宅にいない児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。
③子育て短期支援事業	
短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病や仕事、育児疲れなどのため、家庭でのこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等でこどもを預かり、療育・保護を行う事業。（原則として7日以内）
夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	保護者の仕事などのため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合等の緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業。（宿泊可）
④地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）
⑤一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業においては、保育所等における「一時預かり事業」と、幼稚園等における「預かり保育」について一時預かりとして扱っている。 ※一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。 ※幼稚園等での預かり保育：在園児を対象に、通常の降園時間以上、園児を預かる事業。
⑥病児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

事業名	事業内容
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 ※相互援助活動の例：こどもの預かり、送迎など。 ※平成 21 年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を付加。 ※平成 28 年度 6 月からひとり親利用料助成事業開始（付加）
⑧利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 ※特定型：こどもや保護者が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者支援員が相談支援を行う ※こども家庭センター型：保健師等が妊娠期から子育て期にわたり、身体面・精神面・生活面の相談に応じ、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、情報提供、医療・福祉の関係機関との連絡調整等を行う ※地域子育て相談機関：保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関 ※妊婦等包括相談支援事業型：親子（母子）手帳交付時に把握した社会的・経済的背景を踏まえ、社会福祉士が伴走による対応を行う
⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供やこどもの発育・発達を保護者と一緒に確認し、見通しをもった育児ができるよう支援する事業。
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待を防止するため、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。
⑪【新】子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業。
⑫【新】児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に、児童や保護者への相談等を行う事業。
⑬【新】親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業。
⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための以下の取り組みに対する支援の実施。 ※調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取り組み（学識経験者による研修会開催 等） ※ネットワーク関係機関の連携強化（ケース記録・進行管理台帳の電子化等）
⑮妊婦健康診査	妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診（14 回分）を行う事業。
⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業。

事業名	事業内容
⑰多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
⑱【新】産後ケア事業	産後の母親に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業
⑲【新】こども誰でも通園制度	保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業

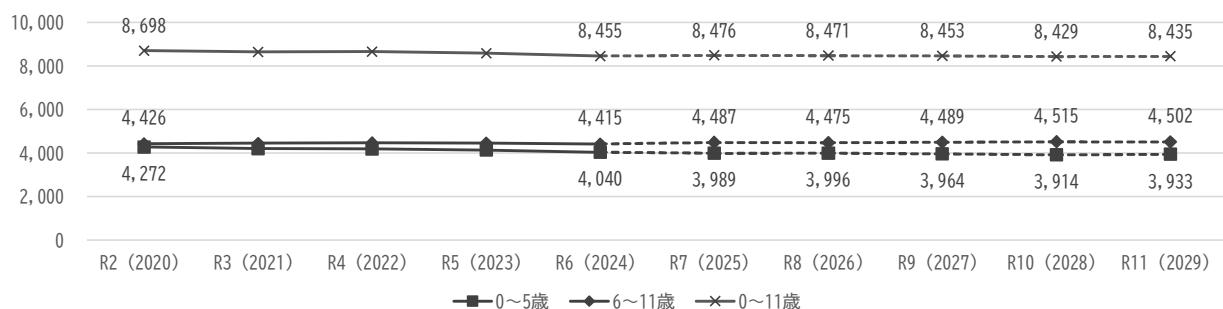
3. 第3期計画期間における児童数の推計、量の見込みの算出方法等

(1) 推計児童数

第3期計画の計画期間である2025（令和7）年度～2029（令和11）年度までの児童数について、コーホート変化率法を用いて推計した結果は以下のとおりです。

■市全体の推計児童数

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	613	609	605	607	611
1歳	604	655	651	647	649
2歳	645	615	667	663	659
3歳	719	656	626	678	674
4歳	714	731	667	636	689
5歳	694	730	748	683	651
6歳	761	702	738	756	690
7歳	726	768	709	745	763
8歳	721	736	779	719	755
9歳	757	730	745	789	728
10歳	761	767	740	755	800
11歳	761	772	778	751	766
0-11計	8,476	8,471	8,453	8,429	8,435
0-5計	3,989	3,996	3,964	3,914	3,933
6-11計	4,487	4,475	4,489	4,515	4,502



■名護地区

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	336	334	332	333	335
1歳	320	359	358	356	355
2歳	346	327	366	362	360
3歳	402	351	330	370	366
4歳	397	407	356	334	376
5歳	381	404	414	362	339
6歳	423	385	407	418	364
7歳	413	431	392	415	426
8歳	416	416	434	394	419
9歳	428	421	419	437	395
10歳	429	436	427	425	444
11歳	440	433	442	433	431
0-11計	4,731	4,704	4,677	4,639	4,610
0-5計	2,182	2,182	2,156	2,117	2,131
6-11計	2,549	2,522	2,521	2,522	2,479

■屋部地区

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	171	170	169	169	170
1歳	165	177	175	174	175
2歳	177	163	174	174	173
3歳	180	175	161	172	172
4歳	171	182	177	163	173
5歳	173	167	180	174	160
6歳	181	176	170	182	176
7歳	168	173	168	164	175
8歳	156	174	179	174	168
9歳	178	158	178	184	179
10歳	179	180	160	180	187
11歳	169	181	181	161	183
0-11計	2,068	2,076	2,072	2,071	2,091
0-5計	1,037	1,034	1,036	1,026	1,023
6-11計	1,031	1,042	1,036	1,045	1,068

■羽地地区

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	78	78	77	78	78
1歳	86	87	86	85	86
2歳	89	90	91	91	90
3歳	101	97	99	100	100
4歳	107	103	99	100	102
5歳	98	116	112	109	109
6歳	116	99	117	112	110
7歳	102	117	100	118	112
8歳	105	103	118	101	120
9歳	103	105	103	119	101
10歳	104	103	105	103	119
11歳	102	107	106	109	106
0-11計	1,191	1,205	1,213	1,225	1,233
0-5計	559	571	564	563	565
6-11計	632	634	649	662	668

■屋我地地区

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	4	4	4	4	4
1歳	4	4	4	4	4
2歳	3	4	4	4	4
3歳	5	3	4	4	4
4歳	5	6	3	4	4
5歳	8	5	6	4	4
6歳	6	8	6	7	4
7歳	9	7	11	6	8
8歳	10	9	7	11	6
9歳	8	11	9	7	12
10歳	10	8	10	9	7
11歳	9	10	8	10	9
0-11計	81	79	76	74	70
0-5計	29	26	25	24	24
6-11計	52	53	51	50	46

■久辺三区地区

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	18	17	17	17	18
1歳	20	19	19	19	20
2歳	20	22	22	22	22
3歳	21	20	23	22	22
4歳	23	21	21	25	23
5歳	23	26	24	23	28
6歳	24	21	24	22	21
7歳	22	27	23	25	24
8歳	19	23	28	24	26
9歳	26	19	24	28	25
10歳	27	25	20	24	28
11歳	27	29	27	20	24
0-11計	270	269	272	271	281
0-5計	125	125	126	128	133
6-11計	145	144	146	143	148

■二見以北地区

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	6	6	6	6	6
1歳	9	9	9	9	9
2歳	10	9	10	10	10
3歳	10	10	9	10	10
4歳	11	12	11	10	11
5歳	11	12	12	11	11
6歳	11	13	14	15	15
7歳	12	13	15	17	18
8歳	15	11	13	15	16
9歳	14	16	12	14	16
10歳	12	15	18	14	15
11歳	14	12	14	18	13
0-11計	135	138	143	149	150
0-5計	57	58	57	56	57
6-11計	78	80	86	93	93

(2) 量の見込みの算出方法および教育・保育の認定区分

各事業のニーズ量である「量の見込み」は、就学前児童保護者ニーズ調査（以下、ニーズ調査）結果より得られる各事業の利用意向率を、推計児童数にかけ合わせて算出します。ただし、名護市の実態と大きくかい離した数値が算出された場合は、必要に応じて実績値を用いて補正・再算出を行います。

また、「幼児期の教育・保育」の利用に当たっては、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、こどもの年齢と、親の就労状況を踏まえた保育の必要性により次の3区分となります。幼児期の教育・保育の量の見込み算出にあたっては、ニーズ調査結果を踏まえ、母親の今後の就労意向により認定区分を分類して算出を行います。

【認定区分と提供する施設】

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定こども	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定こども	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定こども	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

4. 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 検討の前提として

教育・保育事業の確保の前提として、子ども・子育て支援制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を検討し、位置付けていくものとします。

(2) 確保方策の検討

1) 待機児童の解消に向けた取り組みの検討

名護市においては、待機児童の解消に向け、第1期および第2期計画に基づき利用定員増等を進めてきました。さらに、課題である保育人材の確保・定着に向け、各種保育士確保事業等に取り組んできたところですが、全国的な保育士不足や幼児教育・保育の利用料の無償化、保護者の就労状況の変化などから、未だ待機児童の解消には至っておらず、引き続きニーズに対応した受け皿の確保が求められています。

今後の第3期計画期間中（令和7年度～令和11年度）において就学前児童数は、微減傾向で推移することが見込まれていることから、今後の保育需要への対応としては、市内既存認可保育施設での受入枠の拡大や認定こども園への移行、市内認可外保育施設の認可への移行、公立幼稚園での預かり保育の実施及び認定こども園への移行など、既存施設の活用を中心と

した確保策を検討し、教育・保育ニーズの増減に柔軟に対応していく必要があります。

また、待機児童の解消に向けた確保方策を検討する上でも大きな課題となっている人材の確保については、各種保育士確保事業の継続実施や、新たな名護市独自の事業などに取り組むことで、保育士の確保及び離職防止、労働環境の改善を図り、保育士不足などにより利用定員を引き下げている施設での利用定員の回復に努め、受け入れ園児数の増加を図る必要があります。

2) 就学前施設の充実

平成 30 年度に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、これらの施設すべてが『幼児教育機関』として位置付けられ、幼児教育の目的等を明確にし、共通化が図られました。名護市のこどもたちが、どの施設でも質の高い教育・保育が受けられるよう、施設の役割や機能の充実、施設間の連携を促進していきます。

保育所、認定こども園、小規模保育事業所での教育・保育については、年齢や発達に応じた養護や教育、職員のさらなる質の向上や確保に努めます。幼稚園については、共働き家庭やひとり親家庭の増加等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、公立幼稚園での預かり保育、複数年教育・保育の実施及び認定こども園への移行について検討していきます。

(3) 施設ごとの確保方策の考え方

1) 特定教育・保育施設

①認可保育所

ア：私立保育所

- ・各種保育士確保事業の継続実施や専門家による巡回支援事業の実施のほか、新たな名護市独自の事業に取り組み、保育士確保に向けた対策を行います。
- ・利用定員を引き下げている施設での利用定員の回復に努め、受入枠の拡大を図ります。
- ・待機児童数の状況や保護者ニーズ等を勘案しながら私立保育所の増改築、認定こども園への移行等について検討を行います。
- ・老朽化している施設については改築等を行い、安心安全な保育環境を整えます。

②幼稚園

ア：公立幼稚園

- ・小規模保育事業所からの3歳児の連携施設としての役割や、適正規模での複数年教育や預かり保育のニーズに対応するため、認定こども園への移行及び統廃合を検討します。
- ・近隣に民間の保育施設がある幼稚園については、公私連携認定こども園への移行を検討します。
- ・休園中の幼稚園については、地域のニーズを勘案しながら学童やこどもの家など、子どもの居場所への移行を検討します。

イ：私立幼稚園

- ・私立幼稚園Ⅰ園は現状の私学助成を継続することを想定しておくものとします（確保方策上、私学助成を継続する幼稚園に計上）。新制度に移行する意向が示された場合は柔軟に対応するものとします。

③認定こども園

ア：公立認定こども園

- ・「緑風こども園」については、安定的な職員の確保に努め、受入枠を確保していきます。また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向け、緑風学園と連携した取り組みを推進します。
- ・公立幼稚園の公立認定こども園への移行を検討します。

イ：法人認定こども園

- ・各種保育士確保事業の継続実施や専門家による巡回支援事業の実施のほか、新たな名護市独自の事業に取り組み、保育士確保に向けた対策を行います。
- ・利用定員を引き下げている施設での利用定員の回復に努め、受入枠の拡大を図ります。
- ・待機児童数の状況や保護者ニーズ等を勘案しながら、既存施設からの認定こども園への移行（私立又は公私）について検討を行います。
- ・老朽化している施設については改築等を行い、安心安全な保育環境を整えます。

2）私学助成を継続する幼稚園（私立幼稚園）

- ・前述したように、市内Ⅰ箇所の私立幼稚園については、現段階において移行までは現状の私学助成を継続することとしています。

3）地域型保育事業

①小規模保育事業

- ・令和7年度より、新規の小規模保育事業所2箇所（各定員19名）の確保を見込むものとします。
- ・認可外保育施設からの移行を支援します。
- ・3歳からの受け入れ先となる連携施設の確保に向けた支援を行います。

②家庭的保育事業

- ・今後の計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ事業実施について検討することとし、現時点では確保策として計上を行わないものとします。

③居宅訪問型保育事業

- ・今後の計画の進捗状況、待機児童の状況等を踏まえ事業実施について検討することとし、

現時点では確保策として計上を行わないものとします。

④事業所内保育事業

- ・認可外保育施設からの移行を支援し、事業所内保育の実施及び地域枠を確保方策に計上していくものとします。

4) 認可外保育施設など

①認可外保育施設

- ・沖縄県の指導監督基準を引き続き満たすよう、連携・指導を行います。

②企業主導型保育事業所

- ・企業主導型保育事業の地域枠を確保策に計上していくものとします。

(4) 確保方策のまとめ

今後の第3期計画期間中（令和7年度～令和11年度）において就学前児童数は、微減傾向で推移することが見込まれていることから、今後の保育需要への対応としては、市内既存認可保育施設での受入枠の拡大や認定こども園への移行、市内認可外保育施設の認可への移行、公立幼稚園での預かり保育の実施及び認定こども園への移行など、既存施設の活用を中心とした確保方策に取り組んでいくものとします。

これらに取り組むことで、市内全体での必要な量はほぼ確保されますが、認定区分や区域によっては確保量が不足している状況もあることから、隣接する区域の施設利用を図りつつ、今後の待機児童の状況や教育・保育ニーズ等を勘案しながら、認定こども園への移行や保育施設の増改築など、必要な量の施設整備等については必要に応じて検討を行います。

また、大きな課題となっている保育人材の確保について、これまで実施している各種保育士確保事業の継続実施や、新たな名護市独自の事業などに取り組むほか、保育士養成施設や養成講座を実施している関係組織との連携、「小田原短期大学名護スクール」との連携による中長期的な保育士の育成など、教育・保育人材の確保とともに、専門知識や技術の向上を図り、教育・保育の質をさらに高める取り組みを展開していくものとします。

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【名護市全体】

市全体 (暫定)		令和7年度 (推計児童数： 3,989 人のうち)				令和8年度 (推計児童数： 3,996 人のうち)				令和9年度 (推計児童数： 3,964 人のうち)				令和10年度 (推計児童数： 3,914 人のうち)				令和11年度 (推計児童数： 3,933 人のうち)								
		3-5歳： 学校教育のみ (1号)		3-5歳： 保育の必要性 あり (2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり (3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)		3-5歳： 保育の必要性 あり (2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり (3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)		3-5歳： 保育の必要性 あり (2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり (3号)								
		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳		2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳		2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳		2・1歳 0歳								
①量の見込み (必要利用定員総数)		119 人	1,950 人		1,507 人		124 人	1,937 人		1,523 人		123 人	1,864 人		1,563 人		113 人	1,830 人		1,557 人		115 人	1,845 人		1,558 人	
			234 人	1,716 人	1,114	393		229 人	1,708 人	1,132	391		217 人	1,647 人	1,175	388		219 人	1,611 人	1,168	389		220 人	1,625 人	1,166	392
②確保の内容		380 人	1,937 人		1,579 人		380 人	2,001 人		1,594 人		380 人	2,014 人		1,594 人		350 人	2,059 人		1,594 人		350 人	2,059 人		1,594 人	
			263 人	1,674 人	1,188	391		307 人	1,694 人	1,197	397		312 人	1,702 人	1,197	397		297 人	1,762 人	1,197	397		297 人	1,762 人	1,197	397
特定 教育・ 保育 施設	公立幼稚園	300	150				300	150				300	150				270	120				270	120			
	公立認定こども園		5	48	28	9		5	48	28	9		5	48	28	9		20	108	28	9		20	108	28	9
	私立認定こども園		108	341	174	52		152	492	266	85		157	513	282	88		157	513	282	88		157	513	282	88
	認可保育所			1,267	808	253			1,136	719	223			1,123	703	220			1,123	703	220			1,123	703	220
	地域型特定教育・保育 (小規模等)				152	66				171	75				171	75				171	75				171	75
	企業主導型保育		18		13	5		18		13	5		18		13	5		18		13	5		18		13	5
	確認を受けない幼稚園	80					80					80					80					80				
認可外保育施設 (認可化移行支援)				13	6																					
②-①		261 人	29 人	▲42 人	74	▲2	256 人	78 人	▲14 人	65	6	257 人	95 人	55 人	22	9	237 人	78 人	151 人	29	8	235 人	77 人	137 人	31	5

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【名護地区】

名護		令和7年度（推計児童数： 2,182 人のうち）				令和8年度（推計児童数： 2,182 人のうち）				令和9年度（推計児童数： 2,156 人のうち）				令和10年度（推計児童数： 2,117 人のうち）				令和11年度（推計児童数： 2,131 人のうち）								
		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）						
			幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳					
①量の見込み （必要利用定員総数）		68人	1,079人		809人		69人	1,065人		826人		67人	1,003人		859人		61人	977人		853人		63人	991人		852人	
			128人	951人	594人	215人		126人	939人	612人	214人		116人	887人	646人	213人		117人	860人	640人	213人		119人	872人	638人	214人
②確保の内容		320人	1,069人		866人		320人	1,096人		869人		320人	1,096人		869人		290人	1,141人		869人		290人	1,141人		869人	
			218人	851人	658	208		227人	869人	661	208		227人	869人	661	208		212人	929人	661	208		212人	929人	661	208
特定 教育・ 保育 施設	公立幼稚園	240	120		240	120		240	120		210	90		210	90		210	90		210	90					
	公立認定こども園											15 60			15 60			15 60			15 60					
	私立認定こども園		98	275	138	34	107	335	174	49	107	335	174	49	107	335	174	49	107	335	174	49				
	認可保育所			576	431	135		534	398	120		534	398	120		534	398	120		534	398	120				
地域型特定教育・保育 （小規模等）						76 33			89 39			89 39			89 39			89 39			89 39					
企業主導型保育																										
確認を受けない幼稚園		80			80			80			80			80			80			80						
認可外保育施設 （認可化移行支援）						13 6																				
②-①		252人	90人	▲100人	64人	▲7人	251人	101人	▲70人	49人	▲6人	253人	111人	▲18人	15人	▲5人	229人	95人	69人	21人	▲5人	227人	93人	57人	23人	▲6人

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【屋部地区】

屋部		令和7年度（推計児童数： 1,037 人のうち）				令和8年度（推計児童数： 1,034 人のうち）				令和9年度（推計児童数： 1,036 人のうち）				令和10年度（推計児童数： 1,026 人のうち）				令和11年度（推計児童数： 1,023 人のうち）								
		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）		0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）						
			幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳			幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳			幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳			幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳 0歳						
①量の見込み （必要利用定員総数）		29人	482人		414人		31人	481人		412人		31人	473人		419人		29人	465人		418人		28人	462人		419人	
			58人	424人	305人	109人		58人	423人	303人	109人		55人	418人	311人	108人		55人	410人	310人	108人		55人	407人	310人	109人
②確保の内容		60人	563人		444人		60人	578人		453人		60人	591人		453人		60人	591人		453人		60人	591人		453人	
			40人	523人	332	112		55人	523人	338	115		60人	531人	338	115		60人	531人	338	115		60人	531人	338	115
特定 教育・ 保育 施設	公立幼稚園	60	30		60	30		60	30		60	30		60	30		60	30		60	30		60	30		
	公立認定こども園																									
	私立認定こども園		10	66	36	18	25	100	56	24	30	121	72	27	30	121	72	27	30	121	72	27	30	121	72	27
	認可保育所		439		237	70	405		217	64	392		201	61	392		201	61	392		201	61	392		201	61
地域型特定教育・保育 （小規模等）					50	21				56	24				56	24				56	24				56	24
企業主導型保育			18		9	3		18		9	3		18		9	3		18		9	3		18		9	3
確認を受けない幼稚園																										
認可外保育施設 （認可化移行支援）																										
②-①		31人	▲18人 99人		27人 3人	29人	▲3人 100人		35人 6人	29人	5人 113人		27人 7人	31人	5人 121人		28人 7人	32人	5人 124人		28人 6人					

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【羽地地区】

羽地		令和7年度（推計児童数： 559 人のうち）			令和8年度（推計児童数： 571 人のうち）			令和9年度（推計児童数： 564 人のうち）			令和10年度（推計児童数： 563 人のうち）			令和11年度（推計児童数： 565 人のうち）		
		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）
			幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳		0歳	幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い		2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳		0歳	幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い
①量の見込み （必要利用定員総数）		16人	280人	206人	18人	288人	207人	19人	282人	206人	18人	283人	207人	18人	284人	207人
			34人 246人	156人 50人		34人 254人	157人 50人		32人 250人	157人 49人		33人 250人	157人 50人		33人 251人	157人 50人
②確保の内容		0人	171人	167人	0人	193人	170人	0人	193人	170人	0人	193人	170人	0人	193人	170人
			0人 171人	122 45		20人 173人	122 48		20人 173人	122 48		20人 173人	122 48		20人 173人	122 48
特定 教育・ 保育 施設	公立幼稚園															
	公立認定こども園															
	私立認定こども園				20	57	36	12	20	57	36	12	20	57	36	12
	認可保育所		171	96 33		116	60 24		116	60 24		116	60 24		116	60 24
	地域型特定教育・保育 （小規模等）			26 12			26 12			26 12			26 12			26 12
	企業主導型保育															
確認を受けない幼稚園																
認可外保育施設 （認可化移行支援）																
②-①		▲16人	▲34人 ▲75人	▲34人 ▲5人	▲18人	▲14人 ▲81人	▲35人 ▲2人	▲19人	▲12人 ▲77人	▲35人 ▲1人	▲18人	▲13人 ▲77人	▲35人 ▲2人	▲18人	▲13人 ▲78人	▲35人 ▲2人

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【屋我地地区】

屋我地		令和7年度（推計児童数： 29 人のうち）				令和8年度（推計児童数： 26 人のうち）				令和9年度（推計児童数： 25 人のうち）				令和10年度（推計児童数： 24 人のうち）				令和11年度（推計児童数： 24 人のうち）			
		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）		3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）					
			幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳	0歳				
①量の見込み （必要利用定員総数）		0人	16人		9人		0人	12人		10人		0人	11人		10人		0人	11人		10人	
			1人	15人	6人	3人		1人	11人	7人	3人		1人	10人	7人	3人		1人	10人	7人	3人
②確保の内容		0人	32人		18人		0人	32人		18人		0人	32人		18人		0人	32人		18人	
			0人	32人	12	6		0人	32人	12	6		0人	32人	12	6		0人	32人	12	6
特定 教育・ 保育 施設	公立幼稚園																				
	公立認定こども園																				
	私立認定こども園																				
	認可保育所		32	12	6		32	12	6		32	12	6		32	12	6		32	12	6
	地域型特定教育・保育 （小規模等）																				
	企業主導型保育																				
確認を受けない幼稚園																					
認可外保育施設 （認可化移行支援）																					
②-①		0人	▲1人	17人	6人	3人	0人	▲1人	21人	5人	3人	0人	▲1人	22人	5人	3人	0人	▲1人	22人	5人	3人

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【久辺三区地区】

久辺三区	令和7年度（推計児童数： 125 人のうち）			令和8年度（推計児童数： 125 人のうち）			令和9年度（推計児童数： 126 人のうち）			令和10年度（推計児童数： 128 人のうち）			令和11年度（推計児童数： 133 人のうち）		
	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）
		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	4人	63人	48人	4人	60人	48人	4人	64人	48人	4人	65人	48人	4人	67人	49人
		9人 54人	36人 12人		6人 54人	37人 11人		9人 55人	37人 11人		9人 56人	37人 11人		8人 59人	37人 12人
②確保の内容	0人	49人	41人	0人	49人	41人	0人	49人	41人	0人	49人	41人	0人	49人	41人
		0人 49人	32 9		0人 49人	32 9		0人 49人	32 9		0人 49人	32 9		0人 49人	32 9
特定教育・保育施設	公立幼稚園														
	公立認定こども園														
	私立認定こども園														
	認可保育所	49	32 9		49	32 9		49	32 9		49	32 9		49	32 9
	地域型特定教育・保育 （小規模等）														
	企業主導型保育														
	確認を受けない幼稚園														
	認可外保育施設 （認可化移行支援）														
②-①	▲4人	▲9人 ▲5人	▲4人 ▲3人	▲4人	▲6人 ▲5人	▲5人 ▲2人	▲4人	▲9人 ▲6人	▲5人 ▲2人	▲4人	▲9人 ▲7人	▲5人 ▲2人	▲4人	▲8人 ▲10人	▲5人 ▲3人

■幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策【二見以北地区】

二見以北	令和7年度（推計児童数： 57 人のうち）			令和8年度（推計児童数： 58 人のうち）			令和9年度（推計児童数： 57 人のうち）			令和10年度（推計児童数： 56 人のうち）			令和11年度（推計児童数： 57 人のうち）		
	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）	3-5歳： 学校教育のみ （1号）	3-5歳： 保育の必要性 あり（2号）	0-2歳： 保育の必要性 あり（3号）
		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 左記以外 強い	2・1歳 0歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	2人	30人	21人	2人	31人	20人	2人	31人	21人	1人	29人	21人	2人	30人	21人
		4人 26人	17人 4人		4人 27人	16人 4人		4人 27人	17人 4人		4人 25人	17人 4人		4人 26人	17人 4人
②確保の内容	0人	53人	43人	0人	53人	43人	0人	53人	43人	0人	53人	43人	0人	53人	43人
		5人 48人	32 11		5人 48人	32 11		5人 48人	32 11		5人 48人	32 11		5人 48人	32 11
特定教育・保育施設	公立幼稚園														
	公立認定こども園	5 48	28 9		5 48	28 9		5 48	28 9		5 48	28 9		5 48	28 9
	私立認定こども園														
	認可保育所														
	地域型特定教育・保育 （小規模等）														
	企業主導型保育		4 2			4 2			4 2			4 2			4 2
	確認を受けない幼稚園														
	認可外保育施設 （認可化移行支援）														
②-①	▲2人	1人 22人	15人 7人	▲2人	1人 21人	16人 7人	▲2人	1人 21人	15人 7人	▲1人	1人 23人	15人 7人	▲2人	1人 22人	15人 7人

5. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

1) 延長保育事業（時間外保育）

- ・量の見込みは、過去5年間実績の平均利用率を用いて算出しました。
- ・勤労形態の多様化に伴う延長保育のニーズに応じて実施できるよう、現在の提供量の維持・確保に取り組みます。
- ・今後、認定こども園へ移行する施設についても移行前の提供体制の維持に努め、新たに施設を整備する際も当事業が提供できるよう働きかけを行います。

延長保育事業（時間外保育）					実人数
市全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,761（人）	1,765（人）	1,750（人）	1,728（人）	1,737（人）
②確保の内容	1,761（人）	1,765（人）	1,750（人）	1,728（人）	1,737（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

R6年度見込み：1,207人

2) 放課後児童健全育成事業

- ・量の見込みについて、低学年は小学生保護者アンケート結果から得られた利用意向率を、高学年は実際の利用率を用いて算出しました。
- ・令和7年度に3箇所の開設を行い、必要な地域における放課後児童クラブ開設の公募及び既存の未補助施設の補助対象化等を行い、量の確保に努めます。

放課後児童健全育成事業					実人数
市全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,138（人）	1,128（人）	1,133（人）	1,146（人）	1,127（人）
参考値：低学年のみ	996（人）	989（人）	994（人）	1,001（人）	987（人）
小学1年生	409（人）	377（人）	396（人）	406（人）	371（人）
小学2年生	349（人）	369（人）	341（人）	358（人）	367（人）
小学3年生	238（人）	243（人）	257（人）	237（人）	249（人）
小学4年生	87（人）	84（人）	85（人）	90（人）	83（人）
小学5年生	40（人）	40（人）	39（人）	40（人）	42（人）
小学6年生	15（人）	15（人）	15（人）	15（人）	15（人）
②確保の内容	1,137（人）	1,177（人）	1,207（人）	1,207（人）	1,207（人）
②-①	▲1（人）	49（人）	74（人）	61（人）	80（人）

R6年度定員数：1,027人、25箇所

【提供区域別確保方策】

- ・各区域の量の見込みは、市全体と同一の比率を用いて算出しました。
- ・屋部地区、羽地地区、久辺三区地区においては、確保内容が不足しています。久辺三区地区については、放課後児童健全育成事業外の既存未補助施設で確保できていますが、放課後児童クラブ開設の公募及び既存の未補助施設の補助対象化等を検討していきます。なお、新設に向けた取り組みを進める上では、安定的な利用者数の見込みや運営事業者

の意向といった地区の実情を加味して整備を図っていくものとします。あわせて、児童一人当たりの専用区画面積を確保しつつ既存施設への定員増への働きかけ、近隣の放課後児童クラブへの送迎や子どもの家との連携も検討します。

名護	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	645 (人)	633 (人)	630 (人)	635 (人)	615 (人)
参考値：低学年のみ	564 (人)	552 (人)	551 (人)	553 (人)	538 (人)
小学1年生	228 (人)	207 (人)	218 (人)	224 (人)	196 (人)
小学2年生	198 (人)	208 (人)	189 (人)	199 (人)	204 (人)
小学3年生	138 (人)	137 (人)	144 (人)	130 (人)	138 (人)
小学4年生	49 (人)	49 (人)	48 (人)	49 (人)	44 (人)
小学5年生	23 (人)	24 (人)	23 (人)	23 (人)	24 (人)
小学6年生	9 (人)	8 (人)	8 (人)	10 (人)	9 (人)
②確保の内容	790 (人)	790 (人)	790 (人)	790 (人)	790 (人)
②-①	145 (人)	157 (人)	160 (人)	155 (人)	175 (人)

屋部	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	261 (人)	266 (人)	263 (人)	268 (人)	269 (人)
参考値：低学年のみ	229 (人)	235 (人)	231 (人)	234 (人)	234 (人)
小学1年生	97 (人)	95 (人)	91 (人)	98 (人)	95 (人)
小学2年生	81 (人)	83 (人)	81 (人)	79 (人)	84 (人)
小学3年生	51 (人)	57 (人)	59 (人)	57 (人)	55 (人)
小学4年生	20 (人)	18 (人)	20 (人)	21 (人)	21 (人)
小学5年生	9 (人)	9 (人)	8 (人)	10 (人)	10 (人)
小学6年生	3 (人)	4 (人)	4 (人)	3 (人)	4 (人)
②確保の内容	187 (人)	227 (人)	227 (人)	227 (人)	227 (人)
②-①	▲74 (人)	▲39 (人)	▲36 (人)	▲41 (人)	▲42 (人)

羽地	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	165 (人)	162 (人)	169 (人)	171 (人)	173 (人)
参考値：低学年のみ	146 (人)	143 (人)	150 (人)	150 (人)	153 (人)
小学1年生	62 (人)	53 (人)	63 (人)	60 (人)	59 (人)
小学2年生	49 (人)	56 (人)	48 (人)	57 (人)	54 (人)
小学3年生	35 (人)	34 (人)	39 (人)	33 (人)	40 (人)
小学4年生	12 (人)	12 (人)	12 (人)	14 (人)	12 (人)
小学5年生	5 (人)	5 (人)	5 (人)	5 (人)	6 (人)
小学6年生	2 (人)	2 (人)	2 (人)	2 (人)	2 (人)
②確保の内容	80 (人)	80 (人)	80 (人)	80 (人)	80 (人)
②-①	▲85 (人)	▲82 (人)	▲89 (人)	▲91 (人)	▲93 (人)

屋我地	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12 (人)	11 (人)	12 (人)	12 (人)	9 (人)
参考値：低学年のみ	10 (人)	10 (人)	10 (人)	11 (人)	8 (人)
小学1年生	3 (人)	4 (人)	3 (人)	4 (人)	2 (人)
小学2年生	4 (人)	3 (人)	5 (人)	3 (人)	4 (人)
小学3年生	3 (人)	3 (人)	2 (人)	4 (人)	2 (人)
小学4年生	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)
小学5年生	1 (人)	0 (人)	1 (人)	0 (人)	0 (人)
小学6年生	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)
②確保の内容	40 (人)	40 (人)	40 (人)	40 (人)	40 (人)
②-①	28 (人)	29 (人)	28 (人)	28 (人)	31 (人)

久辺三区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35 (人)	36 (人)	38 (人)	36 (人)	36 (人)
参考値：低学年のみ	30 (人)	32 (人)	33 (人)	32 (人)	32 (人)
小学1年生	13 (人)	11 (人)	13 (人)	12 (人)	11 (人)
小学2年生	11 (人)	13 (人)	11 (人)	12 (人)	12 (人)
小学3年生	6 (人)	8 (人)	9 (人)	8 (人)	9 (人)
小学4年生	3 (人)	2 (人)	3 (人)	3 (人)	3 (人)
小学5年生	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)
小学6年生	1 (人)	1 (人)	1 (人)	0 (人)	0 (人)
②確保の内容	0 (人)	0 (人)	30 (人)	30 (人)	30 (人)
②-①	▲35 (人)	▲36 (人)	▲8 (人)	▲6 (人)	▲6 (人)

二見以北	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20 (人)	20 (人)	21 (人)	24 (人)	25 (人)
参考値：低学年のみ	17 (人)	17 (人)	19 (人)	21 (人)	22 (人)
小学1年生	6 (人)	7 (人)	8 (人)	8 (人)	8 (人)
小学2年生	6 (人)	6 (人)	7 (人)	8 (人)	9 (人)
小学3年生	5 (人)	4 (人)	4 (人)	5 (人)	5 (人)
小学4年生	2 (人)	2 (人)	1 (人)	2 (人)	2 (人)
小学5年生	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)
小学6年生	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)
②確保の内容	40 (人)	40 (人)	40 (人)	40 (人)	40 (人)
②-①	20 (人)	20 (人)	19 (人)	16 (人)	15 (人)

3) 子育て支援短期支援事業（ショートステイ）

- ・現在、未実施となっており、保護者による養育が一時的に困難になった場合には、ファミリー・サポート・センター事業等にて支援（宿泊を伴う支援）を行っています。
- ・児童福祉施設等での実施については、ニーズを見極め必要に応じて、関係機関と調整を図り体制を確保していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)
参考値：1日平均利用者数	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)
②確保の内容	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)
②-①	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)	1 (人日)

R6年度実績：0人、0箇所

4) 地域子育て支援拠点事業

- ・現状の箇所数を維持しつつ、利用促進を図るものとします。

地域子育て支援拠点事業

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,296 (人回)	2,317 (人回)	2,372 (人回)	2,364 (人回)	2,367 (人回)
参考値：利用者数	329 (人)	332 (人)	340 (人)	339 (人)	339 (人)
②確保の内容	6 (箇所)	6 (箇所)	6 (箇所)	6 (箇所)	6 (箇所)

R5年度実績：年間10,137人（月あたり平均845人）、6か所

5) 一時預かり事業

ア：一時預かり事業(幼稚園型) (預かり保育)

- ・ニーズ調査から得られた預かり保育の利用意向率を基に算出しました。
- ・令和11年度の幼稚園及び認定こども園における預かり保育の確保量は297人(1人当たり年間264日とし、78,408人日の確保見込み)となっています。
- ・多様なニーズに対応できるよう、引き続き幼稚園での預かり保育を継続するとともに、関係機関と連携を図る中で幼稚園の認定こども園への移行等も含めて検討し、午後の預かりニーズへの対応を図ります。

ア：一時預かり事業(幼稚園型)

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48,091 (人日)	47,865 (人日)	46,147 (人日)	45,152 (人日)	45,536 (人日)
参考値：利用者数	185 (人)	184 (人)	178 (人)	174 (人)	175 (人)
②確保の内容	69,432 (人日)	81,048 (人日)	82,368 (人日)	78,408 (人日)	78,408 (人日)
参考値：利用者数	263 (人)	307 (人)	312 (人)	297 (人)	297 (人)
②-①	21,341 (人日)	33,183 (人日)	36,221 (人日)	33,256 (人日)	32,872 (人日)

R5年度実績：定期利用29,877人(公立幼稚園3園、認定こども園7園)

イ：一時預かり事業(幼稚園型を除く)

- ・ニーズ調査から得られた家庭保育の環境にある幼児の一時預かり利用意向率を基に量の見込みを算出すると、利用者数は約130人(年間32日程度)と見込まれます。
- ・令和6年度現在、保育士の不足により保育所での一時預かりは未実施となっていますが、緑風こども園にて事業を実施しています(定員数3人、年間230日程度)。
- ・緑風こども園にて事業を継続し、今後も安心して子育てができるよう保育士の確保に取り組み、一時預かりの受け入れ施設が増加するよう働きかけるとともに、引き続きファミリー・サポート・センター事業の利用を促進し、多様な受け皿の提供に努めるものとします。

イ：一時預かり事業(幼稚園型を除く)

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,307 (人日)	4,328 (人日)	4,293 (人日)	4,239 (人日)	4,260 (人日)
参考値：利用者数	135 (人)	136 (人)	135 (人)	133 (人)	134 (人)
②確保の内容	690 (人日)	690 (人日)	690 (人日)	690 (人日)	690 (人日)
②-①	▲ 3,617 (人日)	▲ 3,638 (人日)	▲ 3,603 (人日)	▲ 3,549 (人日)	▲ 3,570 (人日)

R5年度実績(保育所での一時預かり利用実績)：406人(公立認定こども園1園)

6) 病児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

- ・令和6年度現在、市内2箇所（定員7人）のうち、1箇所が休止中となっています。量の見込みでは1日当たり4人の利用となっていることから、休止施設の再開や現行施設の定員増、他施設での実施などを検討し、ニーズに対応した病児保育事業の提供を働きかけます。
- ・また、ファミリー・サポート・センターについて病児・病後児対応を行える会員の育成及び市民への周知を図っていくものとします。

病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）					延べ人数
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,101（人日）	1,103（人日）	1,094（人日）	1,080（人日）	1,086（人日）
参考値：1日平均利用者数	4（人）	4（人）	4（人）	4（人）	4（人）
②確保の内容	1,101（人日）	1,101（人日）	1,101（人日）	1,101（人日）	1,101（人日）
②-①	0（人日）	▲2（人日）	7（人日）	21（人日）	15（人日）

R5年度実績：病児保育371人

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児のみ）

- ・量の見込みに対応できるよう現在の提供体制を維持しつつ、広報周知等により、まかせて会員（援助会員）の確保と質の更なる向上を促進します。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）					延べ人数
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	27（人日）	27（人日）	27（人日）	27（人日）	27（人日）
低学年	27（人日）	27（人日）	27（人日）	27（人日）	27（人日）
高学年	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）
②確保の内容	27（人日）	27（人日）	27（人日）	27（人日）	27（人日）
②-①	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

8) 利用者支援事業

- ・現在、保育所利用申込窓口（保育・幼稚園課）に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や子育て支援に関する事業を円滑に利用できるよう相談支援を行っています。（特定型）
- ・これに加え、令和6年度から、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談や支援など総合的に対応する「こども家庭センター」を子育て支援課・健康増進課（母子保健機能）に設置し、子育て家庭の個別ニーズを把握した上、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援します。（こども家庭センター型）
- ・また、令和5年度から、保健師・社会福祉士・看護師の連携による伴走型相談支援を実施

しており、親子（母子）手帳交付時に把握した社会的・経済的背景を踏まえ、保健師・社会福祉士が伴走による対応を図っています。（妊婦等包括相談支援事業）

- ・これら事業を継続的に実施し、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

利用者支援事業

整備数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）
②確保の内容	2（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）	3（箇所）
特定型	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）
こども家庭センター型	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）
地域子育て相談機関	0（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）	1（箇所）
②-①	0（箇所）	0（箇所）	0（箇所）	0（箇所）	0（箇所）

R6年度実績：特定型1箇所、こども家庭センター型1箇所

妊婦等包括相談支援事業

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,622（人回）	1,612（人回）	1,601（人回）	1,606（人回）	1,617（人回）
②確保の内容	1,622（人回）	1,612（人回）	1,601（人回）	1,606（人回）	1,617（人回）
②-①	0（人回）	0（人回）	0（人回）	0（人回）	0（人回）

実施時期：母子保健手帳交付時（面談）、16週目（電話面談）、8カ月目（アンケート）

9）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- ・基本的に生まれてくる赤ちゃんを対象としていることから人口推計で算出された0歳児数を量の見込みとします。
- ・保健師や助産師等の専門職員が全戸訪問に対応していくものとし、量の見込みと同数を確保内容として設定します。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

実人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	613（人）	609（人）	605（人）	607（人）	611（人）
②確保の内容	613（人）	609（人）	605（人）	607（人）	611（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

R元～R5実績：96～97%

10) 養育支援訪問事業

- ・直近の支援世帯数4世帯を量の見込みとして設定し、ニーズに応じて対応を図ります。
量の見込みと同数を確保内容として設定します。

養育支援訪問事業

実人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4 (人)	4 (人)	4 (人)	4 (人)	4 (人)
②確保の内容	4 (人)	4 (人)	4 (人)	4 (人)	4 (人)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

R6年度実績：4世帯（32件）

11) 子育て世帯訪問支援事業

- ・令和6年度から実施している事業であり、支援件数は延べ86件（支援世帯数4世帯）となっており、引き続き育児・家事の援助に取り組めます。
- ・今後は支援対象者が増えることが見込まれ、子育て世帯訪問支援員の育成を進めるとともに、支援員を安定的に確保するため、事業委託の検討を進めます。

子育て世帯訪問支援事業

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	86 (人回)	90 (人回)	94 (人回)	97 (人回)	100 (人回)
②確保の内容	86 (人回)	90 (人回)	94 (人回)	97 (人回)	100 (人回)
②-①	0 (人回)	0 (人回)	0 (人回)	0 (人回)	0 (人回)

R6年度実績：86件（4世帯）

12) 児童育成支援拠点事業

- ・新規事業のため、詳細なニーズを把握しながら近隣自治体の実施状況や既存の類似事業との連携の中で、事業の実施について検討していきます。

13) 親子関係形成支援事業

- ・新規事業のため、詳細なニーズを把握しながら近隣自治体の実施状況や既存の類似事業との連携の中で、事業の実施について検討していきます。

14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

- ・名護市要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関との連携体制の構築を図るとともに、児童虐待防止啓発活動としてシンポジウムやオレンジリボン運動を展開していきます。
- ・また、関係機関のスキルアップを図るため、児童虐待防止啓発講演会や研修会等を企画・開催していくとともに、虐待を受けている子ども、支援を必要とする家庭への迅速な対応

応、関係機関との連携により、養育環境の改善に向けた支援を行います。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

実数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)
②確保の内容	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)
②-①	0 (箇所)	0 (箇所)	0 (箇所)	0 (箇所)	0 (箇所)

15) 妊婦健康診査

- ・令和2～5年度の平均健診受診率（89.5％）を求め、人口推計で算出された0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに受診率の平均と公費の14回を乗じて量の見込みを算出しました。量の見込みと同数を確保内容として設定します。

妊婦健診

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,677 (人回)	7,627 (人回)	7,576 (人回)	7,601 (人回)	7,652 (人回)
②確保の内容	7,677 (人回)	7,627 (人回)	7,576 (人回)	7,601 (人回)	7,652 (人回)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

公費助成：14回、平均受診率の4カ年平均：89.5%

16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・現在の実績を量の見込みとし、同数を確保内容として設定します。

実費徴収に伴う補足給付事業

実人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	32 (人)	32 (人)	32 (人)	32 (人)	32 (人)
②確保の内容	32 (人)	32 (人)	32 (人)	32 (人)	32 (人)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

R5年度実績：32人

17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・教育・保育のニーズの動向を踏まえ、適切に実施を図っていくものとします。

多様な主体の参入促進事業

実数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	0 (箇所)
②確保の内容	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)	1 (箇所)
②-①	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	1 (人日)

18) 産後ケア事業

- ・令和3年度より事業を実施しており、これまでの実績を基に量の見込みを算出しています。
- ・確保内容は量の見込みと同数を設定しています。受入施設との連携により事業を継続実施し、母親が心身ともに健やかに育児ができるよう、支援体制の整備・充実を図ります。

産後ケア事業

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,023 (人日)	2,010 (人日)	1,997 (人日)	2,003 (人日)	2,017 (人日)
②確保の内容	2,023 (人日)	2,010 (人日)	1,997 (人日)	2,003 (人日)	2,017 (人日)
②-①	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)

対象：申請者に対し利用券を配布。出産後～1年未満、R6年度は5回まで利用可。

算出式：年間見込み産婦数×（申請者数÷総産婦数）×事業対応日数

R5年度実績：利用延べ回数1,274回

19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・家庭保育の環境にある0歳～2歳児が利用することを想定し、国が示す算出方式にならって量の見込みを算出しました。
- ・新たな給付事業化に向け、認可保育所・認定こども園への制度の周知を図るとともに、保育士の確保や類似事業（一時預かり事業）との役割分担等を図る中で、実施体制の整備を進めます。

乳児等通園支援事業

延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	167 (人日)	169 (人日)	172 (人日)	171 (人日)	172 (人日)
0歳児	75 (人日)	74 (人日)	74 (人日)	74 (人日)	75 (人日)
1歳児	48 (人日)	53 (人日)	53 (人日)	52 (人日)	52 (人日)
2歳児	44 (人日)	42 (人日)	45 (人日)	45 (人日)	45 (人日)
②確保の内容	0 (人日)	169 (人日)	172 (人日)	171 (人日)	172 (人日)
②-①	▲ 167 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)

算出式：（推計児童数－3号認定者数）×10時間/月÷176時間/月×12カ月

第6章 計画の推進に向けて

1. 庁内及び国・県等との連携

こども・子育てに関わる施策は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野等、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課との連携体制のもと、施策の推進に当たるものとします。

なお、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2. 市民・地域等との連携

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、保育所や幼稚園、学校、地域、事業者など多様な主体が関係することから、計画の周知を図るとともに、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3. 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体施策の進行状況について把握するとともに、「名護市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画はPDCAサイクルにより、継続的改善を行いながら進行管理を図っていくものとします。

4. こどもが意見を表明できる環境づくり

こども基本法第11条において、「市町村はこども施策の策定・実施等に当たって、施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが定められています。また、こども大綱においても、こども施策に関する基本的な方針として、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく」ための環境づくりを行うことが必要とされています。

こども達の意見聴取の機会づくりや意見を述べる場の提供に努め、意見表明できるような環境づくりを進めます。